



(号外) 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

〔法規的告示〕

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務二)

- 農業取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件(農林水産三九)

〔その他告示〕

- 地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件(総務五)
- 地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件(同六)
- 地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件(同七)

三 七 五

五

二



- 個人向け国債の発行等に関する省令(財務一二〇一八)
- 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同一九、二二)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示(同二二一、二四)
- 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和七管理年度における漁業法第十一条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(農林水産四〇)
- 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和八管理年度における漁業法第十一条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(農林水産四一)
- 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群)に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(同四二)



- 特定水産資源(まさば及びこまさば太平洋系群、まさば及びこまさば馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海)に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件(同四三)
- 特定水産資源(まさば及びこまさば太平洋系群、まさば及びこまさば馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海)に関する令和八年度弁理士試験に係る委員等の一部を変更する件(同)
- 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群)に関する令和八年度弁理士試験に係る委員等の一部を変更する件(同四四)



三 七 五

三 三

三

地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 日本弁護士連合会裁決、独立行政法
- 人都市再生機構関係

六 元 玄

三 三

三

## ○総務省令第二号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二百二条の十九第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十四日  
電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後	前
--	---	---	---	---

## 目次

〔第一章～第三章 略〕

## 第四章 雜則

〔第一節～第二節の三 略〕

第二節の四 国の機関等による申請等の特例（第五十一条の二～第五十一条の九の三の二）

〔第二節の五～第四節 略〕

第五節 電子情報処理組織による手続（第五十三条～第五十六条）

## 附則

（定義等）

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

〔一～十四 略〕

十四条の二 「書面等」とは、法第二百二条の十九第一項に規定する書面等をいう。

十四条の三 「申請等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第二条第八号に規定する申請等をいう。

〔十四の四・十四の五 略〕

十四条の六 「電子申請等」とは、法第二百二条の十九第一項の規定により第五十一条の九の三に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第二百二条の十九第一項各号に掲げる手続又は情報通信技術活用法第六条第一項の規定により総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号、以下「情報通信技術活用法施行規則」という。）第二条に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。

〔十四の七～九十三 略〕

省  
令

総務大臣 林 芳正

**第二節の四 国の機関等による申請等の特例**

(相当数の無線局を開設している者)

**第二節の四 削除**

**第五十一条の九の二** 法第一百二条の十九第一項の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、携帯電話事業者等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局であつて電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下この条において同じ）の免許人又は設備規則第三条第十号に規定する広域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超えて、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超えて、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて電気通信業務用基地局の免許人をいう。）とする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

**第五十一条の九の三** 法第一百二条の十九第一項の総務省令で定める電子情報処理組織は、総務省の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該総務省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

**第五十一条の九の三の二** 法第一百二条の十九第一項の規定により前条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、情報通信技術活用法施行規則第四条、第六条及び第十三条第一項の規定の例により当該申請等を行うものとする。

（電子情報処理組織による手続）

**第五十三条** 法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2 法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。

[3・4 略]

（電子申請等を委任する場合における委任状）

**第五十五条** 電子申請等により申請等（無線局の免許又は登録に係る申請等に限る。）を行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行うときにおける当該電子申請等に係る委任状は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状を使用するものとする。ただし、当該電子委任状に係る者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、当該電子委任状を使用することができない場合は、この限りではない。

[新設]

2 法及びこれに基づく命令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

[3・4 同上]

（電子情報処理組織による手続）

**第五十三条** 「同上」

**第五十一条の二及び第五十二条の三** 削除

削除

(無線局免許手続規則の一部改正)

**第二条** 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、これを加える。

	改	正	後
--	---	---	---

(電子情報処理組織による手続等)

**第三十二条** 【略】

- 2 この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する旨の表示をするものとする。
- 〔3・4 略〕

(電子申請等を委任する場合における委任状)

**第三十二条の二**

- 2 この省令の規定による申請等に對する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する旨の表示をして電子申請等により行うものとする。
- 〔3・4 同上〕

〔新設〕

(電子情報処理組織による手続等)

**第三十二条** 【同上】

- 2 この省令の規定による申請等に對する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。
- 〔3・4 同上〕

(電子情報処理組織による手続等)

**第三十二条** 【略】

- 2 この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該電子申請等を行おうとする者の委任状を受けて当該電子申請に係る委任状は、電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)第二条第一項に規定する電子委任状を使用するものとする。ただし、当該電子委任状に係る者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、当該電子委任状を使用することができない場合は、この限りではない。

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

- 2 この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。
- 〔3 略〕

改

正

後

改

正

前

(電子情報処理組織による手続等)

**第三十二条** 【同上】

- 2 この省令の規定による申請等に對する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。
- 〔3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。ただし、第一条中電波法施行規則第五十三条第二項の改正規定及び第二条中無線局免許手続規則第二十二条第二項の改正規定並びに第三条の規定は、令和九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の電波法施行規則(以下この項において「新施行規則」という。)又は第二条の規定による改正後の無線局免許手續規則(以下この項において「新免許手續規則」という。)に規定する申請等を新施行規則第二条第一項第十四号の六に規定する電子申請等により行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行うときにおいて、当該委任に係る者が新施行規則第五十五条又は新免許手續規則第三十二条の二の規定に基づく電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)第二条第一項に規定する電子委任状を使用する事が困難であるときは、この省令の施行の日から令和十八年三月三十日までの間、新施行規則第五十五条及び新免許手續規則第三十二条の二の規定は適用しない。

# 法規即決

○農林水産省即決第三十九號

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農業取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農業取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年一月十四日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

別表		別表	
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量 容量	農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量 容量
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>S—(4—クロロベンジル)－N, N— ジエチルオカーバメート (別名チオベ ンカルブ又はベンチオカーブ)</u>	0.01mg/kg/体重／日	1mg/kg/体重	(新設)
<u>3, 4—シクロロ—2—シアノ—1, 2—チアゾール—5—カルボキサンид (別名イソチアニル)</u>	0.026mg/kg/体重／日	—	(新設)
<u>1—[(1RS)—1, 2—ジメチルフロ ビル]—N—エチル—5—メチル—N— ビリダジン—4—イル—1H—ビラゾー ル—4—カルボキサミド (別名ジンプロ ビリダズ)</u>	0.21mg/kg/体重／日	1.2mg/kg/体重	(新設)

(略)

## その他の即決

○総務省告示第五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にいれに対応するものを掲げていないものは、それを加える。

総務大臣 林 芳正

改 正 後	改 正 前
<p>一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産</p> <p>1 次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両</p> <p>所 有 者</p> <p>価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事</p> <p>[( 1)~( 19) 略] [削る] ( 20)~( 43) [略] <u>( 44) 伊豆急行株式会社</u>  ( 45)~( 57) [略] [削る] ( 58)~( 79) [略]</p> <p>2 次に掲げる者が所有する索道に係る搬器</p> <p>所 有 者</p> <p>価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事</p> <p><u>( 1) 磐梯リゾート開発株式会社(福島県内の二以上の市町村にわたって使用するものに限る。)</u> ( 2)・( 3) [略] [3 略]</p> <p>二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産</p> <p>1 次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両</p> <p>所 有 者</p> <p>[( 1)~( 48) 略] [削る]  ( 49)~( 59) [略]</p> <p>2 次に掲げる登録記号の航空機</p> <p>登 錄 記 号</p> <p>[( 1)~( 52) 略] <u>( 53) JA07WJ</u> <u>( 54)~( 66) [略]</u> [削る] [( 67)・( 68) 略] <u>( 69) JA09WJ</u></p>	<p>一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産</p> <p>1 次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両</p> <p>所 有 者</p> <p>価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事</p> <p>[( 1)~( 19) 同左] ( 20) 新京成電鉄株式会社 ( 21)~( 44) [同左] <u>( 45) 伊豆急行株式会社(伊豆急行線、伊東線のうち静岡県内の区間のみを走行するものに限る。)</u> ( 46)~( 58) [同左] <u>( 59) 泉北高速鉄道株式会社</u> ( 60)~( 81) [同左]</p> <p>2 次に掲げる者が所有する索道に係る搬器</p> <p>所 有 者</p> <p>価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事</p> <p>[新設] ( 1)・( 2) [同左] [3 同左]</p> <p>二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産</p> <p>1 次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両</p> <p>所 有 者</p> <p>[( 1)~( 48) 同左] <u>( 49) 伊豆急行株式会社(伊豆急行線、伊東線のうち静岡県内の区間のみを走行するものを除く。)</u> ( 50)~( 60) [同左]</p> <p>2 次に掲げる登録記号の航空機</p> <p>登 錄 記 号</p> <p>[( 1)~( 52) 同左] [新設] ( 53)~( 65) [同左] <u>( 66) JA09MC</u> [( 67)・( 68) 同左] [新設]</p>

( 70) ~ ( 77) [略]  
( 78) J A 1 0 W J  
( 79) ~ ( 113) [略]  
[削る]  
( 114) ~ ( 129) [略]  
[削る]  
[( 130) ~ ( 137) 略]  
[削る]  
( 138) ~ ( 144) [略]  
( 145) J A 1 7 X J  
[( 146) ~ ( 185) 略]  
( 186) J A 2 1 9 P  
( 187) [略]  
[削る]  
[( 188) ~ ( 197) 略]  
( 198) J A 2 2 7 P  
( 199) [略]  
[削る]  
[( 200) ~ ( 225) 略]  
( 226) J A 3 0 M C  
( 227) ~ ( 357) [略]  
[削る]  
[( 358) · ( 359) 略]  
[削る]  
( 360) ~ ( 412) [略]  
[削る]  
( 413) ~ ( 632) [略]  
( 633) J A 9 8 5 A  
( 634) J A 9 8 6 A  
( 635) J A 9 9 0 A

( 69) ~ ( 76) [同左]  
[新設]  
( 77) ~ ( 111) [同左]  
( 112) J A 1 3 V A  
( 113) ~ ( 128) [同左]  
( 129) J A 1 4 V A  
[( 130) ~ ( 137) 同左]  
( 138) J A 1 5 V A  
( 139) ~ ( 145) [同左]  
[新設]  
[( 146) ~ ( 185) 同左]  
[新設]  
( 186) [同左]  
( 187) J A 2 1 M C  
[( 188) ~ ( 197) 同左]  
[新設]  
( 198) [同左]  
( 199) J A 2 2 J J  
[( 200) ~ ( 225) 同左]  
[新設]  
( 226) ~ ( 356) [同左]  
( 357) J A 7 3 1 J  
[( 358) · ( 359) 同左]  
( 360) J A 7 3 5 J  
( 361) ~ ( 413) [同左]  
( 414) J A 7 5 4 A  
( 415) ~ ( 634) [同左]  
[新設]  
[新設]  
[新設]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

#### 附 則

- 2 1 この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。  
○ 2 2 この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第八号第一号<sup>2</sup>〔1〕は令和六年度分の固定資産税から適用する。  
○ 総務省告示第六号  
 地方税法(昭和十五年法律第二百一十六号)第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号(地方税法第二百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件)の一部を次のように改正する。  
 令和八年一月十四日  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを加える。

総務大臣 林 芳正

改	正	後		改	正	前	
一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶				一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶			
船舶番号	船	舶	名	船舶番号	船	舶	
[ <u>( 1 )</u> ~( <u> 26 )</u> 略] <u>( 27 )</u> <u>240-71977</u> [ <u>( 28 )</u> ~( <u> 33 )</u> [略] [削る] [( 34 )~( <u> 86 )</u> 略] <u>( 87 )</u> <u>273-14423</u> [ <u>( 88 )</u> ~( <u> 91 )</u> [略] [削る] [( 92 )~( <u> 99 )</u> 略] [削る] <u>( 100 )</u> ·( <u> 101 )</u> [略] [削る] ( 102 ) [略] [削る] ( <u> 103 )</u> <u>136835</u> ( <u> 104 )</u> ~( <u> 114 )</u> [略] ( <u> 115 )</u> <u>144928</u> ( <u> 116 )</u> ~( <u> 131 )</u> [略] [削る] ( <u> 132 )</u> ~( <u> 142 )</u> [略] ( <u> 143 )</u> <u>144777</u> ( <u> 144 )</u> <u>293-25478</u> [( 145 )~( <u> 154 )</u> 略] [削る] ( <u> 155 )</u> ~( <u> 168 )</u> [略] [削る] ( <u> 169 )</u> ~( <u> 186 )</u> [略] ( <u> 187 )</u> <u>144936</u> 二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶	価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事	同	船舶番号	船	舶	名	
[ <u>( 1 )</u> ~( <u> 26 )</u> 同左] [新設] [ <u>( 27 )</u> ~( <u> 32 )</u> [同左] ( <u> 33 )</u> <u>126532</u> [( 34 )~( <u> 86 )</u> 同左] [新設] ( <u> 87 )</u> ~( <u> 90 )</u> [同左] ( <u> 91 )</u> <u>293-16902</u> [( 92 )~( <u> 99 )</u> 同左] ( <u> 100 )</u> <u>130344</u> ( <u> 101 )</u> ·( <u> 102 )</u> [同左] ( <u> 103 )</u> <u>133750</u> ( <u> 104 )</u> [同左] ( <u> 105 )</u> <u>136405</u> [新設] ( <u> 106 )</u> ~( <u> 116 )</u> [同左] [新設] ( <u> 117 )</u> ~( <u> 132 )</u> [同左] ( <u> 133 )</u> <u>136835</u> ( <u> 134 )</u> ~( <u> 144 )</u> [同左] [新設] [新設] [( 145 )~( <u> 154 )</u> 同左] ( <u> 155 )</u> <u>48986</u> ( <u> 156 )</u> ~( <u> 169 )</u> [同左] ( <u> 170 )</u> <u>136467</u> ( <u> 171 )</u> ~( <u> 188 )</u> [同左] [新設]	第8 わかあゆ	同	船舶番号	船	舶	名	
				二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶			
船舶番号	船	舶	名				
[ <u>( 1 )</u> ~( <u> 8 )</u> 略] <u>( 9 )</u> <u>273-14458</u> [ <u>( 10 )</u> ~( <u> 14 )</u> [略] ( <u> 15 )</u> <u>292-45575</u> ( <u> 16 )</u> <u>292-50848</u>	ししじま			[ <u>( 1 )</u> ~( <u> 8 )</u> 同左] [新設] ( <u> 9 )</u> ~( <u> 13 )</u> [同左] [新設] [新設]			

[削る]  
[削る]  
[削る]  
[削る]  
[削る]  
( 17)~( 28) [略]  
[削る]  
[削る]  
( 29)~( 30) [略]  
[削る]  
( 31)~( 38) [略]  
[削る]  
[削る]  
( 39)~( 40) [略]  
[削る]  
( 41) [略]  
[削る]  
( 42)~( 56) [略]  
[削る]  
( 57) [略]  
[削る]  
( 58)~( 65) [略]  
[削る]  
( 66)~( 67) [略]  
[削る]  
[削る]  
( 68)~( 72) [略]  
[削る]  
( 73)~( 75) [略]  
[削る]  
( 76)~( 81) [略]  
[削る]  
[削る]  
( 82)~( 88) [略]  
[削る]  
( 89)~( 96) [略]  
( 97) 133750  
( 98) 133761  
( 99)~(114) [略]  
[削る]  
(115)~(118) [略]

フェリーかなた  
みかさ

( 14)	67	第67くまの号
( 15)	68	第68くまの号
( 16)	69	第69くまの号
( 17)	70	第70くまの号
( 18)	75	第75くまの号
( 19)~( 30)	[同左]	
( 31)	7303	第二大徳丸
( 32)	7304	伊一6
( 33)~( 34)	[同左]	
( 35)	13759	しじま
( 36)~( 43)	[同左]	
( 44)	124478	早来丸
( 45)	127257	銀河
( 46)~( 47)	[同左]	
( 48)	128698	フェリーくるしま
( 49)	[同左]	
( 50)	129168	セブンアイランド愛
( 51)~( 65)	[同左]	
( 66)	132168	黄隆丸
( 67)	[同左]	
( 68)	132288	第八日興丸
( 69)~( 76)	[同左]	
( 77)	132566	おれんじま一きゅりー
( 78)~( 79)	[同左]	
( 80)	132584	第二龍王丸
( 81)	132587	新栄丸
( 82)~( 86)	[同左]	
( 87)	132843	北辰丸
( 88)~( 90)	[同左]	
( 91)	133058	ダイテン
( 92)~( 97)	[同左]	
( 98)	133174	碧隆丸
( 99)	133193	協同三号
(100)~(106)	[同左]	
(107)	133554	天春
(108)~(115)	[同左]	
[新設]		
[新設]		
(116)~(131)	[同左]	
(132)	134183	第四十七天神丸
(133)~(136)	[同左]	

[削る]  
( 119) ~ ( 123) [略]  
[削る]  
( 124) [略]  
[削る]  
( 125) ~ ( 166) [略]  
[削る]  
( 167) ~ ( 169) [略]  
[削る]  
( 170) ~ ( 180) [略]  
[削る]  
( 181) ~ ( 188) [略]  
[削る]  
( 189) ~ ( 195) [略]  
[削る]  
( 196) ~ ( 213) [略]  
[削る]  
( 214) ~ ( 220) [略]  
[削る]  
( 221) ~ ( 234) [略]  
[削る]  
( 235) ~ ( 237) [略]  
[削る]  
( 238) ~ ( 241) [略]  
[削る]  
( 242) [略]  
[削る]  
( 243) ~ ( 245) [略]  
[削る]  
( 246) ~ ( 249) [略]  
[削る]  
( 250) ~ ( 252) [略]  
[削る]  
( 253) ~ ( 272) [略]  
[削る]  
( 273) ~ ( 298) [略]  
[削る]  
( 299) [略]  
[削る]  
( 300) ~ ( 320) [略]  
[削る]  
( 321) ~ ( 335) [略]  
[削る]

<u>( 137)</u>	134261	正清
<u>( 138) ~ ( 142)</u>	[同左]	第二十五徳栄丸
<u>( 143)</u>	134410	第三十一周宝丸
<u>( 144)</u>	[同左]	第七十八親力丸
<u>( 145)</u>	134463	第八金吉丸
<u>( 146) ~ ( 187)</u>	[同左]	m a r u m a s a 5号
<u>( 188)</u>	135514	第二十一光邦丸
<u>( 189) ~ ( 191)</u>	[同左]	白鳳丸
<u>( 192)</u>	135550	第七しようどしま丸
<u>( 193) ~ ( 203)</u>	[同左]	第三鶴汐丸
<u>( 204)</u>	135868	エルエヌジージャマル
<u>( 205) ~ ( 212)</u>	[同左]	明山丸
<u>( 213)</u>	135994	さんふらわあ しれとこ
<u>( 214) ~ ( 220)</u>	[同左]	第五大伸丸
<u>( 221)</u>	136119	泉翔
<u>( 222) ~ ( 239)</u>	[同左]	明神丸
<u>( 240)</u>	136490	第十五光新丸
<u>( 241) ~ ( 247)</u>	[同左]	エネルギー フロンティア
<u>( 248)</u>	136540	第十近雄丸
<u>( 249) ~ ( 262)</u>	[同左]	三泰丸
<u>( 263)</u>	136795	よさこい
<u>( 264) ~ ( 266)</u>	[同左]	佑佳
<u>( 267)</u>	136823	
<u>( 268) ~ ( 271)</u>	[同左]	
<u>( 272)</u>	136852	
<u>( 273)</u>	[同左]	
<u>( 274)</u>	136866	
<u>( 275) ~ ( 277)</u>	[同左]	
<u>( 278)</u>	136961	
<u>( 279) ~ ( 282)</u>	[同左]	
<u>( 283)</u>	136984	
<u>( 284) ~ ( 286)</u>	[同左]	
<u>( 287)</u>	137020	
<u>( 288) ~ ( 307)</u>	[同左]	
<u>( 308)</u>	137173	
<u>( 309) ~ ( 334)</u>	[同左]	
<u>( 335)</u>	140145	
<u>( 336)</u>	[同左]	
<u>( 337)</u>	140172	
<u>( 338) ~ ( 358)</u>	[同左]	
<u>( 359)</u>	140262	
<u>( 360) ~ ( 374)</u>	[同左]	
<u>( 375)</u>	140327	

( 336) ~ ( 340)	[略]	
[削る]		
( 341) ~ ( 382)	[略]	
[削る]		
( 383) ~ ( 401)	[略]	
( 402) 140695		大鷹
( 403) ~ ( 569)	[略]	
( 570) 141521		第八玉力丸
( 571) ~ ( 732)	[略]	
[削る]		
( 733) ~ ( 806)	[略]	
[削る]		
( 807) ~ ( 845)	[略]	
[削る]		
( 846) ~ ( 876)	[略]	
[削る]		
( 877) ~ ( 903)	[略]	
[削る]		
( 904) ~ ( 1117)	[略]	
( 1118) 143356		第五和光丸
( 1119) ~ ( 1189)	[略]	
( 1190) 143661		ナッチャンNEO
( 1191) ~ ( 1226)	[略]	
( 1227) 143829		ONE MAXIM
( 1228) ~ ( 1244)	[略]	
( 1245) 143897		ONE MARVEL
( 1246) ~ ( 1381)	[略]	
[削る]		
( 1382) ~ ( 1390)	[略]	
[削る]		
( 1391) ~ ( 1455)	[略]	
[削る]		
( 1456) ~ ( 1466)	[略]	
( 1467) 144553		飛鳥III
( 1468) ~ ( 1477)	[略]	
[削る]		
( 1478) ~ ( 1520)	[略]	
( 1521) 144750		第十三興徳丸
( 1522) ~ ( 1524)	[略]	
( 1525) 144769		KURIKOMA
( 1526) 144770		GENTA MARU

( 376) ~ ( 380)	[同左]	
( 381) 140354		鶴明丸
( 382) ~ ( 423)	[同左]	
( 424) 140591		菱伸丸
( 425) ~ ( 443)	[同左]	
( 444) 140695		勇宝
( 445) ~ ( 611)	[同左]	
( 612) 141521		第十一霧島丸
( 613) ~ ( 774)	[同左]	
( 775) 142105		BRILLIANT ADVANCE
( 776) ~ ( 849)	[同左]	
( 850) 142328		GRANDE RIVIERE
( 851) ~ ( 889)	[同左]	
( 890) 142446		ONE MACKINAC
( 891) ~ ( 921)	[同左]	
( 922) 142550		ONE MANHATTAN
( 923) ~ ( 949)	[同左]	
( 950) 142665		第2いづみ丸
( 951) ~ ( 1164)	[同左]	
( 1165) 143356		さんわ丸
( 1166) ~ ( 1236)	[同左]	
( 1237) 143661		ブルールミナス
( 1238) ~ ( 1273)	[同左]	
[新設]		
( 1274) ~ ( 1290)	[同左]	
[新設]		
( 1291) ~ ( 1426)	[同左]	
( 1427) 144282		QUEEN BEETLE
( 1428) ~ ( 1436)	[同左]	
( 1437) 144303		HOKUETSU IBIS
( 1438) ~ ( 1502)	[同左]	
( 1503) 144500		若海丸
( 1504) ~ ( 1514)	[同左]	
[新設]		
( 1515) ~ ( 1524)	[同左]	
( 1525) 144599		かいふ
( 1526) ~ ( 1568)	[同左]	
[新設]		
( 1569) ~ ( 1571)	[同左]	
[新設]		
[新設]		

( 1527)	[略]	
( 1528)	144785	OCEANUS HIGHWAY
( 1529)	144788	さんふらわあ びりか
( 1530) · ( 1531)	[略]	
( 1532)	144799	旭海丸
( 1533) ~ ( 1535)	[略]	
( 1536)	144815	S G TWILIGHT
( 1537) ~ ( 1540)	[略]	
( 1541)	144828	新栄丸
( 1542)	144829	S G SUNRISE
( 1543)	144830	明邦丸
( 1544)	[略]	
( 1545)	144848	第三菱顕丸
( 1546)	144849	TRITON HIGHWAY
( 1547)	144854	TETHYS HIGHWAY
( 1548)	144857	ONE HONOLULU
( 1549)	144863	樟栄丸
( 1550)	144865	FRONTIER ACE
( 1551)	144866	しまんと
( 1552)	144867	鶴伸丸
( 1553)	144871	SOL EXPLORER
( 1554)	144874	第十五大伸丸
( 1555)	144878	S G DAWN
( 1556)	144884	TRIUMPH ACE
( 1557)	144885	ONE MAGNIFICENCE
( 1558)	144886	よさこい
( 1559)	144887	J F E 黄隆
( 1560)	144888	けやき
( 1561)	144894	そうめい
( 1562)	144895	ブルーグレイス
( 1563)	144906	輝光丸
( 1564)	144907	はばたき
( 1565)	144908	DYNA CRANE
( 1566)	144914	正清
( 1567)	144916	竜王
( 1568)	144918	聖白
( 1569)	144919	第二十六親力丸
( 1570)	144922	ONE HELSINKI
( 1571)	144923	ONE HOUSTON
( 1572)	144925	ONE MATRIX
( 1573)	144935	J F E 碧隆
( 1574)	144939	力栄

( 1575)	144944	<u>第83天神丸</u>	[新設]
( 1576)	144950	<u>ONE MAJESTY</u>	[新設]
( 1577)	144952	<u>SAKURA CRESCE NT</u>	[新設]
( 1578)	144953	<u>PADMA LEADER</u>	[新設]
( 1579)	144957	鶴栄丸	[新設]
( 1580)	144962	福出丸	[新設]
( 1581)	144964	げんぶ	[新設]
( 1582)	144965	<u>SG HORIZON</u>	[新設]
( 1583)	144970	<u>第二十七霧島丸</u>	[新設]
( 1584)	144971	鶴栄	[新設]
( 1585)	144974	第七大盛丸	[新設]
( 1586)	144976	<u>LEO SPIRIT</u>	[新設]
( 1587)	144982	<u>PRO GRACE</u>	[新設]
( 1588)	144986	第二十五日興丸	[新設]
( 1589)	144988	<u>PRIMROSE ACE</u>	[新設]
( 1590)	144993	一花	[新設]
( 1591)	144996	<u>WISTERIA ACE</u>	[新設]
( 1592)	145003	第六十三明神丸	[新設]
( 1593)	145007	<u>TOSATSURU</u>	[新設]
( 1594)	145027	<u>NEPTUNE ACE</u>	[新設]
( 1595)	145035	松成丸	[新設]
( 1596)	145039	JFE紫隆	[新設]
( 1597) ~ ( 1605)			( 1583) ~ ( 1591) [同左]
( 1606)	990017	第八幸洋	[新設]
( 1607)	990018	第一幸洋	[新設]
		〔略〕	

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

## 附 則

- 1 この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。
- 2 この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第九号第一号(15)、(16)、(1606)及び(1607)は令和三年度分の固定資産税から適用する。
- 3 この告示による改正前の平成二十四年総務省告示第九号（以下「改正前告示」という。）第一号(3)及び(4)を削る改正規定は令和二年度分の固定資産税から、改正前告示第一号(9)及び(103)を削る改正規定は令和七年度分の固定資産税から適用する。
- 総務省告示第七号  
地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）第二百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第二百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正する。  
令和八年一月十四日
- 次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを加える。

総務大臣 林 芳正

改 正 後			改 正 前		
一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産			一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産		
1 次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）			1 次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）		
所 有 者 価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事			所 有 者 価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事		
[( 1)~( 17) 略] [削る] ( 18)~( 62) [略] [削る] ( 63)~( 89) [略]			[( 1)~( 17) 同左] ( 18) 新京成電鉄株式会社 ( 19)~( 63) [同左] ( 64) 泉北高速鉄道株式会社 ( 65)~( 91) [同左]		
2 次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスマーティー			2 次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスマーティー		
所 有 者 価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事			所 有 者 価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事		
[( 1)~( 26) 略] ( 27) 大垣ガス株式会社（岐阜県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） ( 28)~( 30) [略] ( 31) 岡山ガス株式会社 ( 32)~( 37) [略]			[( 1)~( 26) 同左] [新設] ( 27)~( 29) [同左] ( 30) 岡山瓦斯株式会社 ( 31)~( 36) [同左]		
3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産			3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資產		
所 有 者 価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事			所 有 者 価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事		
[( 1)~( 42) 略] ( 43) 白神ウインド合同会社（秋田県内の二以上の市町村にわたって所在する風力発電設備に係るものに限る。） ( 44)~( 59) [略] ( 60) 福島復興風力合同会社（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。） ( 61) 合同会社N R E – 0 3 インベストメント（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。） ( 62)~( 87) [略] ( 88) 合同会社御前崎港バイオマスエナジー ( 89) 東京発電株式会社（深良川第三発電所に係るものに限る。） ( 90)~( 149) [略] [4 略]			[( 1)~( 42) 同左] [新設] ( 43)~( 58) [同左] [新設] [新設] ( 59)~( 84) [同左] [新設] [新設] ( 85)~( 144) [同左] [4 同左]		

## 5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産

所 有 者

価格等並びに  
配分市町村及  
び配分価格等  
を決定する道  
府県知事

[( 1)~( 5) 略]

( 6) 公益社団法人移動通信基盤整備協会 (岩手県内の二以上の市町村に 岩手県知事  
わたって所在するものに限る。)

( 7)・( 8) [略]

( 9) 公益社団法人移動通信基盤整備協会 (神奈川県内の二以上の市町村 神奈川県知事  
にわたって所在するものに限る。)

( 10)~( 15) [略]

( 16) 公益社団法人移動通信基盤整備協会 (福井県内の二以上の市町村に 同  
たって所在するものに限る。)

( 17) [略]

( 18) 公益社団法人移動通信基盤整備協会 (山梨県内の二以上の市町村に 同  
わたって所在するものに限る。)

( 19)~( 23) [略]

( 24) 株式会社NTTフィールドテクノ (大阪府内の二以上の市町村にわ 同  
たって所在するものに限る。)( 25) 公益社団法人移動通信基盤整備協会 (兵庫県内の二以上の市町村に 兵庫県知事  
わたって所在するものに限る。)

( 26)~( 29) [略]

[削る]

( 30)~( 47) [略]

[6・7 略]

## 8 次に掲げる者が所有する索道事業に係る償却資産(搬器を除く。)

所 有 者

価格等並びに  
配分市町村及  
び配分価格等  
を決定する道  
府県知事( 1) 磐梯リゾート開発株式会社 (福島県内の二以上の市町村にわたって 福島県知事  
所在するものに限る。)

( 2)・( 3) [略]

[9・10 略]

## 5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産

所 有 者

価格等並びに  
配分市町村及  
び配分価格等  
を決定する道  
府県知事

[( 1)~( 5) 同左]

[新設]

( 6)・( 7) [同左]

[新設]

( 8)~( 13) [同左]

[新設]

( 14) [同左]

[新設]

( 15)~( 19) [同左]

[新設]

[新設]

( 20)~( 23) [同左]

( 24) 株式会社ケーブル・ジョイ (広島県内の二以上の市町村にわたって 同  
所在するものに限る。)

( 25)~( 42) [同左]

[6・7 同左]

## 8 次に掲げる者が所有する索道事業に係る償却資産(搬器を除く。)

所 有 者

価格等並びに  
配分市町村及  
び配分価格等  
を決定する道  
府県知事

[新設]

( 1)・( 2) [同左]

[9・10 同左]

<p>11 次に掲げる者が所有する償却資産</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所</th> <th style="text-align: center;">有</th> <th style="text-align: center;">者</th> <th style="text-align: center;">価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[( 1)~( 5) 略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 6) <u>A s t e m o</u>上田株式会社 (北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 7)~( 81) 略] [削る]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 82)~( 114) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 1)~( 25) 略] [削る]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 26)~( 33) [略] [4 略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 1) 略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 2) <u>N T T東日本</u>株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 3) <u>N T T西日本</u>株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 4) 略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 5) <u>N T Tインフラネット</u>株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 6)~( 19) 略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 20) 公益社団法人移動通信基盤整備協会 (二以上の道府県にわたって所在するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 21) 株式会社<u>N T Tフィールドテクノ</u> (二以上の道府県にわたって所在するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[6~8 略]</td> </tr> </tbody> </table>	所	有	者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	[( 1)~( 5) 略]				( 6) <u>A s t e m o</u> 上田株式会社 (北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。)				[( 7)~( 81) 略] [削る]				( 82)~( 114) [略]				二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 略]				3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産				所	有	者		[( 1)~( 25) 略] [削る]				( 26)~( 33) [略] [4 略]				5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産				所	有	者		[( 1) 略]				( 2) <u>N T T東日本</u> 株式会社				( 3) <u>N T T西日本</u> 株式会社				[( 4) 略]				( 5) <u>N T Tインフラネット</u> 株式会社				[( 6)~( 19) 略]				( 20) 公益社団法人移動通信基盤整備協会 (二以上の道府県にわたって所在するものに限る。)				( 21) 株式会社 <u>N T Tフィールドテクノ</u> (二以上の道府県にわたって所在するものに限る。)				[6~8 略]				<p>11 次に掲げる者が所有する償却資産</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所</th> <th style="text-align: center;">有</th> <th style="text-align: center;">者</th> <th style="text-align: center;">価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[( 1)~( 5) 同左]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 6) <u>日立A s t e m o</u>上田株式会社 (北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 7)~( 81) 同左]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 82) 株式会社ケーブル・ジョイ (広島県内の二以上の市町村にわたって同所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 83)~( 115) [同左]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 同左]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 1)~( 25) 同左]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 26) 東京発電株式会社 (深良川第一発電所、深良川第二発電所、深良川第三発電所及び深良川連絡線に係るものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 27)~( 34) [同左] [4 同左]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 1) 同左]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 2) <u>東日本電信電話</u>株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 3) <u>西日本電信電話</u>株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 4) 同左]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">( 5) <u>エヌ・ティ・ティ・インフラネット</u>株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[( 6)~( 19) 同左] [新設]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[新設]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[6~8 同左]</td> </tr> </tbody> </table>	所	有	者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	[( 1)~( 5) 同左]				( 6) <u>日立A s t e m o</u> 上田株式会社 (北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。)				[( 7)~( 81) 同左]				( 82) 株式会社ケーブル・ジョイ (広島県内の二以上の市町村にわたって同所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。)				( 83)~( 115) [同左]				二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 同左]				3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産				所	有	者		[( 1)~( 25) 同左]				( 26) 東京発電株式会社 (深良川第一発電所、深良川第二発電所、深良川第三発電所及び深良川連絡線に係るものに限る。)				( 27)~( 34) [同左] [4 同左]				5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産				所	有	者		[( 1) 同左]				( 2) <u>東日本電信電話</u> 株式会社				( 3) <u>西日本電信電話</u> 株式会社				[( 4) 同左]				( 5) <u>エヌ・ティ・ティ・インフラネット</u> 株式会社				[( 6)~( 19) 同左] [新設]				[新設]				[6~8 同左]			
所	有	者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事																																																																																																																																																																										
[( 1)~( 5) 略]																																																																																																																																																																													
( 6) <u>A s t e m o</u> 上田株式会社 (北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。)																																																																																																																																																																													
[( 7)~( 81) 略] [削る]																																																																																																																																																																													
( 82)~( 114) [略]																																																																																																																																																																													
二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 略]																																																																																																																																																																													
3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産																																																																																																																																																																													
所	有	者																																																																																																																																																																											
[( 1)~( 25) 略] [削る]																																																																																																																																																																													
( 26)~( 33) [略] [4 略]																																																																																																																																																																													
5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産																																																																																																																																																																													
所	有	者																																																																																																																																																																											
[( 1) 略]																																																																																																																																																																													
( 2) <u>N T T東日本</u> 株式会社																																																																																																																																																																													
( 3) <u>N T T西日本</u> 株式会社																																																																																																																																																																													
[( 4) 略]																																																																																																																																																																													
( 5) <u>N T Tインフラネット</u> 株式会社																																																																																																																																																																													
[( 6)~( 19) 略]																																																																																																																																																																													
( 20) 公益社団法人移動通信基盤整備協会 (二以上の道府県にわたって所在するものに限る。)																																																																																																																																																																													
( 21) 株式会社 <u>N T Tフィールドテクノ</u> (二以上の道府県にわたって所在するものに限る。)																																																																																																																																																																													
[6~8 略]																																																																																																																																																																													
所	有	者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事																																																																																																																																																																										
[( 1)~( 5) 同左]																																																																																																																																																																													
( 6) <u>日立A s t e m o</u> 上田株式会社 (北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。)																																																																																																																																																																													
[( 7)~( 81) 同左]																																																																																																																																																																													
( 82) 株式会社ケーブル・ジョイ (広島県内の二以上の市町村にわたって同所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。)																																																																																																																																																																													
( 83)~( 115) [同左]																																																																																																																																																																													
二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 同左]																																																																																																																																																																													
3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産																																																																																																																																																																													
所	有	者																																																																																																																																																																											
[( 1)~( 25) 同左]																																																																																																																																																																													
( 26) 東京発電株式会社 (深良川第一発電所、深良川第二発電所、深良川第三発電所及び深良川連絡線に係るものに限る。)																																																																																																																																																																													
( 27)~( 34) [同左] [4 同左]																																																																																																																																																																													
5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産																																																																																																																																																																													
所	有	者																																																																																																																																																																											
[( 1) 同左]																																																																																																																																																																													
( 2) <u>東日本電信電話</u> 株式会社																																																																																																																																																																													
( 3) <u>西日本電信電話</u> 株式会社																																																																																																																																																																													
[( 4) 同左]																																																																																																																																																																													
( 5) <u>エヌ・ティ・ティ・インフラネット</u> 株式会社																																																																																																																																																																													
[( 6)~( 19) 同左] [新設]																																																																																																																																																																													
[新設]																																																																																																																																																																													
[6~8 同左]																																																																																																																																																																													

備考 表中の〔〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

#### 附 則

- 1 リの告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。
- 2 リの告示による改正後の平成二十四年総務省告示第十号（以下「改正後告示」という。）第1号<sup>2</sup>(3)、第1号<sup>3</sup>(6)、第1号<sup>5</sup>(18)及び第1号<sup>5</sup>(20)は令和二年度分の固定資産税から、改正後告示第1号<sup>2</sup>(2)及び第1号<sup>5</sup>(6)は令和四年度分の固定資産税から、改正後告示第1号<sup>5</sup>(2)は令和五年度分の固定資産税から、改正後告示第1号<sup>5</sup>(16)及び第1号<sup>8</sup>(1)は令和六年度分の固定資産税から、改正後告示第1号<sup>5</sup>(9)は令和七年度分の固定資産税からそれぞれ適用する。
- 3 リの告示による改正前の平成二十四年総務省告示第十号第1号<sup>3</sup>(6)を削る改正規定は令和二年度分の固定資産税から適用する。

## ○財務省令第十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月10日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年1月十四日

財務大臣臨時代理  
國務大臣 林 芳正

- 1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券（2年）(第479回)
- 2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び その条項 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項
- 3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発 行 方 法 價格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
- 5 募 入 決 定 の 方 法
  - (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
  - (2) 非競争入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。
  - (3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 6 発 行 額
  - (1) 価格競争入札発行 額面金額で2,114,100,000,000円  
うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で473,816,550,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で141,721,450,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,498,562,000,000円
  - (2) 非競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,000,000,000円
  - (3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で584,100,000,000円
  - (4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で206,500,000,000円

## 7 払 入 金 額

- (1) 価格競争入札発行 2,114,348,550,000円
- (2) 非競争入札発行 1,000,120,000円
- (3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 584,170,092,000円
- (4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 206,524,780,000円

## 8 最 低 額 面 金 額

- 50,000円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

## 10 発 行 日

令和7年12月1日

## 11 発 行 價 格

- (1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき100円以上のそれぞれの応募価格
- (2) 非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 額面金額100円につき100円1銭2厘

## 12 利 率

年1.0%

13 初 期 利 子 令和8年6月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

## 14 第 2 期 以 後 の 利 子

毎年6月1日及び12月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。

## 15 債 戻 期 限

令和9年12月1日

## 16 債 戻 金 額

額面金額100円につき100円

## 17 元 利 金 支 払 場 所

日本銀行

## 18 入 札 参 加 者

財務大臣から通知を受けた者

## 19 払 返 期 日

令和7年12月1日

## ○財務省令第十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月10日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年1月十四日

財務大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正

## 1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券（5年）(第182回)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）。

5 募入決定の方法	
(1) 價格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2) 非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6 発 行 額	
(1) 價格競争入札発行	額面金額で1,853,500,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,438,058,250,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で6,455,700,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で408,986,050,000円
(2) 非競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で160,000,000円
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で545,600,000,000円
7 払 込 金 額	
(1) 價格競争入札発行	1,850,481,050,000円
(2) 非競争入札発行	159,744,000円
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	544,727,040,000円
8 最 低 額 面 金 額	50,000円
9 振 替 単 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発 行 日	令和7年12月10日
11 発 行 価 格	
(1) 價格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭以上のそれぞれの応募価格
(2) 非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円84銭
12 利 率	年1.4%
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{81}{365}$
14 初 期 利 子	令和8年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 $\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。

16 償 戻 期 限	令和12年9月20日
17 償 戻 金 額	額面金額100円につき100円
18 元 利 金 支 払 場 所	日本銀行
19 入 札 参 加 者	財務大臣から通知を受けた者
20 払 返 期 日	令和7年12月10日

## ○財務省始示様十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和7年11月11日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
令和8年1月14日

財務大臣臨時代理  
国務大臣 林芳正

1 名 称 及 び 記 号	利付国庫債券（10年）（第380回）
2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項
3 振 替 法 の 適 用 等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発 行 方 法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5 募入決定の方法	
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2) 非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6 発 行 額	
(1) 価格競争入札発行	額面金額で1,960,200,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で124,070,350,000円、子ども・子育て支援法第71条の26第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で2,219,700,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で500,105,300,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,333,804,650,000円
(2) 非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で452,000,000円

(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で638,800,000,000円	1 名 称 及 び 記 号	利付国庫債券(20年)(第194回)
(4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で152,700,000,000円	2 発行の根拠法律及びその条項	財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成24年法律第101号)第3条第1項並びに特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項及び第47条第1項
7 払込金額		3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
(1) 価格競争入札発行	1,932,250,330,000円	4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。)
(2) 非競争入札発行	445,536,400円	5 募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	629,665,160,000円	(1) 価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
(4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	150,516,390,000円	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	
8 最低額面金額	50,000円	6 発行額	額面金額で606,500,000,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	(1) 価格競争入札発行	うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で421,768,950,000円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で18,718,600,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で56,510,650,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で109,501,800,000円
10 発行日	令和7年12月3日	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で193,000,000,000円
11 発行価格	額面金額100円につき98円53銭以上のそれぞれの応募価格 額面金額100円につき98円57銭	(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で63,400,000,000円
(1) 価格競争入札発行		7 払込金額	
(2) 非競争入札発行、 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行		(1) 価格競争入札発行	590,009,200,000円
12 利率	年1.7%	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	187,750,400,000円
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{74}{365}$	(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	61,675,520,000円
14 初期利子	令和8年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。) $\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$	8 最低額面金額	50,000円
15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
16 債還期限	令和17年9月20日	10 発行日	令和7年12月12日
17 債還金額	額面金額100円につき100円		
18 元利金支払場所	日本銀行		
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者		
20 払込期日	令和7年12月3日		
○附録(長編十五章)			
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第111号)第五条第1項の規定に基づき、令和7年11月11日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。			
令和8年1月14日			
財務大臣臨時代理 国務大臣 林芳正			

11 発行価格		6 発行額	
(1) 價格競争入札発行	額面金額100円につき97円25銭以上のそれぞれの応募価格	(1) 價格競争入札発行	額面金額で525,500,000,000円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき97円28銭		うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で405,583,650,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で54,407,700,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で65,508,650,000円
12 利率	年2.7%	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で173,900,000,000円
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。	(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で67,600,000,000円
	$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.7}{100} \times \frac{83}{365}$	7 払込金額	
14 初期利子	令和8年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。	(1) 價格競争入札発行	507,827,550,000円
	$\text{額面金額} \times \frac{2.7}{100} \times \frac{1}{2}$	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	168,056,960,000円
15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	65,328,640,000円
16 債還期限	令和27年9月20日	8 最低額面金額	50,000円
17 債還金額	額面金額100円につき100円	9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
18 元利金支払場所	日本銀行	10 発行日	令和7年12月5日
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者	11 発行価格	
20 払込期日	令和7年12月12日	(1) 價格競争入札発行	額面金額100円につき96円55銭以上のそれぞれの応募価格
○財務省担当課十代目	令和7年1月14日	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき96円64銭
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第111号）第55条第1項の規定に基づき、令和7年1月14日付に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり定めます。	財務大臣 森 芳正	12 利率	年3.2%
1 名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第88回）	13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。
2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項		$\text{額面金額の総額} \times \frac{3.2}{100} \times \frac{76}{365}$
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	14 初期利子	令和8年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。
4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）。		$\text{額面金額} \times \frac{3.2}{100} \times \frac{1}{2}$
5 募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
(1) 価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	16 債還期限	令和37年9月20日
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行		17 債還金額	額面金額100円につき100円
		18 元利金支払場所	日本銀行
		19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
		20 払込期日	令和7年12月5日

○財務省長官印	
国債の発行等に関する命令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づつて、令和七年十一月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のように告示する。	
令和八年一月十四日	財務大臣臨時代理 國務大臣林芳正
1 名 称 及 び 記 号	利付国庫債券（10年）（第361回）、利付国庫債券（20年）（第124回、第125回、第127回、第128回、第129回、第130回、第131回、第132回、第133回、第134回、第135回、第136回、第137回、第138回、第139回、第140回、第141回、第143回、第144回、第145回、第150回、第152回、第153回、第154回、第155回及び第156回）及び利付国庫債券（30年）（第5回、第7回、第8回、第11回、第12回、第13回、第15回、第18回、第20回、第22回、第28回、第29回、第31回、第32回、第33回及び第34回）
2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第1項
3 振 替 法 の 適 用 等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発 行 方 法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5 募 入 決 定 の 方 法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6 発 行 額	額面金額で648,700,000,000円 内訳（別表のとおり）
7 払 返 金 額	651,387,200,000円
8 最 低 額 面 金 額	50,000円
9 振 替 単 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発 行 日	令和7年12月17日
11 発 行 価 格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$
12 利 率	（別表のとおり）
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14 利 子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 $\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
15 債 債 還 期 限	（別表のとおり）
16 債 債 還 金 額	額面金額100円につき100円

- 17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り  
18 元 利 金 支 払 场 所 日本銀行  
19 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者  
20 払 返 期 日 令和7年12月17日  
(別表)

名 称 及 び 記 号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 行 額 (額面金額)
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1%	令和12年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0%	令和12年12月20日	41,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2%	令和13年3月20日	28,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第127回）	1.9%	令和13年3月20日	18,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9%	令和13年6月20日	8,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8%	令和13年6月20日	43,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8%	令和13年9月20日	9,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7%	令和13年9月20日	3,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7%	令和13年12月20日	31,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8%	令和13年12月20日	9,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8%	令和14年3月20日	36,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7%	令和14年3月20日	53,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6%	令和14年3月20日	60,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7%	令和14年6月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5%	令和14年6月20日	73,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6%	令和14年6月20日	18,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7%	令和14年9月20日	59,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第141回）	1.7%	令和14年12月20日	16,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6%	令和15年3月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5%	令和15年3月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7%	令和15年6月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第150回）	1.4%	令和16年9月20日	900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第152回）	1.2%	令和17年3月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第153回）	1.3%	令和17年6月20日	7,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第154回）	1.2%	令和17年9月20日	5,600,000,000円

利付国庫債券(20年)(第155回)	1.0%	令和17年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第156回)	0.4%	令和18年3月20日	400,000,000円
利付国庫債券(30年)(第5回)	2.2%	令和13年5月20日	900,000,000円
利付国庫債券(30年)(第7回)	2.3%	令和14年5月20日	400,000,000円
利付国庫債券(30年)(第8回)	1.8%	令和14年11月22日	600,000,000円
利付国庫債券(30年)(第11回)	1.7%	令和15年6月20日	1,400,000,000円
利付国庫債券(30年)(第12回)	2.1%	令和15年9月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第13回)	2.0%	令和15年12月20日	1,600,000,000円
利付国庫債券(30年)(第15回)	2.5%	令和16年6月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第18回)	2.3%	令和17年3月20日	800,000,000円
利付国庫債券(30年)(第20回)	2.5%	令和17年9月20日	600,000,000円
利付国庫債券(30年)(第22回)	2.5%	令和18年3月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第28回)	2.5%	令和20年3月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券(30年)(第29回)	2.4%	令和20年9月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第31回)	2.2%	令和21年9月20日	900,000,000円
利付国庫債券(30年)(第32回)	2.3%	令和22年3月20日	400,000,000円
利付国庫債券(30年)(第33回)	2.0%	令和22年9月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第34回)	2.2%	令和23年3月20日	55,200,000,000円

## ○財務大臣長崎十八代

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第110号)第五条第十項の規定に基づき、令和七年十一月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理

国務大臣 林芳正

- 名称及び記号 利付国庫債券(20年)(第180回)、利付国庫債券(30年)(第35回及び第36回)及び利付国庫債券(40年)(第9回、第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回及び第16回)
- 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第47条第1項
- 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 発行方法 利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
- 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
- 発行額 額面金額で249,800,000,000円  
内訳(別表のとおり)
- 払込金額 161,662,068,000円
- 最低額面金額 50,000円
- 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10 発行日	令和7年12月24日
11 発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$
12 利率	(別表のとおり)
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率/100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)/365
14 利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ。) $\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
15 債還期限	(別表のとおり)
16 債還金額	額面金額100円につき100円
17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回りは、令和7年12月23日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和7年12月24日 (別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額(額面金額)
利付国庫債券(20年)(第180回)	0.8%	令和24年3月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第35回)	2.0%	令和23年9月20日	49,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第36回)	2.0%	令和24年3月20日	44,700,000,000円
利付国庫債券(40年)(第9回)	0.4%	令和38年3月20日	27,800,000,000円
利付国庫債券(40年)(第10回)	0.9%	令和39年3月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券(40年)(第11回)	0.8%	令和40年3月20日	35,600,000,000円
利付国庫債券(40年)(第12回)	0.5%	令和41年3月20日	31,600,000,000円
利付国庫債券(40年)(第13回)	0.5%	令和42年3月20日	15,900,000,000円
利付国庫債券(40年)(第14回)	0.7%	令和43年3月20日	22,200,000,000円
利付国庫債券(40年)(第15回)	1.0%	令和44年3月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券(40年)(第16回)	1.3%	令和45年3月20日	6,000,000,000円

○財務省告示第十九号		令和7年1月14日	
和国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第二十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。		令和八年一月十四日	
財務大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正			
1 名 称 及 び 記 号	利付国庫債券（2年）（第478回）	9 発 行 日	令和7年12月10日
2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項	10 発 行 價 格	額面金額100円につき100円54銭
3 振 替 法 の 適 用 等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	11 利 率	年1.3%
4 発 行 方 法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行	12 経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{81}{365}$
5 発 行 額	額面金額で10,576,750,000円	13 初 期 利 子	令和8年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。） $\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$
6 払 込 金 額	10,597,903,500円	14 第 2 期 以 後 の 利 子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
7 最 低 額 面 金 額	50,000円	15 債 還 期 限	令和12年9月20日
8 振 替 単 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	16 債 還 金 額	額面金額100円につき100円
9 発 行 日	令和7年12月9日	17 元 利 金 支 払 場 所	日本銀行
10 発 行 價 格	額面金額100円につき100円20銭	18 払 込 期 日	令和7年12月10日
11 利 率	年1.0%	○財務省告示第二十号	
12 経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{38}{365}$	和国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第二十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	
13 初 期 利 子	令和8年5月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。） $\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$	令和八年一月十四日	
14 第 2 期 以 後 の 利 子	毎年5月1日及び11月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	1 財務大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	
15 債 還 期 限	令和9年11月1日	2 名 称 及 び 記 号	利付国庫債券（10年）（第380回）
16 債 還 金 額	額面金額100円につき100円	3 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
17 元 利 金 支 払 場 所	日本銀行	4 振 替 法 の 適 用 等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
18 払 込 期 日	令和7年12月9日	5 発 行 方 法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
○財務省告示第二十号		6 発 行 額	額面金額で5,098,850,000円
和国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第二十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。		7 払 込 金 額	5,137,091,375円
令和八年一月十四日		8 最 低 額 面 金 額	50,000円
1 名 称 及 び 記 号	利付国庫債券（5年）（第181回）	9 振 替 单 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項	10 発 行 日	令和7年12月9日
3 振 替 法 の 適 用 等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	11 発 行 價 格	額面金額100円につき100円75銭
4 発 行 方 法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行	12 経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{80}{365}$
5 発 行 額	額面金額で2,218,850,000円	13 初 期 利 子	令和8年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。） $\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$
6 払 込 金 額	2,230,831,790円		
7 最 低 額 面 金 額	50,000円		
8 振 替 单 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。		

14 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
15 債還期限	令和17年9月20日
16 債還金額	額面金額100円につき100円
17 元利金支払場所	日本銀行
18 払込期日	令和7年12月9日
○財務省告示第111号	個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。 令和八年一月十四日
	財務大臣臨時代理 國務大臣 林芳正
1 名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・3年）（第186回）
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行額	額面金額で59,452,960,000円
5 最低額面金額	10,000円
6 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7 発行日	令和7年12月15日
8 発行価格	額面金額100円につき100円
9 利率	年0.99%
10 初期利子	令和8年6月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。
	$\text{額面金額} \times \frac{0.99}{100} \times \frac{1}{2}$
11 第2期以後の利子	毎年6月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
12 債還期限	令和10年12月15日
13 債還金額	額面金額100円につき100円
14 払込期日	令和7年12月15日
15 払込場所	日本銀行の本店又は支店
16 中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年12月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年12月15日から令和9年6月15日前までの間の場合 $\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})$ (2) 令和9年6月15日以後の場合 $\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times$

17 中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年12月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年6月15日から令和8年12月15日前までの間の場合 $\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})$ (2) 令和8年6月15日前の場合 $\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}$
18 元利金支払場所	日本銀行
○財務省告示第111号	個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。 令和八年一月十四日
	財務大臣臨時代理 國務大臣 林芳正
1 名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・5年）（第176回）
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行額	額面金額で152,759,220,000円
5 最低額面金額	10,000円
6 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7 発行日	令和7年12月15日
8 発行価格	額面金額100円につき100円
9 利率	年1.19%
10 初期利子	令和8年6月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。
	$\text{額面金額} \times \frac{1.19}{100} \times \frac{1}{2}$
11 第2期以後の利子	毎年6月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
12 債還期限	令和12年12月15日
13 債還金額	額面金額100円につき100円
14 払込期日	令和7年12月15日
15 払込場所	日本銀行の本店又は支店

16 中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年12月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年12月15日から令和9年6月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第2期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ ) (2) 令和9年6月15日以後の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100} \times \frac{1}{2}$	10 第2期以後の利子の適用利率 年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が9年5か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05%を下回るときは、その率は0.05%とする。
17 中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年12月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年6月15日から令和8年12月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額) (2) 令和8年6月15日前の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額	11 初期利子 令和8年6月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。） 額面金額 × $\frac{1.10}{100} \times \frac{1}{2}$
18 元利金支払場所	日本銀行	12 第2期以後の利子 毎年6月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額 × $\frac{\text{第10号に規定する第2期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
○財務省監査課印	個人向け国債の発行等に関する命令（平成十四年財務省令第十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次の通り定める。 令和八年一月十四日 財務大臣監査代 國務大臣 木村 芳正	13 債還期限 令和17年12月15日 14 債還金額 額面金額100円につき100円 15 払込期日 令和7年12月15日 16 払込場所 日本銀行の本店又は支店 17 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、令和8年12月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年12月15日から令和9年6月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第2期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ ) (2) 令和9年6月15日以後の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ )
1 名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）(第188回)	18 中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年12月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年6月15日から令和8年12月15日前までの間の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額) (2) 令和8年6月15日前の場合 額面金額+経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項	19 元利金支払場所 日本銀行
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	
4 発行額	額面金額で118,708,490,000円	
5 最低額面金額	10,000円	
6 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	
7 発行日	令和7年12月15日	
8 発行価格	額面金額100円につき100円	
9 初期利子の適用利率	年1.10%	

## ○農林水産省告示第四十号

漁業法（昭和11十四年法律第11百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和6年11月11十七日農林水産省告示第11千11百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和8年1月14日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）に対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、それを当該傍線部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。			くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。		
第一 くろまぐろ（小型魚）			第一 くろまぐろ（小型魚）		
一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）		4,218.0トン	一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）		4,218.0トン
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）			二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）		
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。			法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。		
(単位：トン)					
都道府県	都道府県別漁獲可能量		都道府県	都道府県別漁獲可能量	(単位：トン)
北海道	164.4		北海道	164.4	
青森県	347.7		青森県	347.7	
岩手県	109.6		岩手県	109.6	
宮城県	63.8		宮城県	63.8	
秋田県	57.0		秋田県	57.0	
山形県	25.9		山形県	25.9	
福島県	34.1		福島県	34.1	
茨城県	47.9		茨城県	47.9	
千葉県	103.8		千葉県	103.8	
東京都	13.9		東京都	13.9	
神奈川県	61.8		神奈川県	61.8	
新潟県	126.5		新潟県	126.5	
富山県	141.4		富山県	141.4	
石川県	126.7		石川県	126.7	
福井県	51.9		福井県	51.9	
静岡県	57.4		静岡県	57.4	

愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	912.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

## 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	912.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

## 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

- 第二 くろまぐろ（大型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  
10,142.6トン
  - 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）  
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	73.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2

- 第二 くろまぐろ（大型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  
10,142.6トン
  - 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）  
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	68.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2

島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	118.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	424.2
熊本県	9.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

## 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	424.2
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

## 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

## ○農林水産省告示第四十一号

漁業法(昭和11十四年法律第1百六十七号)第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十一月二十一日農林水産省告示第十九百二十八号(特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」といふ)でこれに対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよつて改める。

改	正	後	改	正	前
くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和8管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和8年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和8年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。			くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和8管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和8年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和8年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。		
第一 くろまぐろ(小型魚)			第一 くろまぐろ(小型魚)		
一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)			一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)		
4,373.9トン			4,373.9トン		
二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)			二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)		
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。			法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。		
(単位:トン)					
都道府県	都道府県別漁獲可能量				
北海道	142.0				
青森県	340.5				
岩手県	90.5				
宮城県	68.2				
秋田県	40.2				
山形県	28.3				
福島県	22.9				
茨城県	33.5				
千葉県	81.5				
東京都	25.0				
神奈川県	47.7				
新潟県	104.3				
富山県	110.8				
石川県	101.7				

福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.9
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	138.6
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	28.4
鹿児島県	41.3
沖縄県	1.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）(略)

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,469.6トン

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）(略)

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,469.6トン

## 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.2
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5

## 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

## ○農林水産省告示第四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第一千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）に対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、それを当該傍線部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二 （略） 第三 まいわし太平洋系群 一 （略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二 （略） 第三 まいわし太平洋系群 一 （略）

岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	56.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	35.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	236.5

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	
(単位：トン)	
都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	<u>29,100</u>
(略)	(略)
三 (略)	
第四～第九 (略)	

## ○農林水産省告示第四十三号

漁業法（昭和14年法律第116号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びまわは太平洋系群、まさば及びまわは対馬暖流系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和7管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣 鈴木 慧和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」といふ。）で、これに対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
まさば及びまさば太平洋系群、まさば及びまさば対馬暖流系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。			まさば及びまさば太平洋系群、まさば及びまさば対馬暖流系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。		
第一 まさば及びまさば太平洋系群			第一 まさば及びまさば太平洋系群		
一 (略)			一 (略)		
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）			二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）		
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。			法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。		
(単位：トン)			(単位：トン)		
都道府県	都道府県別漁獲可能量		都道府県	都道府県別漁獲可能量	
北海道	<u>18,400</u>		北海道	<u>17,200</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
三 (略)			三 (略)		
第二～第十一 (略)			第二～第十一 (略)		

# 官 告 版

## 國 家 試 験

### 令和8年度弁理士試験公告

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第7条の規定に基づき、令和8年度弁理士試験について、次のとおり公告する。

令和8年1月14日

工業所有権審議会会長 時田 隆仁

1 試験の内容 弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受験することはできない。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式による試験に合格した者でなければ論文式を受験することはできない。

なお、試験問題は弁理士法及び弁理士法施行規則の定めるところによるものとし、弁理士試験が実施される日に施行されている特許法等に関して出題する。

2 試験の期日

- (1) 短答式筆記試験 令和8年5月17日（日）
- (2) 論文式筆記試験 短答式筆記試験に合格した者について、令和8年6月28日（日）に必須科目を、令和8年7月26日（日）に選択科目を行う。
- (3) 口述試験 令和8年10月17日（土）から令和8年10月19日（月）のうち、いずれかの日で実施する。
- (4) 時間割等 短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

3 受験地\*

- (1) 短答式筆記試験 東京、大阪、仙台、名古屋及び福岡
- (2) 論文式筆記試験 東京及び大阪
- (3) 口述試験 東京

\*受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については、4月中に官報で公告する。

4 合格発表

- (1) 短答式筆記試験 令和8年6月8日（月）（予定）
- (2) 論文式筆記試験 令和8年9月18日（金）（予定）
- (3) 最終合格 令和8年11月9日（月）（予定）

5 受験手続 弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

- (1) 受験願書（工業所有権審議会が交付するものを用いること。）
- (2) 写真（受験願書提出前6ヶ月以内に帽子を着用せず正面から全身で上半身を撮影した、縦4.5cm×横3.5cm（パスポート（旅券）サイズ）の大きさのものを受験願書の所定の箇所に貼付すること。）
- (3) 12,000円の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

(4) 弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面

- ① 第11条第1号を証明する書面 弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）  
※令和6年度、令和7年度合格者
- ② 第11条第2号を証明する書面 弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）  
※令和6年度、令和7年度合格者

- ③ 第11条第3号を証明する書面 弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）
- ④ 第11条第4号を証明する書面<sup>※1</sup>
  - ・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）
  - ・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書
- ⑤ 第11条第5号を証明する書面<sup>※3</sup>
  - 特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して5年以上になる者であることを特許庁長官が証明する書面
- ⑥ 第11条第6号を証明する書面<sup>※2 ※3</sup>
  - 一 弁理士法施行規則第3条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者
    - ・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）
    - ・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書
  - 二 弁理士法施行規則第3条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者
    - ・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）
    - ・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書
  - 三 技術士であって、弁理士法施行規則第3条の表の上欄の第1号から第5号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
    - ・技術士登録証明書
- 四 一級建築士
  - ・一級建築士免許証（写し）（各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限る。）又は一級建築士登録証明書
- 五 電気事業法第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者
  - ・第一種電気主任技術者免状（写し）又は第二種電気主任技術者免状（写し）
- 六 薬剤師
  - ・薬剤師免許証（写し）
- 七 電気通信事業法第46条第3項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者
  - ・電気通信主任技術者資格者証（写し）
- 八 情報処理の促進に関する法律施行規則第8条第2項の規定により情報処理安全確保支援士試験の合格証書の交付を受けている者
  - ・情報処理安全確保支援士試験合格証明書
- 九 情報処理の促進に関する法律施行規則第41条において読み替えて準用する同規則第8条第2項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、弁理士法施行規則第3条の表の上欄の第5号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
  - ・情報処理技術者試験合格証明書

- 十 司法試験に合格した者  
・司法試験合格証明書  
※司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第2次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第2次試験を受け、当該試験に合格した者については、司法試験第2次試験合格証明書
- 十一 司法書士  
・登録事項証明書
- 十二 行政書士  
・登録事項証明書
- ※1 上記④について、令和8年度弁理士試験に適用される短答式筆記試験一部科目免除資格認定申請及び短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定申請の締切日は、令和8年2月27日（金）とする（消印有効）。
- ※2 上記⑥の一及び二について、令和8年度弁理士試験に適用される選択科目免除資格認定申請及び選択科目免除資格仮認定申請の締切日は、令和8年2月27日（金）とする（消印有効）。
- ※3 上記⑤及び⑥の三、四、八から十二を証明する書面については、本試験公告日（令和8年1月14日（水））から願書等の受付の最終日（令和8年4月2日（木））までに発行されたものに限る。
- 6 受験願書の交付・請求
- (1) 交付場所 令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）までの行政機関の休日に該当する日を除いた期間で、午前9時～午後5時の間に次の場所で交付する。  
※については、正午～午後1時を除く。
- 特許庁  
〔東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 特許庁庁舎1階〕
- 日本弁理士会  
〔東京都千代田区霞が関三丁目4番2号 弁理士会館〕
- 北海道経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室※  
〔北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎5階〕
- 東北経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室※  
〔宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟1階（行政情報プラザ）〕
- 関東経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室※  
〔埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階〕
- 中部経済産業局地域経済部イノベーション推進課知的財産室※  
〔愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 中部経済産業局総合庁舎4階〕
- 近畿経済産業局地域経済部産業技術課知的財産室※  
〔大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館3階〕
- 中国経済産業局地域経済部イノベーション推進課知的財産室※  
〔広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館3階〕
- 四国経済産業局地域経済部地域経済課知的財産室※  
〔香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館7階〕
- 九州経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室※  
〔福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎本館1階ロビー〕
- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課知的財産室※  
〔沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館9階〕

(2) 郵送による受験願書の請求 令和8年3月2日（月）から令和8年3月19日（木）（消印有効）までの期間に、封筒の表面には「弁理士試験受験願書請求」と朱書きし、郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 特許庁秘書課弁理士室試験第一班あてに、返信用の封筒（角形2号（240mm×332mm）に受験願書の送付先を明記したもの。切手不要。）を同封し、請求すること。

(3) インターネットによる受験願書の請求 令和8年2月2日（月）から令和8年3月19日（木）までに、特許庁ウェブサイト（<https://www.jpo.go.jp/index.html>）から請求すること。  
なお、令和8年3月2日（月）から順次、印字した受験願書を請求者がウェブ上に登録した住所に送付する。

#### 7 受験願書等の受付

- (1) 受付方法 受験願書と同時に交付する封筒を用い、郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 特許庁内 工業所有権審議会会長あて、郵便（簡易書留推奨）で送付された受験願書だけを受付ける。特許庁へ直接持参されたものは受け付けしない。
- (2) 受付期間 令和8年3月5日（木）から令和8年4月2日（木）まで（消印有効）の間。なお、受付開始前に送付しないこと。

#### 8 受験案内の配布等

- (1) 令和8年2月下旬までに特許庁ウェブサイトに掲載する。
- (2) 令和8年3月2日（月）以降に上記「6 受験願書の交付」に掲載する交付場所で受験願書と一緒に配布する。
- (3) 郵送による受験願書の請求を行った者に対しては、令和8年3月2日（月）以降に受験願書と一緒に返信用の封筒で送付する。

#### 令和8年度弁理士試験に係る委員等

令和8年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和8年1月14日 工業所有権審議会会長 時田 隆仁

役 職	氏 名	担 当 科 目
本委員	井関 涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳 正之	
本委員	三尾美枝子	工業所有権に関する条約
本委員	和田 雄二	特許・実用新案
臨時委員	阿部 亨	理工V（情報）
臨時委員	伊藤 清隆	特許・実用新案
臨時委員	今村 哲也	著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	梅野 宜崇	理工I（機械・応用力学）
臨時委員	大江 修子	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	杉本 有香	商標
臨時委員	砂田 祐輔	理工III（化学）
臨時委員	副田 圭介	意匠
臨時委員	高岸 亘	意匠
臨時委員	高橋真紀子	特許・実用新案
臨時委員	高見 憲	商標
臨時委員	外川 奈美	商標
臨時委員	羽賀由利子	

臨時委員	山口 裕司	工業所有権に関する条約
臨時委員	渡部 彩	意匠
試験委員	青木 大也	著作権法・不正競争防止法
試験委員	石井 隆明	意匠
試験委員	井上 義隆	特許・実用新案
試験委員	岩谷 稔枝	商標
試験委員	内田 剛	意匠
試験委員	打出 義尚	工業所有権に関する条約／理工I（機械・応用力学）／理工II（数学・物理）／理工V（情報）
試験委員	内村 太郎	理工I（機械・応用力学）
試験委員	大友 良浩	特許・実用新案
試験委員	大橋 良成	商標
試験委員	尾曲 幸輔	意匠
試験委員	神谷 健一	特許・実用新案
試験委員	道祖土新吾	特許・実用新案／工業所有権に関する条約
試験委員	下田 正寛	特許・実用新案
試験委員	未吉 剛	特許・実用新案
試験委員	瀬沼宗一郎	特許・実用新案
試験委員	田口 傑	特許・実用新案
試験委員	柘植 聰人	特許・実用新案
試験委員	富永 亘	意匠
試験委員	永井 隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	新留 豊	
試験委員	原口 美和	特許・実用新案
試験委員	藤脇 昌也	特許・実用新案
試験委員	古川 亮	理工II（数学・物理）
試験委員	前田 健一	商標
試験委員	松田 直也	
試験委員	真鍋 伸行	商標
試験委員	宮澤 浩	特許・実用新案／著作権法・不正競争防止法
試験委員	宮嶋 学	特許・実用新案
試験委員	村守 宏文	特許・実用新案
試験委員	八代田英樹	理工IV（生物）
試験委員	山村 和人	著作権法・不正競争防止法／理工III（化学）／理工IV（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	鷺尾 透	工業所有権に関する条約

# 公 告

## 譲 帰 项

### 買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和8年1月14日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備考
山形県最上郡大蔵村大字赤松字鳥川995番7 田 19m <sup>2</sup> (買取時：山形県最上郡大蔵村大字赤松字鳥川995番田 8畝)	渡邊トシ子 山形県北村山郡大石田町大字大石田丁44番地	公共利用計画あり
山形県最上郡大蔵村大字清水字ウト山2610番16 公衆用道路 50m <sup>2</sup>	法含寺 山形県最上郡大蔵村大字清水番外1番地	公共利用計画あり
山形県最上郡大蔵村大字南山字塩84番9 用悪水路 164m <sup>2</sup> (買取時：山形県最上郡大蔵村大字南山字塩84番1田 2反9畝18步)	早坂 吉蔵 山形県最上郡大蔵村大字清水1513番地	公共利用計画あり

岩手県奥州市前沢古城字志人沢39番 山林 1,413m <sup>2</sup> (買取時：岩手県胆沢郡古城村大字古城字志人沢39の内のい山林 1反3畝12歩)	小沢 勝治 岩手県胆沢郡古城村大字古城字志人沢10番地
岩手県二戸市淨法寺町海上49番19 山林 311m <sup>2</sup> (買取時：岩手県二戸郡淨法寺町大字駒ヶ嶺字海上1番地)	姉帶由太郎 岩手県二戸郡淨法寺町大字駒ヶ嶺字海上1番地
宮城県白石市大川町125番 畠 6.61m <sup>2</sup> (買取時：宮城県刈田郡白石町大字白石字半沢屋敷西125番 畠 2歩)	岡部 すて 宮城県刈田郡白石町大字白石字亘理町19番地
岩手県一関市大東町猿沢字小森83番2 山林 926m <sup>2</sup> (買取時：岩手県東磐井郡猿沢村字小森83番2 山林 1反2畝19歩)	及川 大吉 岩手県東磐井郡猿沢村岩帰8番地

### 買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和8年1月14日

農林水産大臣 鈴木 憲和

記		
1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備考
栃木県那須郡那珂川町芳井字大墓平1130番 公衆用道路 1,247m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
東京都日野市大坂上一丁目24番1 畑 217m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
神奈川県横浜市青葉区すみよし台7番11 畑 373m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
長野県松本市大字和田字南和田3534番2 畑 231m <sup>2</sup>	上條今朝次 外 141名 住所不詳	公共利用計画あり
静岡県富士宮市上井出字大芝2493番 山林 898m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	

#### 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和8年1月14日

農林水産大臣 鈴木 憲和

記		
1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備考
島根県出雲市万田町字大平上1053番 山林 522m <sup>2</sup>	西田村 島根県簸川郡西田村	
山口県周南市羽島一丁目2460番3 田 33m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
山口県周南市羽島一丁目2460番7 田 2.64m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
山口県周南市羽島一丁目2460番8 田 19m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
山口県周南市羽島一丁目2460番9 田 2.35m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3786番46 用悪水路 124m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3791番38 公衆用道路 27m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3791番39 用悪水路 150m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3791番40 用悪水路 69m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3791番41 公衆用道路 41m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	

高知県安芸市伊尾木字洞ノ南216番 2 田 16m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県安芸市川北字芝甲213番3 公衆用道路 3.30m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県安芸市川北字梶渕甲3033番3 公衆用道路 3.30m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県安芸市赤野字西寄乙879番2 田 13m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県安芸市赤野字西寄乙881番2 田 9.91m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県室戸市羽根町字下池ノ本甲1459番2 田 29m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県室戸市羽根町字下池ノ本甲1460番2 田 42m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり

#### 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和8年1月14日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備考
福岡県京都郡みやこ町豊津字上荒谷1268番2 山林 20m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
大分県豊後高田市臼野字尾鷺4515番 ため池 1,014m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県小林市野尻町三ヶ野山字大萩3285番333 山林 9,185m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5157番2 公衆用道路 125m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5189番2 公衆用道路 942m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5189番4 公衆用道路 115m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5189番5 公衆用道路 3.10m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5160番2 山林 1,575m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番1 原野 812m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番9 山林 1,935m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番30 山林 859m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番31 山林 1,081m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番37 山林 484m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県児湯郡新富町大字日置字石仏4259番3 公衆用道路 381m <sup>2</sup>	氏名不詳 住所不詳	

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第304号**

徳島県徳島市助任本町4丁目13番地1  
債務者 有限会社ミルクセンターナカノ  
代表者代表取締役 中野 哲也  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 柴谷 亮  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月9日午前10時45分  
徳島地方裁判所民事部

<b>令和7年(フ)第1442号</b> 京都市下京区平居町55番地1 UNKNOWN KYOTO 債務者 株式会社C r e d o S h i p. 代表者代表取締役 板井 恒理 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石見 拓野 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月9日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第203号</b> 群馬県太田市東新町730番地 債務者 株式会社バーテックス 代表者代表取締役 尾林 邦雄 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井野口通隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月10日午後2時30分 前橋地方裁判所太田支部	<b>令和7年(フ)第609号</b> 大阪府泉南市樽井4丁目18番51号 債務者 医療法人泉心会 代表者理事長 吉田 幸司 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福岡 宏海 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午後11時 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第3045号</b> 名古屋市千種区京命1丁目16番3号 債務者 有限会社中日新聞宮根専売店 代表者取締役 岡田 規巧 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 美果 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月4日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	<b>令和7年(フ)第1284号</b> 京都市西京区山田庄田町3番地23 債務者 株式会社みると 代表者代表取締役 木下 宏 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 源力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月10日午後2時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	<b>令和7年(フ)第271号</b> 広島県福山市草戸町5丁目5番20号 債務者 株式会社紳・きずな in ローズ 代表者代表取締役 佐藤 正弘 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午後2時 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第453号</b> 岐阜市加野7丁目8番28号 債務者 株式会社A T プラス 代表者代表取締役 足立 一郎 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 将成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月5日午前11時20分 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第1082号</b> 兵庫県三田市富士が丘5丁目10番地13 債務者 株式会社クエストワークス 代表者代表取締役 高山 和子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 孝治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月11日午前10時45分 京都地方裁判所第5民事部破産係	<b>令和7年(フ)第271号</b> 広島県福山市草戸町5丁目5番20号 債務者 株式会社紳・きずな in ローズ 代表者代表取締役 佐藤 正弘 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午後2時 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第5946号</b> 大阪市東成区東小橋1丁目18番1号 債務者 株式会社ダイレクトマーケティングセ ンター 代表者代表取締役 佐川 聖志 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上村 大介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月11日午前10時45分 神戸地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第1462号</b> 仙台市青葉区あけぼの町9番15号 債務者 株式会社 a part of life 代表者代表取締役 飯島 英彦 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上村 大介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午後11時 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	<b>令和7年(フ)第288号</b> 広島県福山市能島2丁目18番11号 債務者 株式会社勇輝 代表者代表取締役 藤本 拓人 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上村 大介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月17日午前10時50分 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第1457号 京都府城陽市寺田東ノ口17番地の171 債務者 株式会社京都ツアーズ 代表者代表取締役 岡田 善臣 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 誠実 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月18日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	3 破産管財人 弁護士 仲井 晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西脇 穀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月24日午前10時50分 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 和慶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月15日午後2時30分 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第24号 北海道虻田郡俱知安町字岩尾別44番地12 債務者 HOKKAIDO BOUND株式会社 代表者代表取締役 丸山 拓 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 康穎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月19日午前11時30分 札幌地方裁判所岩内支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲井 晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月25日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 和宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月15日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第2156号 さいたま市南区辻3-1-21-114 債務者 株式会社ATTAIN-GiL 代表者代表取締役 宮井 浩恵 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 角谷 史織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後1時50分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒田 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月24日午後1時30分 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月13日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 肇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月17日午後1時30分 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第6167号 大阪府東大阪市豊浦町12番11号、商業登記簿 上の本店所在地大阪府東大阪市豊浦町15番2号 債務者 株式会社ecru 代表者代表取締役 楠本 温子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西脇 穀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月24日午前10時50分 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布施 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月15日午前10時20分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高梨 翔太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月27日午前11時40分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2963号 横浜市港南区港南中央通8番35号 債務者 株式会社OWL SHIP 代表者代表取締役 浜野 晶弘 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原一夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月15日午前10時20分 相模原市南区下溝2029番地7	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安保 研次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月27日午前11時40分 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 和慶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月15日午後2時30分 横浜地方裁判所相模原支部

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和7年(フ)第847号

川崎市多摩区菅5丁目10番51号 小島荘  
202

債務者 稲吉 幸男

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増田 尚
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第891号

川崎市高津区千年898番地 マンションカシワギ 307

債務者 小川智恵子

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若松みづき
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第79号

栃木県大田原市上奥沢414番地22 ジェイズ5号棟201号、前住所栃木県大田原市末広3丁目2834番地2 ラ・カーサ末広A棟201号

債務者 大田原 淳

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木野 直
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日前11時10分

6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
宇都宮地方裁判所大田原支部

#### 令和7年(フ)第3166号

神奈川県大和市中央林間西2丁目10番9号  
マロンクレストI 103号

債務者 伊藤田鶴子

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 出田 浩一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第2092号

東京都青梅市千ヶ瀬町5丁目613番地の1ウテルスタバタII201

債務者 田口 俊

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第2267号

東京都三鷹市上連雀9丁目21番20号シティハイム八千代A203

債務者 吉井 治

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三村 義幸
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第2133号

東京都武蔵村山市神明3丁目81番地エトワール105号

債務者 園部 浩美

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 正俊
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月24日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第434号

埼玉県比企郡滑川町みなみ野2丁目13番地4出羽ビル201、旧住所埼玉県行田市清水町10番地5 アイダパレス304

債務者 小野田輝昭

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下永吉純子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月14日前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

#### 令和7年(フ)第2943号

横浜市戸塚区深谷町25番地 7-731号

債務者 笹花 義一

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥 祐介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月13日前1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第325号

愛知県稲沢市高御堂1丁目21番2号

債務者 祖父江暎彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 雅宜

#### 令和7年(フ)第2133号

東京都武蔵村山市神明3丁目81番地エトワール105号

債務者 園部 浩美

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日まで
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 正俊
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月24日前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所一宮支部

#### 令和7年(フ)第2965号

横浜市港南区日野5丁目30番21号 ボヌールヒノ102

債務者 榎本 早苗

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高梨 翔太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月27日前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第884号

川崎市宮前区馬絹3丁目6番29-503号 パレ・ホームズ宮崎台

債務者 長尾 清夏

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 種村 求
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日前2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第263号

山形市城北町1丁目17番4号 霞城ハイツ104号

債務者 佐藤 光輝

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外塚 蘭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第59号

山形県飽海郡遊佐町比子字青塚101番地

債務者 青塚 仁

- 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東海林正樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

山形地方裁判所酒田支部

## 令和7年(フ)第153号

茨城県日立市みかの原町1丁目9番14号

債務者 高橋 勇一

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白土 大作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

水戸地方裁判所日立支部

## 令和7年(フ)第141号

茨城県坂東市辺田1402番地5 アルファソリュイ105

債務者 本田 晃一

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板垣 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

水戸地方裁判所下妻支部

## 令和7年(フ)第2337号

横浜市港北区小机町1102番地 セレッソハイム101

債務者 高橋 弘

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻居 弘平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第259号

三重県鈴鹿市江島町2447番地の19 フラワー

アイランド江島101

債務者 イノウエ マイケこと INOUE MIKE YOSHITO

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉川 明奈
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

津地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第2994号

大阪府茨木市庄1丁目20番16号 茨木フラー

ハイツ 205号

債務者 岩鼻 貞博

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西口 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第4894号

大阪市中央区南船場1丁目4番19-803号

債務者 川上 雅

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平井 義則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第5947号

大阪府高石市羽衣4丁目5番20-210号、前

住所堺市西区浜寺諫訪森町西4丁343番地8

債務者 佐川 聖志

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石見 拓野
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1083号

兵庫県三田市富士が丘5丁目10番地13

債務者 高山 和子

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 孝治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第646号

兵庫県高砂市梅井2丁目8番9号

債務者 AKI テックこと 秋好 正博

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉谷 健一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第680号

岡山市南区内尾72番地6

債務者 高島 修二

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中畠 真哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第421号

広島市安佐南区山本1丁目16番10-301号

債務者 上垣内美紀

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲垣 洋之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1196号

広島市中区竹屋町3番23-1403号

債務者 清水 渉

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川崎 智宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後3時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第269号

広島県福山市神辺町字湯野1162番地 スカイ

メゾン12番館201

債務者 小川 航汰

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増田 崑栄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第275号

広島県福山市東川口町4丁目3番3-101号

債務者 越智ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 敦史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第277号

広島県府中市元町563番地

債務者 梶本 健造

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西脇 翼
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

<p><b>令和7年(フ)第285号</b> 徳島県名西郡石井町藍畑字東覚円208番地3 大栗ハイツ101 債務者 高開弥寿志 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋直敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 徳島地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第305号</b> 徳島県徳島市住吉一丁目7番13-403号 アルファステイツ住吉II 債務者 中野 哲也 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴谷 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 徳島地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第318号</b> 徳島県徳島市南昭和町4丁目90番地の6 上田ビル 203号 債務者 吉本 順子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 啓司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 徳島地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第311号</b> 福岡県久留米市三潴町田川359番地6 債務者 梶 映子 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木下宗一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第218号</b> 沖縄県那覇市繁多川3丁目13番3-203号 みどりヶ丘アパート、住民票上の前住所沖縄県うるま市石川東恩納34番地 平良アパート203号 債務者 嘉手川まゆみ 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平良泉一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 那覇地方裁判所民事部第3部</p> <p><b>令和7年(フ)第351号</b> 沖縄県那覇市首里平良町1丁目29番地8 ライオンズマンション首里302号 債務者 豊村 苗子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋満毅一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 那覇地方裁判所民事部第3部</p> <p><b>令和7年(フ)第1208号</b> 京都府木津川市相楽台8丁目1番地 高の原駅東第2団地20-304、前住所大阪市城東区野江4丁目11番7号 債務者 お酒とごはん てっちゃんこと 岡山哲也 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫻井 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第1285号</b> 京都市西京区山田庄田町3番地23 イマイビル3F 303号室 債務者 木下 宏 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 源力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第1359号</b> 京都市右京区西院上花田町16番地 市営住宅4棟501号 債務者 カレー専門店アジアツこと 竜田 淳一 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市田 直志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第1360号</b> 京都市右京区西院上花田町16番地 市営住宅4棟501号 債務者 竜田 恵美 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市田 直志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第675号</b> 兵庫県姫路市安富町皆河301番地4、住民票上の住所兵庫県姫路市安富町塩野289番地1 債務者 森内 賢二 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p> <p><b>令和7年(フ)第244号</b> 北海道旭川市神居4条12丁目1番1-1104号市住1104号 債務者 高貝 利克 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大簪 信之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 旭川地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第3168号</b> 横浜市神奈川区松見町2丁目579番地28 債務者 石原 大輔 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野木 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第2927号</b> 名古屋市中川区大塩町2丁目20番地 グランセル202号、住民票上の住所名古屋市中川区荒子1丁目123番地 債務者 野呂 騒士 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇佐美敦士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第2483号</b> 大阪市東住吉区住道矢田6丁目10番20号 レオパレス21YM 207号 債務者 河村 和波 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大曾根直紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第2883号</b> 神奈川県藤沢市本鵠沼5丁目7番17号 湘南ハイツ203 債務者 草間 博子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣周太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
--	--	---	---

令和7年（フ）第2885号 神奈川県藤沢市本鶴沼5丁目7番17号 湘南ハイツ203 債務者 草間 聰 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣周太朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 誠実 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 誠吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 広島地方裁判所呉支部
令和7年（フ）第3100号 横浜市鶴見区寺谷2丁目18番5号 債務者 真栄平 智 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 康広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時10分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木隆之助 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 紗子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲井 晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第794号 静岡県藤枝市南新屋258番地の7 コーポ丸山105、旧住所静岡県島田市大柳190番地の7 債務者 山崎 有紀 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳川 侑馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石山 晃成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 康穎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 札幌地方裁判所岩内支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉場 一美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年（フ）第159号 奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇344番地旭団地25号、申立時の住所奈良県北葛城郡河合町大字穴闇251番地 泉団地103号 債務者 北森 優斗 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米澤 弘朗	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 美鈴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 賢治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 悠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年（フ）第1458号 京都府城陽市寺東東ノ口17番地の180 イネーブルパレスB棟101号、前住所京都府宇治市神明石塚27番地の18 債務者 岡田 善臣	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

<b>令和7年(フ)第2223号</b>	北海道千歳市勇舞2丁目4番19号 ノーススターM1-101号 債務者 梶田 昭恵(更正前の氏名梶田昭恵) 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第2135号</b>	埼玉県朝霞市宮戸2丁目1番84号、旧住所埼玉県朝霞市宮戸3丁目21番70号 債務者 佐藤 英樹 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 紘司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第413号</b>	静岡県三島市谷田(塚の台)1629番地の110 サニーヒル塚の台101 債務者 鈴木 克明 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉山 伸也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(フ)第180号</b>	富山市下富居1丁目11番36-304号 マーベラス、前住所愛知県東海市養父町諸之木38番地の3 サンフィット諸之木(206号) 債務者 竹本 茉由 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂林加奈子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 富山地方裁判所民事部

<b>令和7年(フ)第320号</b>	長崎県西彼杵郡長与町岡郷370番地6 債務者 角 祐介 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増崎 勇太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第110号</b>	岐阜県土岐市曾木町114番地の1 債務者 藤井 明 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
<b>令和7年(フ)第158号</b>	島根県松江市西尾町936番地21、住民票上の旧住所島根県松江市東出雲町揖屋116番地1 住宅型有料老人ホームいらかの里 債務者 大村 重信 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長坂 正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 松江地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第29号</b>	島根県益田市横田町186番地6 債務者 中島 正幸 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 松江地方裁判所益田支部
<b>令和7年(フ)第4035号</b>	大阪府門真市岸和田4丁目11番28号 債務者 白川 優輝 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 實重 裕光 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2057号</b>	埼玉県川口市東領家1丁目12番9-301号 グランシャリオ吉原 債務者 島 浩一 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 織田 恭央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第2213号</b>	埼玉県蓮田市西新宿1丁目91番地 グランハイム宮沢D-203号 債務者 小笠原一夫 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布施 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1461号</b>	大阪府堺市南区高倉台2丁25-17泉ヶ丘第三コーポラス702、住民票上の住所京都市北区平野8丁柳町68番地1 サニーハイム金閣寺204 債務者 崎森 明彦 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 和宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第166号</b>	岐阜県海津市南濃町駒野1307番地4、前住所岐阜県海津市南濃町上野河戸1188番地 債務者 山田ゆり子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 直実 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係

<b>令和7年(フ)第3160号</b>	横浜市泉区中田西1丁目19番15-101号 債務者 鶴見 忠雄 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉澤幸次郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第639号</b>	愛知県岡崎市上地4-24-16 岡崎医療刑務所内、住民票上の住所岐阜県多治見市池田町5丁目313番地の4 債務者 福井 裕人 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 貴弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第27号</b>	石川県羽咋市千里浜町夕37番地 債務者 細田 勇勝 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀江 重尊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 金沢地方裁判所七尾支部
<b>令和7年(フ)第5097号</b>	大阪市淀川区西宮原1丁目7番7-1201号 債務者 大基ジュヴィこと OMOTO JU VY ALCARAZ 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒井 雄作 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第5480号</b>	大阪府寝屋川市国松町49番1号(203号) 債務者 内海 太志 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 角谷 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
<b>令和7年(フ)第91号</b>	岐阜県可児市徳野南1丁目150番地2 メゾンアクロポルⅠ-103 債務者 渡邊 刃二 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
<b>令和7年(フ)第45号</b>	長崎県雲仙市愛野町乙5694番地1 セレーノ橋B203号 債務者 林田由樹恵 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 肇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 長崎地方裁判所島原支部破産係
<b>令和7年(フ)第70号</b>	熊本県玉名郡和水町原口798番地 ストーンフィールドⅡB102号 債務者 久保 知秋 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古城 里美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで 熊本地方裁判所玉名支部
<b>令和7年(フ)第2964号</b>	横浜市港南区日野5丁目30番21号 ポヌールヒノ102 債務者 浜野 昌弘 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高梨 翔太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第463号</b>	静岡県磐田市明ヶ島1121番地37、前住所東京都清瀬市上清戸1丁目4番11号 リバティハウス102号 債務者 シンチェ ルナ アン ハツミ(S INCHE LUNA ANN HATSUMI)
<b>令和7年(フ)第474号</b>	1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 静岡地方裁判所袋井市高尾1861番地の1 レオパレスカーペンター 204号室 債務者 木下 孝重
<b>令和7年(フ)第455号</b>	静岡県磐田市城之崎3丁目3番地10 マンション城の台303 債務者 杉山 隆之 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 静岡地方裁判所御嵩支部
<b>令和7年(フ)第456号</b>	静岡県磐田市城之崎3丁目3番地10 マンション城の台303 債務者 杉山 真美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
<b>令和7年(フ)第2818号</b>	名古屋市中川区万場2丁目1030番地 メゾンS II 1C、従前の住所三重県四日市市大矢知町351番地6 債務者 佐野 美希(旧姓西谷) 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第2827号 名古屋市中村区太閤5丁目3番10号 債務者 岩田 美幸 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2946号 名古屋市緑区横吹町808番地 クリアサイト 横吹Ⅱ201号 債務者 中村 卓磨 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2925号 名古屋市中村区中村中町1丁目30番地の1 NAGOMI 103号 債務者 安井 蓮 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2968号 名古屋市北区垣戸町1丁目12番地 ヴィラ志 賀本通2D号 債務者 岩男 六志 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2930号 名古屋市中川区露橋2丁目15番7号 イトーピア八島マンションB棟507号 債務者 後藤 千尋 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2978号 名古屋市港区小賀須4丁目1123番地 フロイデ小賀須403号、従前の住所名古屋市熱田区大瀬子町407番地 債務者 服部 豊幸 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2936号 名古屋市天白区植田山2丁目101番地 名古屋市植田寮 債務者 伊藤 賢哉 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2983号 名古屋市中村区高道町3丁目8番16号 山田 荘203号 債務者 吉原 力 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3109号 愛知県春日井市松新町1丁目25番地 債務者 お好み焼きあおいこと 山田 富子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第3111号 名古屋市南区元塩町2丁目4番地の23 西元 塩莊305号 債務者 澤田香保里 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第176号 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷437番地2 債務者 福本 龍成 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第180号 長崎県佐世保市鹿子前町537番地、前住所長崎県佐世保市赤崎町253番地12 債務者 樋口 恵理 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第205号 北海道苫小牧市桜木町4丁目4番22号ハイツ丹羽101 債務者 濱 高泰 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所登米支部
令和7年(フ)第206号 北海道苫小牧市桜木町4丁目4番22号ハイツ丹羽101 債務者 濱 広美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所登米支部
令和7年(フ)第108号 青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉31番地1 債務者 竹浪 聖毅 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所登米支部
令和7年(フ)第1377号 仙台市宮城野区鉄砲町中3番地の10 a1t i p l a n o 405 債務者 石井真理子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第112号 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字坊主沢66番地1 債務者 北島とみ子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所登米支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1413号 宮城県名取市美田園5丁目25番地の3 債務者 奈須川幸代 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所登米支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	
令和7年(フ)第1433号 仙台市太白区西中田3丁目8番11号 債務者 高橋眞理恵 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所登米支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	
令和7年(フ)第55号 宮城県登米市迫町佐沼字大網380番地4メゾン・ルノールⅡ103号、従前の住所宮城県登米市迫町北方字石打坂91番地1スマイルハウスむさし 債務者 佐々木裕子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所登米支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	
令和7年(フ)第1449号 宮城県名取市増田6丁目5番33号サンガーデン増田A202号、住民票上の住所宮城県名取市那智が丘5丁目15番地の6 債務者 岩田 楽 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
令和7年(フ)第142号 秋田市旭南1丁目5番6号秋田聖徳会養護老人ホーム 債務者 越川 芳之 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
令和7年(フ)第50号 宮城県石巻市桃生町寺崎字寺崎45-1シャン・ド・フルールA107、住民票上の住所宮城県登米市豊里町寿崎92番地2 債務者 武山 萌花 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
令和7年(フ)第240号 秋田市大住2丁目19番4号県営大野住宅4-303号 債務者 佐藤 聖子(旧姓柴田) 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
令和7年(フ)第54号 宮城県登米市豊里町大曲136番地4 債務者 佐藤 明	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	

令和7年(フ)第244号 秋田市広面字谷地田6番地1 パセオカワバ 101 債務者 三浦未佳子(旧姓小松) 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2443号 横浜市磯子区森1丁目15番12-205号 債務者 久保井縊一 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第832号 川崎市川崎区小田栄1丁目6番4-102号 One Piece 小田栄ファースト 債務者 長森 大介 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第190号 福島市大森字中町14番地の1 ホワイトキャッスルイン大森102号 債務者 中村 一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福島地方裁判所	令和7年(フ)第2744号 横浜市磯子区田中2丁目2番17号 債務者 渡邊 裕美 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第901号 川崎市多摩区菅3丁目7番25-204号 債務者 畠山真都華 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第313号 茨城県かすみがうら市深谷2228番地3 川島住宅 債務者 倉持 啓二 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(フ)第2899号 神奈川県藤沢市本町2丁目1番23-201号 債務者 八太 勇樹 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第536号 新潟市中央区本町通14番町3063番地1 ダイアパレス本町第3 805号 債務者 飯塚 春紀(旧姓小泉) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第318号 茨城県土浦市富士崎1丁目3番18号 カトレアハイツ103 債務者 伊豆原 治(旧姓酒井) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(フ)第506号 川崎市多摩区登戸2171番地1 ロン・ボーナル 402 債務者 岩崎 春菜 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第537号 新潟市中央区本町通14番町3063番地1 ダイアパレス本町第3 805号 債務者 古町キッチンわさびこと 飯塚麻衣子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第327号 茨城県土浦市富士崎1丁目3番18号 カトレアハイツ103 債務者 伊豆原 治(旧姓酒井) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(フ)第327号 横浜市磯子区森1丁目514番地 債務者 小林 直次	令和7年(フ)第327号 福井市板垣1丁目6番4号 債務者 吉田 恒子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 長野地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第698号 静岡県焼津市駅北1丁目2番24-701号 クリオ焼津壱番館 債務者 吉田 哲也 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第250号 静岡県富士市比奈2087番地の4 ルナハイツ202号、前住所静岡県富士市吉原1丁目8番1号 債務者 安田 雅美 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第315号 三重県桑名市大字小泉129番地1 債務者 谷藤 弘 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第1383号 京都市南区上鳥羽奈須野町204番地 プエナビスタ京都上鳥羽 505 債務者 西秋美智子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第699号 静岡県焼津市駅北1丁目2番24-701号 クリオ焼津壱番館 債務者 吉田 富美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第254号 静岡県富士市長通62番地の6、前住所千葉県佐倉市井野1534番地16 スターハイム勝田台202 債務者 田中 裕也 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第341号 三重県四日市市札場町476番地1 債務者 福原 大地 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第1438号 京都市伏見区向島本丸町63番地3 デリード桃山南3階314号室 債務者 古川 久 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第782号 静岡市駿河区中島3090番地の1、旧住所静岡市駿河区中田2丁目5番8号 債務者 神 一典 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第254号 三重県津市藤方897番地9 債務者 菊池 知美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第188号 滋賀県彦根市野瀬町162番地(305号) 債務者 杉本 和子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所彦根支部	令和7年(フ)第1491号 京都市伏見区向島二ノ丸町85番地30 債務者 木戸 成美 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第800号 静岡市葵区大岩本町16番16-101号 債務者 星野えつ子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第264号 三重県津市芸濃町椋本3529番地4 ふじ第2マンション207 債務者 安井 大作 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第189号 滋賀県東近江市八日市緑町3番13号 コーポ八木105号室、前住所滋賀県東近江市八日市東本町5番32号 債務者 梶山 幸 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所彦根支部	令和7年(フ)第255号 兵庫県宝塚市清荒神1丁目12番18号 債務者 梶本 皓太 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和7年(フ) 第269号**  
兵庫県伊丹市西野3丁目76番地 県住西野第  
2 4-208号、前住所兵庫県伊丹市寺本2  
丁目92番地 ハイツ寺本303号  
債務者 上村 誠  
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係  
**令和7年(フ) 第299号**  
兵庫県川西市霞ヶ丘2丁目5番15号、前住所  
兵庫県川西市加茂3丁目7番13号 203  
債務者 中山 賢一  
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係  
**令和7年(フ) 第557号**  
兵庫県高砂市西畠1丁目12番13号 E5  
債務者 児島 達也  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部  
**令和7年(フ) 第573号**  
兵庫県加古川市尾上町池田650番地 御月荘  
1-3号  
債務者 井上健次郎  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和 7 年 (フ) 第 5 7 7 号**  
兵庫県姫路市四郷町山脇101番地 3 メゾン  
ドティラミス B202、従前の住所兵庫県姫路  
市花田町加納原田866番地11  
債務者 本行 純也  
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日 午後 1 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費  
用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部  
**令和 7 年 (フ) 第 5 7 8 号**  
兵庫県姫路市野里新町 2-34 フォレスト千  
草202、住民票上の住所兵庫県姫路市睦町189  
番地 1 姫路城東鉄筋 7 号棟 221 号  
債務者 PHAM HOA I TAN  
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日 午後 1 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費  
用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部  
**令和 7 年 (フ) 第 6 3 5 号**  
兵庫県姫路市書写1070番地 1 市営書写東住  
宅 3 棟 3101 号  
債務者 小林 明子  
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 23 日 午後 1 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費  
用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部  
**令和 7 年 (フ) 第 6 3 8 号**  
兵庫県赤穂郡上郡町栗原374番地、従前の住  
所東京都練馬区関町北 5 丁目 18 番 37 号  
ファーストハウス武蔵関 204  
債務者 藤原優希菜

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 23 日午後 1 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和 7 年（フ）第 6 4 1 号**

兵庫県姫路市飾磨区中野田 2 丁目 16 番地 共栄ハイツ 202  
債務者 吉田 高行

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 23 日午後 1 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和 7 年（フ）第 6 5 3 号**

兵庫県姫路市中地 430 番地 1 すずらんの家、  
従前の住所兵庫県姫路市広畑区才 550 番地  
市営中河原住宅 3 棟 3046 号  
債務者 虎屋こと 廣岡 義久

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日午後 1 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和 7 年（フ）第 6 5 4 号**

兵庫県高砂市米田町島 721 番地の 5  
債務者 兵堂 善一

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日午後 1 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第658号**  
兵庫県姫路市大塩町491番地1 エクセレン  
ス大塩503  
債務者 池澤 英樹  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第672号**  
兵庫県姫路市野里355番地1  
債務者 寺本 昌司  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第682号**  
兵庫県加古川市加古川町中津719番地の4  
債務者 高田はじめ  
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第684号**  
兵庫県神崎郡神河町新野892番地の4 県営  
住宅105号  
債務者 安保 信義  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

<b>令和7年(フ)第74号</b>	兵庫県豊岡市城崎町来日235番地 市営円山住宅3号室 債務者 山本 恭子(旧姓坂出) 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第81号</b>	奈良県香芝市尼寺2丁目224番地1 エミネンスコート尼寺A101号、前住所大阪府大阪市北区天満2丁目7番21号 マジェスティ天満橋 603号室 債務者 鈴置 夏子 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
<b>令和7年(フ)第303号</b>	奈良県橿原市古川町353番地の22 101 債務者 辻 信隆 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
<b>令和7年(フ)第314号</b>	奈良県北葛城郡王寺町王寺1丁目3番16-103号 債務者 宮本 淳子 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

<b>令和7年(フ)第353号</b>	和歌山市布施屋595番地2 ベルハウス布施屋205号室 債務者 坂田 麻衣(旧姓笠尾) 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第336号</b>	和歌山市友田町4丁目25番地 田中ビル301 債務者 西森 理恵 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第341号</b>	和歌山市松島99番地3 債務者 前田 和代 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第349号</b>	和歌山市紀三井寺231番地8 債務者 和田 智加 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第350号</b>	和歌山市鳴神22番地13 債務者 藤本 芳 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第357号</b>	和歌山市西庄792番地37、前住所和歌山市西庄1133番地2 西庄園 債務者 山中カズミ 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第366号</b>	和歌山市園部485番地13 債務者 山口 大智 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第370号</b>	和歌山市田尻270番地 債務者 宮田 知尚 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第700号</b>	島根県出雲市上塩治町2769番地9 スカイハイツ下沢101、前住所島根県松江市上乃木4丁目5番40号 小林美装寮2F 債務者 小林 えり 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 松江地方裁判所出雲支部
<b>令和7年(フ)第702号</b>	岡山市北区牟佐250番地2 クレストール牟佐103号室 債務者 松延 莉香 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第704号</b>	岡山市南区大福414番地2 債務者 河田 望美(旧姓福原) 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部

**破産手続廃止****令和7年(フ)第379号**

千葉県市川市新浜1-21-23  
破産者 株式会社T&Kコーポレーション  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和6年(フ)第1964号**

埼玉県ふじみ野市苗間582-2 カスヤハイツC-102  
破産者 三上 唯  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第7748号**

東京都杉並区久我山1丁目5-2-205  
破産者 秋吉 順一  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1656号**

東京都千代田区神田神保町1丁目1番地  
破産者 株式会社アート・サプライ  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1657号**

東京都三鷹市中原1丁目2-22-205  
破産者 松田 政紀  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2845号**

東京都世田谷区駒沢3丁目12-18-203  
破産者 佐々木 龍

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第3771号**

千葉県柏市東中新宿2丁目3-27-103  
破産者 泥川 良明  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第3803号**

東京都練馬区平和台3丁目24-10-323  
破産者 沼尻 勇人  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第3997号**

東京都小平市鈴木町2丁目205 パティオ花小金井D2  
破産者 梁川 勝広  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4392号**

東京都中央区佃2丁目2番11-2505号  
破産者 有限会社楽市  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4393号**

東京都中央区築地6丁目23-12-302  
破産者 齊藤 正明  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4530号**

東京都足立区南花畠3丁目2番5号  
破産者 有限会社大串金属工業

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4581号**

東京都新宿区四谷3丁目11-1 アローズビル5階  
破産者 株式会社Health Body  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4583号**

東京都豊島区長崎4丁目30-8-203  
破産者 山浦 昭弥  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4704号**

東京都中央区日本橋兜町9番5号 兜町平和ダイヤビル  
破産者 株式会社Fair Leader

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4705号**

東京都港区白金台1丁目2-12-304  
破産者 野崎 剛輝

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4806号**

東京都板橋区前野町4丁目25-2-107  
破産者 土田 一弘

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5037号**

東京都練馬区三原台3丁目31-18-401  
破産者 佐藤 和也

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5038号**

東京都練馬区三原台3丁目31-18-401  
破産者 佐藤ゆかり

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5142号**

東京都足立区東保木間1丁目25-2-203、  
開始決定時の住所東京都足立区南花畠3丁目  
2-5  
破産者 大串健太郎

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5519号**

東京都江戸川区篠崎町6丁目20-23-101  
破産者 関 美枝子

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5530号 東京都渋谷区東3丁目9-39-201 破産者 木島 森広 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6539号 東京都新宿区西新宿6丁目16番12号 破産者 アイエスアールコンポーネンツ株式会社 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6874号 東京都品川区大崎4丁目1-10 石川方102 破産者 中川 健一 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5678号 東京都練馬区練馬1丁目19-7-1006 破産者 大浦 亜美 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6236号 東京都豊島区長崎3丁目26-11 第三大清コープ101 破産者 杉村 保美 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6881号 東京都杉並区本天沼2丁目31-8 本天沼荘 破産者 百日 隆寛 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5868号 東京都新宿区山吹町332番地 破産者 株式会社ドリーマーソフト 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6357号 京都府京都市北区衣笠北天神森町27番地1-405号 破産者 株式会社シーポス 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6924号 東京都小平市学園西町3丁目6-16-205 破産者 松原 樹雷 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5907号 東京都江東区北砂5丁目20-6-1108 破産者 江原 進治 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6358号 京都府京都市北区衣笠北天神森町27番地1-405 破産者 株式会社盧山 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6925号 東京都江東区亀戸5丁目23-8 破産者 斎藤 大芽 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6153号 東京都江戸川区松島3丁目15-2-201 破産者 鳥飼 輝義 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6535号 東京都練馬区練馬1丁目6番12-502号 破産者 株式会社オービーエム 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6930号 東京都葛飾区堀切8丁目16-7 破産者 辻中 由佳 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6231号 東京都品川区大井5丁目4-5-202 破産者 石塚 俊正	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6873号 東京都品川区大崎4丁目1-10 石川方102 破産者 中川 達弥 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6931号 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6979号 東京都町田市南成瀬2丁目6-1 メイフラワー式番館501 破産者 永澤 文康 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7111号 東京都足立区本木西町10-18-204 破産者 松本 風 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6983号 東京都足立区柳原1丁目25-3-603 破産者 人見 英伸 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7132号 東京都世田谷区三宿2丁目19-17-101 破産者 三好 良弥 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7013号 東京都新宿区市谷柳町4-201 破産者 坂本 悠真 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7144号 東京都中野区中野3丁目11-11-107 破産者 嶋津 亘 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7081号 東京都豊島区西巣鴨1丁目32-8 破産者 清水 洸助 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7154号 東京都大田区本羽田1丁目21-12 破産者 葛城 正幸 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7093号 東京都台東区北上野2丁目1-12-1005 破産者 橋口 幸男 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7184号 東京都足立区辰沼1丁目2-8-108 破産者 杉田 卓也 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7199号 東京都品川区西大井2丁目6-5 破産者 松本 紘幸 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7237号 東京都台東区清川2丁目8-12 浅草K2コート301、開始決定時の住所東京都江東区潮見1丁目29-23 さざなみ苑 破産者 永田 仁 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7263号 東京都品川区二葉1丁目23-14-102 破産者 林崎 勇将 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7268号 東京都江東区大島8丁目40-1-803 破産者 名取 駿 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7270号 東京都江戸川区松江3丁目4-3-406 破産者 工藤 智也 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7271号 東京都足立区西新井栄町1丁目5-2 M E L D I A西新井V 101 破産者 光井 結花 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7297号 東京都足立区綾瀬1丁目21-15 破産者 安部 守 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7299号 東京都八王子市館町1097 館ヶ丘団地2-2-602 破産者 西島 浩 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7299号 東京都八王子市館町1097 館ヶ丘団地2-2-602 破産者 西島 浩 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7302号 東京都江東区枝川1丁目1-10-411 破産者 平野 実結 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第7303号 東京都墨田区東向島4丁目19-3 破産者 松本 名弘 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	埼玉県所沢市大字上安松1372-5-103 破産者 小野 雄大 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都品川区旗の台1丁目8-2-101 破産者 鈴木 壽一 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	神奈川県横須賀市鴨居1丁目75番14-4号 破産者 葉山 莉衣 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第7306号 東京都板橋区南町38-8-303 破産者 中澤 拓也 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都新宿区余丁町9-9-503 破産者 林崎 茂 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都新宿区余丁町9-9-503 破産者 林崎 茂 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	名古屋市緑区大高台1丁目728番地 ディアス大高台B-101号 破産者 石川敬一朗 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第7308号 東京都足立区大谷田2丁目24-16-207 破産者 りばいばること 山田 吉徳 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都文京区湯島4丁目12-8-314 破産者 小柴 恭平 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都文京区湯島4丁目12-8-314 破産者 小柴 恭平 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	埼玉県草加市中根1丁目19番25-307号 破産者 デミル メフメット 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第7329号 東京都北区志茂2丁目31-3-102 破産者 田村さよ子 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都葛飾区亀有1丁目10-4-407 破産者 宮崎 千尋 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京都葛飾区亀有1丁目10-4-407 破産者 宮崎 千尋 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	埼玉県草加市谷塚上町594番地4 破産者 古澤 美里(旧姓相馬) 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第7347号 東京都世田谷区大原1丁目34-8-301 破産者 岸野恵理佳	東京都板橋区熊野町26-10-102 破産者 北山 克也	東京都板橋区熊野町26-10-102 破産者 北山 克也	神奈川県横須賀市追浜町2丁目35番地24 ユナイト追浜ストラスプール101 破産者 志々見建太朗 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ) 第546号**  
埼玉県草加市弁天6丁目20番15号  
破産者 芳賀 義秀  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ) 第562号**  
埼玉県草加市中央1丁目1番1-501号  
破産者 秋山 良夫  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和6年(フ) 第719号**  
兵庫県西宮市甲子園口4丁目17番1-206号  
破産者 吉峯 敏彦  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ) 第454号**  
兵庫県尼崎市東園田町4丁目107番地の11  
C O Z Y園田701  
破産者 ヘアーメイクビージュートウこと 杉田 寛志  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ) 第18号**  
兵庫県丹波市青垣町遠阪1353番地1  
破産者 板場 節子  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所柏原支部

**令和 7 年 (フ) 第 28 号**  
兵庫県丹波篠山市泉1101番地 乾第2ハイツ  
101号  
破産者 北田 順也  
1 決定年月日 令和 7 年 12 月 19 日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所柏原支部

**令和 7 年 (フ) 第 43 号**  
山口市宮野下1112番地 4  
破産者 野村 錄金こと 野村 淳一  
1 決定年月日 令和 7 年 12 月 19 日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　山口地方裁判所民事部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 744 号**  
北九州市小倉南区朽網東 2 丁目 10 番 14—310  
号、前住所北九州市小倉北区中井 2 丁目 4 番  
1—503号  
破産者 中山 瑛太  
1 決定年月日 令和 7 年 12 月 19 日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 23 号**  
佐賀市大財北町 4 番 4504 号 雇用促進大財北  
宿舎  
破産者 坂本 明  
1 決定年月日 令和 7 年 12 月 19 日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 227 号**  
佐賀市多布施 1 丁目 11 番 6 号 コーポ山口  
A—5  
破産者 金丸 竜子

1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係  
**令和6年(フ)第433号**  
鹿児島市鴨池2丁目9番6号  
破産者 記内 数実  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
**令和7年(フ)第281号**  
福岡県八女市室岡910番地1 ブライドガーデンⅡA201号、開始決定時の住所鹿児島市真砂本町4-17 第三富山ハイツA402号室  
木佐貫綾方  
破産者 田畑 直邦  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
**令和6年(フ)第479号**  
沖縄県那覇市字大道172番地 S T T A A  
P-1 302  
破産者 名嘉 璃音  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部  
**令和7年(フ)第186号**  
沖縄県那覇市壺川1丁目1番地18 アトリエペールトーン503  
破産者 宮國 勇太

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所民事第3部  
令和7年(フ)第1600号  
札幌市西区発寒15条4丁目10番5号 プレジデント発寒102号  
破産者 小山 吉広  
1 決定年月日 令和7年12月22日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部  
令和7年(フ)第1601号  
札幌市西区発寒15条4丁目10番5号 プレジデント発寒102号  
破産者 小山 明美  
1 決定年月日 令和7年12月22日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部  
令和7年(フ)第26号  
青森県八戸市大字是川字新田3番地19  
破産者 下柄棚優夫  
1 決定年月日 令和7年12月22日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係  
令和7年(フ)第146号  
青森県八戸市大字是川字新田3番地63  
破産者 田中 幸子  
1 決定年月日 令和7年12月22日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

<b>令和7年(フ)第157号</b>	青森県八戸市大字田面木字赤坂38番地21 破産者 鈴木 陽一 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係
<b>令和7年(フ)第71号</b>	岩手県陸前高田市米崎町字佐野242番地 破産者 熊谷 貴之 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部
<b>令和6年(フ)第1215号</b>	仙台市太白区茂庭台4丁目3番2-310号 破産者 市川 清司 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第371号</b>	宮城県岩沼市恵み野3丁目23番地の1 破産者 佐藤 直美(旧姓青木・小山・櫻井) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第432号</b>	宮城県黒川郡大和町吉田字百目木7番地 破産者 堀籠 俊郎 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係

<b>令和7年(フ)第517号</b>	仙台市太白区茂庭台5丁目13番8号 破産者 相澤 陽平 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第537号</b>	仙台市若林区古城3丁目20番3号 ハピネス古城I-110、従前の住所仙台市宮城野区東宮城野4番2-401号 破産者 木村 洋 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第626号</b>	宮城県岩沼市字西六角58番地の1 破産者 石塚 美樹(旧姓斎藤) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第672号</b>	宮城県宮城郡七ヶ浜町境山2丁目17番35号、従前の住所宮城県多賀城市高橋2丁目14番23-205号 破産者 佐藤 健太 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第902号</b>	仙台市宮城野区白鳥2丁目13番10号 ジュメールII-204 破産者 斎藤 真吾 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第944号</b>	仙台市青葉区川平1丁目3番10号 川平アパート103、従前の住所仙台市太白区茂庭台4丁目3番2-515号 破産者 菅沼 博 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第961号</b>	仙台市若林区霞2丁目7番6号 グリーンコーポ201 破産者 佐々木楽音 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1006号</b>	宮城県塩竈市新浜町2丁目2番43号 東雲303号、従前の住所宮城県塩竈市袖野田町28番14号 破産者 八島 久一 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1137号</b>	さいたま市見沼区大字東新井866番地81 第2東新井ハイツ103号 破産者 野本 忠孝 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1031号</b>	仙台市太白区泉崎2丁目14番25号 ルマ蘭泉崎106 破産者 佐々木文博 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1272号 埼玉県川口市大字安行北谷635番地の11 破産者 仲村 法子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第262号 大阪府茨木市郡5丁目18番20号 カーサルミエール 301号 破産者 下西 敏幸 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1503号 さいたま市緑区大字中尾1465番地1 グリーンハイツ106、旧住所埼玉県上尾市愛宕3丁目21番4号 U-S T Y L E上尾203 破産者 下野 鈴香 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部	令和7年(フ)第4539号 大阪市都島区毛馬町1丁目15番15号 リヴィエールⅠ 402号、前住所大阪市都島区大東町2丁目15番2号 山本文化 203号 破産者 七瀬 麗子(旧姓熊取谷) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第152号 横浜市瀬谷区竹村町21番地25 ルミエール102 破産者 掛折 知希 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第695号 大阪市東住吉区矢田4丁目19番10号れんげハイツ長居公園121号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市高井田西1丁目6番7号 破産者 平野 学 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第152号 横浜市港北区新吉田町6086番地4 フィールデンコートB102 破産者 田中 大成 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第875号 大阪市港区夕凪1丁目12番15-801号 破産者 漁 秀樹 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2201号 横浜市港北区新吉田町6086番地4 フィールデンコートB102 破産者 田中 大成 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第5241号 大阪市生野区林寺5丁目6番3号 プレジール林寺 103 破産者 西村 彩花 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第245号 愛知県豊橋市草間町字東山143番地の26 市営草間住宅1棟105号 破産者 本間 幸広 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府吹田市千里丘中33番204号	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府長居公園121号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市高井田西1丁目6番7号 破産者 平野 学 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第875号 大阪市港区夕凪1丁目12番15-801号 破産者 漁 秀樹 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2201号 横浜市港北区新吉田町6086番地4 フィールデンコートB102 破産者 田中 大成 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府吹田市千里丘中33番204号	令和7年(フ)第924号 大阪市中央区内平野町1丁目4番1-805号 破産者 吉田 晟陽 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第149号 長野県安曇野市穂高北穂高2301番地 破産者 平林ふみ子	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第924号 大阪市中央区内平野町1丁目4番1-805号 破産者 吉田 晟陽 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1807号 東京都新宿区西新宿4丁目8番41-204号、 開始決定時大阪市福島区吉野3丁目21番26- 605号 破産者 朝山 煙馬 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2045号 大阪市港区磯路3丁目8番24-405号 破産者 斎藤 広輝 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2626号 大阪市東成区大今里南1丁目13番15号 破産者 川中 利文 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3138号 大阪市旭区高殿2丁目8番38-1402号 破産者 山内百合華 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第3162号 大阪市住吉区住吉2丁目10番16号 メゾンド ヴェール 401号 破産者 今西 莊一 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3676号 大阪市北区本庄東2丁目2番35-501号 破産者 大橋 静香 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3690号 大阪府東大阪市岩田町6丁目4番56号 破産者 島藤 元気 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第3790号 大阪府大東市谷川2丁目7番16号 プロス ペール樋口403号 破産者 瀬戸 伸也 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良市中登美ヶ丘1丁目4162番地の1 中登 美園地E11-306号 破産者 井上 英樹 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第4230号 沖縄県石垣市字真栄里404番地1 コーポ高 田303、前住所大阪市城東区中央2丁目10番 2号 リトルハウス中央 203 破産者 川端 怜子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島市南区翠4丁目8番27号 破産者 中村 節 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所第4部
令和7年(フ)第4256号 大阪市平野区流町1丁目6番78号 メゾンダ イエイ 111号 破産者 堀江祐太郎 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島県福山市御幸町大字上岩成504番地1 メゾンエル御幸212、開始決定時の住所広島 県福山市三吉町南1丁目9番2号 A101(旧 住所) 広島県福山市沖野上町四丁目9番3- 701号 破産者 北川商店こと 北川 雅教 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第4482号 大阪府東大阪市瓢箪山町5番17号 エスボ ワール瓢箪山 203号室 破産者 中辻 志哉 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第99号 広島県福山市霞町3丁目4番28号 破産者 三原 瑞 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第150号 広島県福山市大門町大門532番地 シティハイツ大門B102 破産者 岡田 昌三 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第182号 沖縄県宜野湾市嘉数1丁目10番3-106号 ベイクオーレ 破産者 又吉 萌 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形県鶴岡市五十川乙69番地1 破産者 丸孝工務店こと 本間 孝一 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第8号 山口県防府市大字仁井令1037番地の5、前住所山口県防府市大字江泊1827番地の5 破産者 山田 美穂(旧姓時本) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島市下田町1768番地2、前住所鹿児島市下田町1763番地 森口病院内 破産者 有村 光雄 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岩手県上閉伊郡大槌町桜木町8番19号 破産者 鈴木 珠江 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係	令和7年(フ)第295号 群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸2607番地1 破産者 平野 肇 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第42号 山口県宇部市大字西岐波6494番地126 破産者 南波 達彦 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島市小川町3番3号 MOKOTAビル、前住所鹿児島県薩摩川内市勝目町5842番地8 破産者 上城 孝子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田市牛島西3丁目5番7号、開始決定時住所秋田市牛島西1丁目4番20号 エルリーゼB 201 破産者 加藤 遼 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜市緑区十日市場町871番地10 ウイライブ十日市場302 破産者 山岸 英二 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第2053号 横浜市磯子区磯子4丁目5番33号 エコーアイツ101号 破産者 佐藤貴美子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第23号 福岡県田川郡糸田町2953番地66 破産者 七俵 晏士	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第2093号 横浜市磯子区磯子4丁目5番33号 エコーアイツ101号 破産者 佐藤貴美子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2236号 神奈川県藤沢市鶴沼藤が谷2丁目1番15号B 破産者 迫田 裕幸 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2386号 横浜市保土ヶ谷区天王町2丁目42番地2 天王町団地3棟401号 破産者 西平 守儀 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第402号 神奈川県秦野市今泉1121番地の6、前住所神奈川県秦野市平沢720番地の1 破産者 小澤 義之 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第451号 神奈川県秦野市今泉1121番地の6、前住所神奈川県秦野市平沢720番地の1 破産者 小澤 君江 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第485号 新潟市西区有明町8番1号 小針浜コンドミニアム503号 破産者 渡辺 芳昭 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第422号 新潟市東区豊2丁目7番59-107号 破産者 木間 貴幸 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第131号 新潟県見附市新潟町2573番地1 破産者 坂之井広樹 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和6年(フ)第142号 長野県飯山市飯山1193 プレステージ21 202号、住民票上の住所山形県鶴岡市大塚町 36番21号 破産者 田中 実 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第441号 静岡県焼津市中根492-1、住民票上の住所 静岡県焼津市吉永431番地の7 破産者 松野 悠太 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所觀音寺支部

令和7年(フ)第11号 香川県三豊市三野町下高瀬599番地、開始決定時の住所香川県三豊市三野町吉津甲610番地1 カーサ・スクエア103号 破産者 貞廣 亨 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第624号 静岡市葵区川合1丁目1番53号 MTハイツ 103号、開始決定時の住所静岡市葵区川合1 丁目1番53号 MTハイツ102号 破産者 山本 仁 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第95号 鳥取県境港市外江町2453番地1 破産者 吉川 馨 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第218号 宮崎市田野町甲1599番地1 破産者 長倉 弘昂 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所天草支部
令和7年(フ)第2778号 東京都新宿区大京町13-18-303 破産者 谷川 信治 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部

**破産手続終結**

令和6年（フ）第4576号 千葉県千葉市稻毛区宮野木町2150-3-102、開始決定時の住所神奈川県横浜市栄区小菅ケ谷4丁目27-16 破産者 岡坂 文弘 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第3586号 東京都中野区本町3丁目8番3号 破産者 株式会社アドナイン 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（フ）第8572号 神奈川県横浜市磯子区岡村8丁目21-19-604、開始決定時の住所東京都江東区新大橋3丁目9-1 破産者 武舎昌太郎 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年（フ）第5377号 東京都台東区根岸5丁目16-5-806、開始決定時の住所東京都台東区竜泉3丁目7-8 破産者 墓井 肇 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第5089号 東京都大田区西糀谷2丁目7-12 西糀谷コープ第1 11 破産者 橋本 裕二 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第5273号 東京都八王子市別所1丁目115-6 破産者 青田 昌生 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第1291号 東京都足立区千住5丁目6番9号 破産者 スエヒロ通商株式会社 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第5170号 茨城県かすみがうら市三ツ木35番地33 破産者 あそしな牧場株式会社 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第5825号 東京都杉並区上荻2丁目13-12 破産者 土方 清 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第1292号 神奈川県茅ヶ崎市旭が丘5-40-223、開始決定時の住所東京都足立区千住大川町42-5 破産者 栗原 敏 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第5171号 東京都大田区西糀谷3丁目39-4-503 破産者 中野 剛 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第4852号 東京都新宿区新宿1丁目24番7号 破産者 株式会社A R T S 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第5154号 東京都渋谷区恵比寿南2丁目16-13-201 破産者 鈴木 陽平 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第5173号 静岡県焼津市三右衛門新田160-3 破産者 泉 貴信	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第2639号 東京都世田谷区瀬田4丁目11-33-401、開始決定時の住所東京都世田谷区中町2丁目7-28 破産者 阿部 正晴 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3896号 東京都葛飾区青戸4丁目6-16-205 破産者 松岡 航平 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4182号 東京都中野区中野3丁目30番15号 ヴィラバ ンテ松島201 破産者 合同会社C R E A O 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5751号 東京都品川区二葉3丁目18-6-103 破産者 高橋 茂 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5901号 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目6-11-201 破産者 吉田 昌洋 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5924号 東京都江戸川区南葛西6丁目14-20 メゾン 田中Ⅱ101 破産者 宮嶋 順子

1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第371号 佐賀市諸富町大字山領773番地8 破産者 有限会社アラキ 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第53号 青森県八戸市小中野4丁目1番38号 破産者 有限会社松浦工業所 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第507号 横浜市西区戸部本町45番4号鈴内ビル201 破産者 株式会社新協コンサルタント 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1520号 埼玉県川口市仲町2番33号 破産者 株式会社ボラスタン 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第99号 奈良県天理市柳本町1346番地の1 破産者 株式会社創企
1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所破産係
令和4年(フ)第6号 山形県鶴岡市羽黒町荒川字西田52番地の3 破産者 株式会社渡部工業 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所鶴岡支部
令和6年(フ)第58号 福島県田村郡三春町字尼ヶ谷127番地 破産者 有限会社若松屋 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第110号 茨城県桜川市大曾根553番1、商業登記簿上の本店所在地茨城県筑西市桑山2498番地17 破産者 有限会社石信 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第2673号 横浜市鶴見区東寺尾6丁目13番20号 破産者 生麦運送有限会社 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第17号 広島県三原市和田3丁目2番29号 リバーヒ ルズA 203号室 破産者 鍛冶畠裕昭こと 鍛冶畠裕昭 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ)第54号 青森県八戸市大字河原本字小田上1番地6 シルバーベルC号室、開始決定時住所青森県 八戸市小中野4丁目1番38号 破産者 磯嶋 聰美 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

## 令和7年(フ)第79号

青森県八戸市大字田面木字上田面木22番地3  
破産者 向井 翔

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

## 令和7年(フ)第508号

宮城県塩竈市清水沢2丁目24番33号、開始決定時の住所仙台市青葉区赤坂2丁目3番地の4  
破産者 小川 勝彦

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第605号

仙台市泉区将監9丁目3番3-301号  
破産者 今野 豊

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第656号

仙台市太白区大野田5丁目16番地の15 A v a n c e 301  
破産者 飯島 恒

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第685号

埼玉県川口市芝1丁目26番2-510号 T's garden蕨II  
破産者 長谷川瑠美

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和5年(フ)第175号

愛知県蒲郡市栄町14番30号、開始決定時の住所愛知県蒲郡市神ノ郷町地蔵ヶ崎9番地6  
破産者 菅沼 英一

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和6年(フ)第170号

愛知県豊橋市弥生町字西豊和5番地の7  
破産者 小野左以志

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和6年(フ)第3076号

大阪市西区立売堀3丁目8番12-505号  
破産者 前田 善徳

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第5634号

大阪府東大阪市玉串元町1-1-9 Zeus 花園106、住民票上の住所大阪府東大阪市東石切町5丁目7番55号  
破産者 尾原 嘉文

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第663号

大阪府吹田市昭和町8番6号、住民票上の前住所大阪市淀川区東三国4丁目20番13号  
破産者 C f o r D こと 石崎夕紀秀

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第711号

大阪府守口市桃町10番16号、前住所大阪府茨木市見付山1丁目1番41号の3  
破産者 横田 武史

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第2174号

大阪市住吉区苅田2丁目9番44号 メルベーユ長居公園 405号  
破産者 磯崎 善美

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第165号

広島県福山市南手城町4丁目11番22号パークマンション702号、開始決定時の住所広島県福山市南手城町3丁目14番9号  
破産者 安本 仁士

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(フ)第23号

香川県丸亀市郡家町2669番地2 レジデンスヤガミ605号、開始決定時の住所香川県丸亀市土器町東6丁目300番地蓬萊ニューマンション903号  
破産者 古川 久子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

## 令和4年(フ)第64号

青森県つがる市稻垣町千年懸河11番地2、前住所青森県つがる市牛潟町潟上49番地  
破産者 會津 誠造

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所五所川原支部破産係

<p><b>令和4年(フ)第3号</b> 山形県鶴岡市東原町24番7号、開始決定時の住所山形県鶴岡市羽黒町荒川字西田48番地2 破産者 渡部 昌伸 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　山形地方裁判所鶴岡支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第719号</b> 横浜市神奈川区羽沢町1571番地2 ハイムローゼB-105号 破産者 松村 麦生 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和4年(フ)第56号</b> 新潟県魚沼市吉原58番地 破産者 佐藤 金一 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 　　横浜地方裁判所横須賀支部</p> <p><b>令和7年(フ)第9号</b> 北海道稚内市緑6丁目13番20号 破産者 吉田 奈知 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 　　旭川地方裁判所稚内支部</p>
<p><b>令和7年(フ)第22号</b> 山形県東田川郡三川町大字押切新田字豊秋163番地1 破産者 富樫 和之 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　山形地方裁判所鶴岡支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第847号</b> 横浜市港北区篠原町104番地1 ブレストヒルズ篠原306 破産者 鈴木 典子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第3号</b> 石川県小松市戸津町は17番地1 ベニーノ203、従前の住所石川県小松市吉竹町レ296番地乙 破産者 桶 真暢(旧姓高見) 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　金沢地方裁判所小松支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第268号</b> 茨城県笠間市笠間1821番地7 サンハイツ遠の森405号 破産者 青木 雄三 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 　　水戸地方裁判所</p>
<p><b>令和6年(フ)第111号</b> 茨城県筑西市桑山2498番地17 破産者 菊池 信行 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　水戸地方裁判所下妻支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第250号</b> 新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜1085番地 破産者 高橋 辰也 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　新潟地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和6年(フ)第116号</b> 広島市東区愛宕町9番29号 破産者 佐々木壽吉 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　広島地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第336号</b> 茨城県水戸市見川2丁目3071番地の4 メゾン・リ・フォーレ205号 破産者 稲野辺澄子 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 　　水戸地方裁判所</p>
<p><b>令和6年(フ)第334号</b> 群馬県伊勢崎市境下渕名1923番地 破産者 秋山 一男 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p><b>令和7年(フ)第333号</b> 新潟県五泉市宮野下6456番地の1 破産者 酒井佐恵子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　新潟地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第202号</b> 茨城県ひたちなか市東大島2丁目7番4号 アーバン東大島102号 破産者 葛西 浩己 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 　　水戸地方裁判所</p>	<p><b>令和7年(フ)第359号</b> 茨城県ひたちなか市大字田彦440番地8 破産者 飯嶋星利奈 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 　　水戸地方裁判所</p>
		<p><b>令和7年(フ)第384号</b> 茨城県ひたちなか市勝田泉町8番16号 新開地ビル301号 破産者 小澤 つや 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 　　水戸地方裁判所</p>	<p><b>令和7年(フ)第387号</b> 茨城県東茨城郡茨城町大字小幡85番地25 破産者 小島 浩 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 　　水戸地方裁判所</p>

令和7年(フ)第276号 千葉県佐倉市稻荷台1丁目20番地10 サン フィールド3 102 破産者 佐藤 裕喜 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(フ)第277号 千葉県佐倉市稻荷台1丁目20番地10 サン フィールド3 102 破産者 佐藤 真美 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(フ)第781号 北九州市戸畠区東大谷2丁目2番26号 破産者 三好さやこ 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第406号 鹿児島市大明丘3丁目5番13-34号 破産者 山下ひろ子 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第408号 鹿児島市福山町1362番地4 破産者 東 里奈 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第418号 鹿児島市紫原6丁目14番37-31号、前住所鹿 児島市紫原7丁目18番23号 ドミール黒瀬 101号 破産者 水野 洋子 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第234号 沖縄県沖縄市大里2丁目25番19号 マリンハ イツ301号 破産者 仲眞 光枝 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和7年(フ)第1554号 北海道千歳市寿1丁目13番3号 シスメゾン 201号 破産者 藤原 豊隆 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1563号 札幌市東区北25条東21丁目1番20号 パステ ル北25条A103号 破産者 永野 恵三 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1580号 札幌市手稲区前田9条14丁目2番12-205号 破産者 青木弥稀也 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1721号 札幌市豊平区西岡1条8丁目7番1号 オブ ザコート1・8C-202号 破産者 奥村 香織 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1781号 札幌市北区北7条西6丁目2番地27 s t r i p e札幌801号 破産者 小林 圭太 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1793号 札幌市白石区南郷通15丁目北1番41号 ス ターハイツ205号 破産者 濱渕 愛子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1801号 札幌市西区二十四軒1条4丁目2番2-302 号 破産者 尾崎 空 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1806号 北海道江別市対雁115番地の86 破産者 平田 達則 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1813号 札幌市中央区南7条西5丁目289番地54 プ レジデント薄野309号 破産者 川南 欣也 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1831号 札幌市東区北23条東16丁目2番17号 グラン ドール近藤201号 破産者 島崎 正美 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1890号 札幌市白石区本郷通3丁目南4番3-203号 破産者 佐々木勝也 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1900号 札幌市東区北23条東16丁目1番23-201号 破産者 富嶋 貴志 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1905号 札幌市白石区平和通7丁目北11番12-101号 破産者 桧森 鏡子 (旧姓富岡・鈴木) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第312号 盛岡市西仙北1丁目30番45号 アプリコット ハウス201号、申立時の住所盛岡市黒石野1 丁目3番47号 破産者 須川 遥 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第326号 盛岡市松園3丁目13番10号 破産者 藤村れいな 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第60号 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢1番地5 大久保アパート2号室 破産者 小館 義則 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部 令和7年(フ)第374号 茨城県ひたちなか市大字稻田689番地10 破産者 大貫 美琴 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所 令和7年(フ)第1460号 埼玉県朝霞市溝沼4丁目1番62-211号 破産者 鈴木 嶺央 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
---	---	--	--

<b>令和7年(フ)第1623号</b>	埼玉県加須市東栄1丁目6番35号 こなみハウス加須寮222号室 破産者 前田 和也 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1725号</b>	埼玉県白岡市上野田465番地11 破産者 白石 京平 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1735号</b>	埼玉県川口市大字西新井宿999番地の1 破産者 河野 若菜 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1769号</b>	さいたま市中央区下落合6丁目18番7—408号 破産者 岡田 正晴 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1785号</b>	埼玉県川口市上青木5丁目4番19号 アーチティックマンションII 307号 破産者 江川 英聰 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1801号</b>	埼玉県上尾市大字瓦葺2429番地14 破産者 黒須 鈴乃 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第610号</b>	埼玉県所沢市東新井町324番地の2 メゾンエアパーク3—102 破産者 村沢 正伸

<b>1 決定年月日 令和7年12月22日</b>	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第742号</b>	埼玉県狭山市大字東三ツ木335番地の3 T.O.P狭山第1—110 破産者 笹本たつ江 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第774号</b>	埼玉県坂戸市西坂戸4丁目11番5号 破産者 岡部 香 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第780号</b>	埼玉県比企郡川島町大字中山1769番地17 破産者 坂田美智子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第786号</b>	埼玉県所沢市東所沢2丁目32番地の1 サンクレスト東所沢106、前住所埼玉県所沢市大字上安松734番地の16 破産者 後藤 由璃 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第795号</b>	埼玉県川越市大字木野目381番地4 (ソーシャルインクルーホーム川越木野目107号室)、前住所埼玉県狭山市笹井2丁目7番7号 破産者 ラレナスマガンテ かれん(旧姓西尾) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第807号</b>	埼玉県富士見市水谷東1丁目7番2号 藤ハウス2-A 破産者 長南 敏
<b>1 決定年月日 令和7年12月22日</b>	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第828号</b>	千葉県成田市本三里塚206番地46 破産者 小川せつ子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和7年(フ)第374号</b>	岐阜市中2丁目10番地 破産者 上段 晴隆 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
<b>令和7年(フ)第399号</b>	岐阜市柳津町高桑1丁目173番地1、前住所岐阜県関市桐谷台1丁目1番2号 破産者 小酒井 学 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
<b>令和7年(フ)第1229号</b>	名古屋市千種区今池4丁目13番1号 ロワイヤル千種202号 破産者 市川 舞 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1665号</b>	愛知県日進市三本木町一番割563番地2 K.フォレスト313 破産者 吉野 政逸 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1978号</b>	名古屋市天白区植田2丁目201番地 名古屋市寿荘 破産者 野口 样子
<b>1 決定年月日 令和7年12月22日</b>	2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2054号</b>	名古屋市港区知多2丁目1908番地 村上住宅7号 破産者 中西ジュニアこと NAKANISHI MARTINS JOSE LUIS JUNIOR 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2103号</b>	名古屋市中川区長良町1丁目87番地 アムール英207号、従前の住所名古屋市瑞穂区下坂町1丁目23番地 破産者 柴田 剛 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2149号</b>	代替住所A (旧住所 名古屋市北区楠2丁目119番地 市営中あじま荘 T8棟102号) 破産者 中村 美紀(旧姓鳥山) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2275号</b>	愛知県春日井市松河戸町2丁目5番地2 レオパレスゆう206号 破産者 田中 俊光 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2283号</b>	愛知県愛西市渕高町三ノ割64番地2 ハイツあきもとB101 破産者 滝 孝光 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2292号**  
 愛知県弥富市鯉浦町下六48番地1 サンパティーケ206  
 破産者 鳥谷 淳  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2293号**  
 愛知県弥富市鯉浦町下六48番地1 サンパティーケ206  
 破産者 鳥谷沙綾香  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2334号**  
 名古屋市北区楠3丁目409番地 県木ハイツ205号  
 破産者 竹村峯九こと 李 峰九  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2336号**  
 名古屋市昭和区滝子通4丁目14番地の13 シェアハウス滝子7号  
 破産者 奥村 縁  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2338号**  
 岐阜県岐阜市曾我屋665番地4 ビレッジハウスマス曾我屋1号棟203号室、従前の住所愛知県小牧市大字北外山837番地5 ラ・セーヌA棟102号  
 破産者 森岡 雅彦  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2346号**  
 愛知県春日井市細木町1丁目37番地 グループホーム細木の杜  
 破産者 銀嶋 正信  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2372号**  
 名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地 市営上飯田南荘6棟1102号  
 破産者 岡島 知里  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2414号**  
 名古屋市緑区大高町字北平部1番地の132  
 破産者 吉崎 隼斗  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2443号**  
 愛知県知多市大草字大瀬8番地の3 チッタ新舞子203  
 破産者 若森みちよ  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2462号**  
 名古屋市中村区横井1丁目340番地 市営横井荘2棟402号  
 破産者 三村奈津枝  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2479号**  
 名古屋市中川区高畑4丁目12番地 パルティール高畑305号  
 破産者 真野 裕斗  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2489号**  
 名古屋市南区赤坪町20番地 赤坪寮205号  
 破産者 小林 豊  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2492号**  
 愛知県瀬戸市北山町25番地 ビレッジハウス北山 1-305  
 破産者 須崎 明子

**1 決定年月日 令和7年12月22日**  
**2 主文 破産者について免責を許可する。**  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2517号**  
 名古屋市瑞穂区豆田町4丁目11番地 エクセルント豆田町203号  
 破産者 持田 造  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第51号**  
 兵庫県朝来市和田山町寺内1025番地 1  
 破産者 足立 美子  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**令和7年(フ)第110号**  
 広島県尾道市向東町58番地  
 破産者 粟村 光良  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     広島地方裁判所尾道支部

**令和7年(フ)第72号**  
 広島県福山市久松台2丁目14番22号  
 破産者 石井 真理  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第155号**  
 広島県福山市駅家町大字江良570番地 安原アパート西1号棟、旧住所広島県福山市芦田町大字福田576番地10  
 破産者 石川 誠志  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第170号**  
 広島県福山市大門町大門72番地5 202、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉449番地5 ピュアヒルクレスト1-201  
 破産者 中川 哲也  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     長崎地方裁判所島原支部破産係

**1 決定年月日 令和7年12月22日**  
**2 主文 破産者について免責を許可する。**  
     広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第173号**  
 広島県福山市新市町大字新市938番地 2 伊吹荘3  
 破産者 藤 雅美  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第175号**  
 広島県福山市千田町3丁目31番9号 インターフロラ103  
 破産者 山本 哲也  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第201号**  
 広島県福山市加茂町字芦原576番地 1  
 破産者 中野 花菜  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第717号**  
 福岡県遠賀郡岡垣町鍋田1丁目2番6号  
 破産者 今井 大輔  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第33号**  
 長崎県南島原市深江町丙784番地  
 破産者 本多ゆかり  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     長崎地方裁判所島原支部破産係

**令和7年(フ)第43号**  
 長崎県島原市上の原3丁目6183番地 1 スプリングドミールIV号  
 破産者 高木 拓也  
 1 決定年月日 令和7年12月22日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     長崎地方裁判所島原支部破産係

熊本市中央区黒髪6丁目17番2号 宇留毛団地2棟68号  
破産者 松本 尚士

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第405号

熊本県上益城郡益城町大字広崎925番地1  
たんぽぽハウスD棟108号  
破産者 本田恵美子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第431号

熊本市北区龍田8丁目15番140号 清水ハイツA106号、異動前住所熊本市北区楠4丁目13番15号  
破産者 米田 征次

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第432号

熊本市北区龍田8丁目15番140号 清水ハイツA106号、異動前住所熊本市北区楠4丁目13番15号  
破産者 米田フミヨ

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第503号

熊本市南区薄場2丁目7番2-204号 市営薄場団地1C-1-204  
破産者 野寄 薫

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第513号

熊本県下益城郡美里町原田147番地  
破産者 夕川 裕子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第524号

熊本市中央区新屋敷2丁目18番53号 バレット新屋敷101号  
破産者 渕上 美樹(旧姓森下)

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第531号

熊本市北区清水亀井町15番26-103号 SAKURA IN SHIMIZU  
破産者 島田 華澄

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第538号

熊本市東区月出8丁目1番40-401号  
破産者 梅田 謙

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第547号

熊本市東区健軍4丁目3番7号 アベニュー神水502  
破産者 米村 健誠

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第565号

熊本市東区東町2丁目2番5-80号 東町団地1C-3  
破産者 佐々木章雄

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第568号

熊本市東区小山1丁目7番70号 ストーリア小山Ⅱ 101号、異動前住所熊本市東区戸島5丁目4番45号  
破産者 西村 正美

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第577号

熊本市西区池上町524番地 池上団地404  
破産者 工藤ひとみ

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第578号

熊本市中央区帯山2丁目2番27-309号 コアマンションネクステージ保田窪、転入前住所大阪市福島区大開3丁目1番10-613号  
破産者 原 和希

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第599号

熊本市西区田崎2丁目3番83-504号 田崎団地83棟  
破産者 稲津 節子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第64号

熊本県荒尾市荒尾1016番地1  
破産者 井上 明音

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所玉名支部

## 令和7年(フ)第425号

大分市大字佐野4455番地 ユニコ一ポ佐野A510  
破産者 佐藤 篤史

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第85号

沖縄県那覇市字銘苅205番地1 サニーパートナーラインB棟303  
破産者 前田 政剛

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

## 令和7年(フ)第354号

沖縄県那覇市壺川3丁目2番地4 壺川市営住宅3-1103  
破産者 古堅 恵子

- 1 決定年月日 令和7年12月22日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

## 那覇地方裁判所民事第3部

## 令和7年(フ)第93号

北海道北見市南町2丁目1番2-101号  
破産者 遠藤 宜美

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
釧路地方裁判所北見支部破産係

## 令和7年(フ)第97号

北海道北見市山下町2丁目4番5-102号  
破産者 福澤 美月

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
釧路地方裁判所北見支部破産係

## 令和7年(フ)第339号

岩手県滝沢市鵜飼笹森185番地2  
破産者 小笠原佐知子

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年(フ)第1086号

仙台市宮城野区福田町2丁目31番1号 メゾンK201  
破産者 亀山 謙一

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第1109号

仙台市若林区若林1丁目6番55号 グリーンガーデンハイツ201、従前の住所仙台市若林区六丁目の目中町17-405号  
破産者 古川 義貴

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第1149号

仙台市宮城野区岩切字鴻巣175番地の2  
アップル壱番館101  
破産者 近藤 里果(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第1152号 仙台市泉区山の寺2丁目22番5号 コートハウス山の寺101 破産者 小山 宏 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第1237号 仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目32番25号 アイショウヴィラ旭ヶ丘6-102 破産者 木村 具隆 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第37号 福島県白河市巡り矢40番地3 破産者 樽川 康弘 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所白河支部破産係	令和7年（フ）第166号 群馬県太田市亀岡町393番地8 サニーホームズB-202号 破産者 尾花 舞 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部
令和7年（フ）第1167号 仙台市若林区南鍛冶町101番地の1 シャンボール第2荒町203 破産者 後藤 洋子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第154号 千葉県流山市南流山6丁目11番地の18 サンフラワーハイツ105、開始決定時住所秋田市山王中島町14番19号 ピアネス山王A212 破産者 川合 柚子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第40号 福島県石川郡玉川村大字中字向1番地の1 破産者 湯澤 徳雄 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所白河支部破産係	令和7年（フ）第174号 群馬県館林市松沼町28番1号 リバーハイツー101、前住所群馬県館林市木戸町535番地の1 破産者 トゥルクメン 千聖 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部
令和7年（フ）第1175号 仙台市青葉区高松1丁目2番5-310号 破産者 後藤さなえ（旧姓轟木） 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第162号 秋田市新屋寿町6番53号 破産者 木村 雅之 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第20号 茨城県下妻市中居指82番地3 ウィン下妻202号室、開始決定時の住所茨城県下妻市下木戸521番地7 稲葉住宅A棟 破産者 谷塙 勝彦 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年（フ）第47号 群馬県桐生市新里町小林583番地10 バストラル新里A6 破産者 瀬下 誠 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年（フ）第1216号 仙台市宮城野区岩切字若宮前46番地の1 アートキャッスル606 破産者 古川 強士 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第169号 秋田県潟上市天王字追分95番地10 アリィコート101号 破産者 高松 優美 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第296号 群馬県渋川市赤城町上三原田545番地 破産者 都丸志津加 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（フ）第48号 群馬県桐生市新里町小林583番地10 バストラル新里A6 破産者 瀬下 博美 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年（フ）第1222号 仙台市青葉区上杉2丁目2番44号 セティル上杉206 破産者 大内 智代 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第60号 山形県鶴岡市朝陽町33番8号 梅田パレスA棟101 破産者 小林真奈美 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部	令和7年（フ）第323号 群馬県前橋市城東町5丁目16番2-301号 破産者 黒岩 香恵（旧姓高野辺） 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（フ）第49号 群馬県桐生市新里町小林583番地10 バストラル新里A6 破産者 瀬下 真美 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年（フ）第1223号 仙台市宮城野区田子字五平淵33番地の2 ローズガーデンA-201 破産者 千葉 秀樹 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第148号 福島県伊達郡桑折町大字谷地字高橋沢12番地 破産者 遠藤 隆 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	令和7年（フ）第344号 群馬県前橋市天川大島町3丁目55番地6 口ビンソンハイツ大島 107号、旧住所埼玉県熊谷市妻沼中央18番地1 ユウ・フォーリアA102 破産者 口石 咲来 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（フ）第239号 千葉県成田市加良部4丁目22番地（3棟406号） 破産者 佐藤 健一 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部

<b>令和7年(フ)第280号</b>
千葉県印西市木下725番地21 破産者 大野 浩
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和7年(フ)第295号</b>
千葉県佐倉市中津4丁目20番1号 破産者 鈴木 寛美
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和6年(フ)第2196号</b>
東京都青梅市師岡町3丁目13番地の3フローレンス101号 破産者 河口 亮
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1364号</b>
東京都八王子市四谷町807番地シャイニー四谷301 破産者 森田 文明
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1436号</b>
東京都青梅市末広町1丁目1番地の70 破産者 比嘉アンパロこと ヒガ ウアバヤ アンパロ
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1566号</b>
東京都八王子市長房町520番地長房南アパート南3-601 破産者 阿部 裕
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

<b>令和7年(フ)第1581号</b>
東京都八王子市長房町341番地長房東アパート東2-602 破産者 佐藤 忠和
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1642号</b>
東京都八王子市式分方町295番地8 破産者 川崎由起子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1663号</b>
東京都小平市喜平町3丁目1番2-502号 破産者 永田奈生子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1670号</b>
東京都武蔵村山市残堀5丁目153番地フラットノジマ203号 破産者 荒幡 誠一
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1689号</b>
東京都あきる野市伊奈1099番地1サンリット・メゾン103号、前住所東京都小平市喜平町1丁目4番16号グレストツ橋105 破産者 塩澤 勇斗
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1694号</b>
東京都国立市青柳1丁目30番地の9サカイ引越センター国立寮301 破産者 井中 裕也
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1698号</b>
東京都府中市小柳町4丁目17番地市営第十八小柳町住宅401 破産者 大場 浜子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1700号</b>
東京都青梅市河辺町9丁目7番地の1霞台第1住宅11-508 破産者 古山 哲也
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1707号</b>
東京都小平市津田町3丁目24番22-301号 破産者 金林世以良
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1708号</b>
東京都府中市白糸台4丁目48番地の2リバーブル武蔵野台103 破産者 櫻井 真莉
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1731号</b>
東京都小平市小川東町2丁目2番906号 破産者 勝田 篤
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1733号</b>
東京都稻城市矢野口935番地の5ラ・クラッセ301号室 破産者 岡本 美帆
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1742号</b>
東京都武蔵村山市残堀5丁目102番地の5サカエマンション203号 破産者 我妻 凌斗
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1744号</b>
東京都町田市小野路町3182番地メゾン・グラシユーズ503 破産者 川村 英姿
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1747号</b>
東京都小平市学園東町2丁目6番21-308号 破産者 井野辺悠冴
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1749号</b>
東京都立川市羽衣町3丁目12番5号グランドール小川209号 破産者 西 果
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1752号</b>
東京都東村山市富士見町2丁目1番地3万寿園 破産者 山地 正邦
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1767号</b>
東京都八王子市鎌水35番地ハイムピア35108号 破産者 山田 治孝
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1772号</b>
東京都八王子市平岡町11番10号ル・シェール八王子213号 破産者 畑中美奈子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第1803号**  
新潟市東村山市本町4丁目12番地17ヴィンテージK301  
破産者 佐々木かずみ  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第387号**  
新潟市東区中興野3番59号 ビレッジハウス中興野2棟306号  
破産者 丸山 綾  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第392号**  
新潟市江南区砂岡5丁目5番15号  
破産者 小峰 譲  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第396号**  
新潟市中央区女池3丁目27番18号 プライムスクエア女池207号、住民票上の住所新潟県村上市山熊田292番地1  
破産者 大滝 龍太  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第424号**  
新潟市西区上新栄町4丁目1番22号  
破産者 斎藤 明  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第447号**  
新潟市東区中木戸287番地5 メゾンメルヴェイユー106号、前住所新潟市中央区親松566番地7  
破産者 高橋美知子  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第473号**  
新潟県五泉市三本木2丁目3番39号 サンバレーフ103号室  
破産者 伊藤 輝良  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第474号**  
新潟市中央区本町通14番町3135番地3 まちかど館第一203号  
破産者 熊倉 聖  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第173号**  
新潟県柏崎市西山町妙法寺2263番地1  
破産者 太刀川和行  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所長岡支部破産係  
**令和7年(フ)第179号**  
新潟県柏崎市大字畔屋392番地1 むつみ荘  
破産者 杉本 涼一  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所長岡支部破産係  
**令和7年(フ)第132号**  
富山県南砺市岩屋424番地3 エスポアール井波204号室  
破産者 杉政 信貴  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
富山地方裁判所高岡支部  
**令和7年(フ)第142号**  
富山県高岡市戸出狼120番地 メゾン・ド・エスピワール8、310号、前住所富山県砺波市鷹栖65番地2  
破産者 沢田 和彦  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
富山地方裁判所高岡支部

**令和7年(フ)第144号**  
富山県高岡市木津1299番地5  
破産者 若林 俊夫  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
富山地方裁判所高岡支部  
**令和7年(フ)第148号**  
茨城県古河市下大野2951番地4 ロイヤルサンハイツC-101、申立時の住所長野県須坂市臥竜四丁目4番5号 グリーンパークA 101  
破産者 鈴木あかり（旧姓七五三掛）  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第185号**  
長野市若穂綿内8301番地1、旧住所長野県上田市塩川2519番地3  
破産者 黒岩 仁美  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第101号**  
長野県上田市保野1150番地70  
破産者 中川 廉子  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所上田支部  
**令和7年(フ)第408号**  
岐阜県関市平賀町7丁目64番地4  
破産者 本多 伸子  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所  
**令和7年(フ)第429号**  
岐阜市三田洞東2丁目18番5-205号（市営住宅三田洞団地）  
破産者 上田 恵子  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所  
**令和7年(フ)第517号**  
静岡県榛原郡吉田町住吉3268番地の4  
破産者 良知 房枝（旧姓鈴木）

1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第570号**  
静岡市葵区末広町80番地の1 メゾン友愛一号館402号室  
破産者 舘岡 凜  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第586号**  
静岡県島田市中溝町1466番地の12  
破産者 池田 柚季（旧姓中田）  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第620号**  
静岡市清水区草薙247番地の1 パレス弥生203号室  
破産者 高木 悟  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第622号**  
静岡県焼津市下江留1889番地 ファリーヌ井柳A 205  
破産者 杉山 忠志  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第623号**  
静岡県焼津市下江留1889番地 ファリーヌ井柳A 205  
破産者 杉山ひろみ  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第630号**  
静岡市駿河区有明町10番5号 有東改良団地12棟8号室、旧住所静岡市駿河区谷田5番22号 プリマシェルタ201号室  
破産者 沖山和歌子こと 蘆 蓓芳（LUXE FANG）  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第637号

静岡市葵区大岩3丁目7番20-1号 アーバン大岩 2C  
破産者 佐藤 梢

1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第641号

静岡市葵区大岩4丁目46番20号 1階、旧住所静岡市駿河区寺田172番地の3 カサ・タピル101  
破産者 安田 法子

1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第644号

静岡県榛原郡吉田町住吉69番地の1  
破産者 榎田 修

1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第648号

静岡県島田市東町3番地の1 オプティシティB棟201号室  
破産者 大石 百恵

1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第651号

静岡市葵区昭府1丁目8番28号 ソレイユ201号  
破産者 見城 裕之

1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第70号

三重県名張市東町2727番地 マ・メゾン402号、前住所三重県名張市百合が丘東3番町243番地  
破産者 廣岡 和美

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所伊賀支部

## 令和7年(フ)第27号

京都府舞鶴市字常363番地一2棟202号  
破産者 堀 信代

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所舞鶴支部破産係

## 令和7年(フ)第24号

兵庫県南あわじ市福良乙261番地  
破産者 酒林 克己(旧姓堀川)

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

## 令和7年(フ)第41号

兵庫県南あわじ市福良乙1132番地6  
破産者 司馬久美子

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

## 令和7年(フ)第110号

鳥取県八頭郡若桜町大字若桜283番地、旧住所千葉県我孫子市新木3100番地の32

破産者 三輪 美奈(旧姓松田)

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第133号

鳥取県日野郡江府町大字江尾1756番地1  
破産者 安田 浩

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

## 令和7年(フ)第136号

鳥取県米子市西福原5丁目7番5号 103号  
破産者 加藤未空斗

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

## 令和7年(フ)第135号

岡山市北区平田369番地4 グレースタウンB棟101号  
破産者 宇高 大地

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第389号

岡山県備前市浦伊部966番地1  
破産者 吉岡波瑠菜(旧氏名吉岡晴奈)

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第483号

岡山県赤磐市東窪田351-237、住民票上の住所岡山県赤磐市東窪田434番地

破産者 平山 曜司

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第510号

岡山市東区草ヶ部904番地18

破産者 川上 晋一(旧姓楨井)

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第520号

岡山県玉野市八浜町大崎129番地5

破産者 矢野 悠理

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第524号

岡山市東区瀬戸町下803番地8、旧住所福岡県京都郡苅田町新津2丁目10番地11 ロジングハウス小波瀬308

破産者 大森 義之

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第532号

岡山市北区白石427番地6 ファミール白石Ⅱ-101、旧住所岡山市東区可知5丁目140番地55

破産者 庄司みちる

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第538号

岡山市北区奥田2丁目6番15-101号  
破産者 喜井健一郎

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第678号

広島市西区三篠町2丁目15番4-502号 サンリバー共栄  
破産者 大福圭一郎

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第726号

広島市安佐南区祇園3丁目49番13-103号  
ハイムモーリス  
破産者 梅本 知紀

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第844号

広島市西区草津南2丁目1番5-207号  
破産者 川口 文菜

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第856号

広島市中区住吉町7番14-604号  
破産者 池田 伸行

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第904号

広島市西区己斐中1丁目3番26-105号  
破産者 池田 勝

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第920号 広島市佐伯区観音台1丁目14番12号 破産者 亀田 真佑 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第137号 広島県吳市阿賀中央6丁目12番21-502号 破産者 吉川 幸 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第934号 広島県東広島市八本松東3丁目31番17号ヨーポまきみつ210号 破産者 正西 持国 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第131号 山口県下関市豊浦町大字川棚8121番地 破産者 寄本 淳史 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第940号 広島市中区吉島西1丁目28番12-304号 破産者 河野 延幸 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第203号 香川県さぬき市鴨部3310番地 破産者 佐藤 友子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所八女支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第942号 広島県安芸郡府中町青崎中15番25号 破産者 田部井英子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第259号 香川県高松市木太町1918番地3 破産者 千葉 茂利 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第956号 広島市南区向洋本町19番33-3号 破産者 高橋にいな 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第314号 香川県高松市木太町3547番地1 エトワール木太401 破産者 海野 徹 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第128号 広島県竹原市下野町4210番地 破産者 松重 秀貴 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部	令和7年(フ)第38号 香川県観音寺市大野原町井関815番地1 破産者 大塚 晃弘 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所觀音寺支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第136号 広島県吳市宮原13丁目5番50号 破産者 榎田 省三 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部	令和7年(フ)第287号 愛媛県松山市久万ノ台177番地16 第82杉フラット 603号 破産者 池田 明奈	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川市大字伊田4976番地 松原3区 松原団地6-3-2 破産者 結城 信次	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

<p><b>令和7年(フ)第40号</b> 熊本県菊池市隈府1753番地2 淵園団地4棟 202号、前住所熊本県菊池市七城町林原764番 地1 Oceaan202号室 破産者 橋本 幸博 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所山鹿支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第45号</b> 熊本県菊池市旭志弁利280番地1 破産者 岩根 牧子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所山鹿支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第23号</b> 熊本県天草市今金新町3657番地1 コーポラス今金新町102、前住所熊本県天草市北浜町 2670番地19 北浜ハイツ2号室 破産者 時田 春彦 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所天草支部</p> <p><b>令和7年(フ)第407号</b> 大分市大字寒田1136番地の6 ユナイテッド 寒田304 破産者 首藤ほのか 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第409号</b> 大分市大字鶯野1184番地の20 破産者 小島 祥一 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第411号</b> 大分市萩原1丁目1番11号 パークサイド萩原203 破産者 小林 未来 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p><b>令和7年(フ)第81号</b> 大分県中津市大字高瀬1099番地6 破産者 松本 利恵 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第84号</b> 大分県豊後高田市御玉99番地 リビエールノ ガミ 405号室、住民票上の住所大分県豊後 高田市新地1926番地 新地横丁1 203 破産者 山田 寛之 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第441号</b> 宮崎市佐土原町上田島1383番地1 市営住宅 追手57棟10号、前住所宮崎市佐土原町下田島 12050番地18 破産者 工藤 空 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第450号</b> 宮崎市江南1丁目7番40号 破産者 中村ヒトミ 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第452号</b> 宮崎市大字本郷北方4486番地266 ふわふわ、 前住所宮崎市城ヶ崎3丁目3番地1 荘苑宮 崎1108号 破産者 川崎 哲郎 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第454号</b> 宮崎市広島2丁目7番24号 サンシティ広島 205号 破産者 中山丈太郎 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第455号</b> 宮崎県児湯郡都農町大字川北3948番地15 破産者 金丸 成実 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第134号</b> 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野1965番地、 前住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野288 番地 破産者 平岡依里紗 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p><b>令和7年(フ)第154号</b> 宮崎県日向市大字塩見947番地1 グラン ガーデンIV102号 破産者 葛原 渉(旧姓黒木) 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p><b>令和7年(フ)第162号</b> 宮崎県日向市亀崎1丁目42番地 NOWコー ボ103、前住所宮崎県日向市大字平岩1582番 地1 破産者 植井 憲二 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p><b>令和7年(フ)第251号</b> 沖縄県中頭郡北中城村字島袋447番地1 ヴィラマカナ 505 破産者 仲地 義樹 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係</p> <p><b>小規模個人再生による再生計 画認可</b></p> <p><b>令和7年(再イ)第6号</b> 岐阜市柳津町高桑1丁目140番地 (KAN Oハイツ 102号室) 再生債務者 森下賢一郎</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。</p> <p>2 理由の要旨 令和7年11月18日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 岐阜地方裁判所</p> <p><b>令和7年(再イ)第28号</b> 群馬県伊勢崎市連取町2364番地16 再生債務者 大澤 圭祐 1 主文 本件再生計画を認可する。</p> <p>2 理由の要旨 令和7年12月5日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月23日 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p> <p><b>令和7年(再イ)第7号</b> 山口県下松市望町1丁目13番22号 再生債務者 中倉 拓雄 1 主文 本件再生計画を認可する。</p> <p>2 理由の要旨 令和7年12月9日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月23日 山口地方裁判所周南支部</p> <p><b>令和7年(再イ)第92号</b> 仙台市青葉区台原4丁目13番30号 ロミハウ ス105(従前の住所) 仙台市泉区泉中央2丁 目20番地の6-604 再生債務者 伊津 岳大(開始決定時の氏「三 澤」) 1 主文 本件再生計画を認可する。</p> <p>2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月23日 仙台地方裁判所第4民事部</p>
---	--	---	--

<p><b>令和7年（再イ）第81号</b> 埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地（前住所） 北海道千歳市平和防衛省所有無番地 再生債務者 高橋 直也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第51号</b> 愛知県高浜市田戸町3丁目1番地23（レオパレス田戸Ⅱ304号室）（前住所）滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2911番地 びわこ寮N1棟314号 再生債務者 野上 知沙</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月18日 名古屋地方裁判所岡崎支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第31号</b> 盛岡市三本柳4地割5番地2 セーフティハウス103号 再生債務者 和野 勉</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月23日 盛岡地方裁判所第2民事部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p><b>令和7年（再イ）第47号</b> 千葉県白井市南山1丁目9番8棟403号 再生債務者 河野 洋子</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月23日 千葉地方裁判所佐倉支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第11号</b> 兵庫県小野市王子町729番地 サンライフ北文202号 再生債務者 福岡 力</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月23日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係</p>	<p><b>令和7年（再イ）第31号</b> 埼玉県越谷市越ヶ谷2丁目5番6—2号 再生債務者 新井 智起</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月23日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p><b>令和7年（再イ）第15号</b> 神奈川県横須賀市ハイランド5丁目10番8号 再生債務者 河久保伸一</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 横浜地方裁判所横須賀支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第53号</b> 岡山市東区東平島1580番地3 再生債務者 國米 康治</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 岡山地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第39号</b> 千葉県成田市並木町21番地25 再生債務者 湯浅 一弘</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月19日 千葉地方裁判所佐倉支部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p><b>令和7年（再イ）第14号</b> 愛知県碧南市山神町5丁目2番地 再生債務者 熊野英太郎</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月18日 名古屋地方裁判所岡崎支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第5号</b> 山口県下松市瑞穂町2丁目9番32—106号 再生債務者 野崎 哲也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月23日 山口地方裁判所周南支部</p>	<p><b>令和7年（再イ）第49号</b> 千葉県白井市復1142番地の17 ブランシェ・フルール106号 再生債務者 功刀 裕友</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月19日 千葉地方裁判所佐倉支部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
			<p><b>令和6年（再イ）第130号</b> 神戸市須磨区清水台1番地の9 アルテピアⅢ番街1—1311号 再生債務者 一瀬 俊也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年12月22日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p>

令和7年（再イ）第12号 鳥取県鳥取市幸町39番地17 再生債務者 秋穂 新 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 鳥取地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第35号 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷23番地7 再生債務者 倉永 洋希 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第46号 岩手県紫波郡矢巾町大字又兵工新田第4地割78番地20 再生債務者 高橋 雅幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日
盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（再イ）第5号 長野県南佐久郡川上村大字御所平1079番地 再生債務者 岡部 駿 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 長野地方裁判所佐久支部
令和7年（再イ）第195号 愛知県春日井市不二ガ丘1丁目180番地1 再生債務者 別所 敏幸

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年（再イ）第586号 大阪市東住吉区住道矢田9丁目10番25号 再生債務者 Y2建築設計こと 山下 善弘 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第75号 神戸市長田区大日丘町2丁目9-10（住民票上の住所）神戸市北区ひよどり台1丁目2番地 122棟404号 再生債務者 白岩 伸也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第14号 広島県呉市広本町3丁目22番16-201号 再生債務者 くれハウスクリーニングセンター （旧屋号おそうじ本舗）こと 平井健太郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 広島地方裁判所呉支部
令和7年（再イ）第47号 北九州市八幡西区大平台21番19号 再生債務者 江頭 範恵

## 独立行政法人都市再生機構公告

## 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第8号

令和7年12月14日に執行した東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理審議会委員選挙の当選人を、下記のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定に基づき、公告する。

令和8年1月14日

独立行政法人都市再生機構  
東日本都市再生本部  
本部長 西野 健介  
記

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人 氏名	住所
・近鉄不動産株式会社	・大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
・大谷 英昭	・神奈川県横浜市神奈川区松見町3丁目532番地2 郵政妙蓮寺コーポ404号
・米川 直之	・埼玉県羽生市大字羽生743番地12
・大村 清保	・東京都中野区中野3丁目40番23号artVI901
・湯原志宇子	・東京都中野区中野3丁目40番27号
・独立行政法人 都市再生機構	・神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人 氏名	住所
・有限会社小松商店	・東京都中野区中野三丁目37番9号

## 行旅死亡人

本籍、住所、氏名不詳、年齢30歳代の男性、身長173cm、体重約45kgで極度に痩せており、左足首内側に「K」のタトゥーあり。2台のスマートフォンと財布所持  
上記の者は、令和7年8月22日午前10時40分頃に知人男性の住む那覇市長田のアパートから意識不明の状態で本島南部の医療機関に搬送され、9月1日に死亡が確認されました。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は町納骨堂で保管しています。心当たりの方は、当町こども課まで申し出て下さい。

令和8年1月14日

沖縄県 南風原町長 赤嶺 正之





## 解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都杉並区成田東二丁目六番一七号

株式会社平田土木  
代表清算人 平田 幸信

## 解散公告

当会社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

東京都杉並区高円寺南四丁目三番五一一〇

有限会社ダブリュウ・ケイ・サービス  
清算人 渡邊 忠司

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

東京都江東区森下五丁目五番四号  
有限会社江東木工所  
清算人 青木耕一郎

## 解散公告

当社は令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都千代田区神田和泉町一一六一六八

マトビル四〇五 合同会社マンボ  
代表清算人 韓 希姫 (ハンヒジョン)

## 解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

東京都品川区二葉一丁目六番二号  
株式会社ブレイブゲージ  
代表清算人 廣浦 雅敏

## 解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

川崎市高津区溝口二丁目二番二号  
有限会社鈴や食料品店  
清算人 山根美佐代

## 解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

東京都世田谷区若林五丁目一二番二号  
中央報知機株式会社  
代表清算人 鈴江 洋子

## 解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

横浜市神奈川区六角橋六丁目一番一六号  
神奈川印章株式会社  
代表清算人 金子 衛

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

新潟市中央区万代二丁目三番二五五〇一号  
マシマ・インターナショナル株式会社  
代表清算人 森 敦夫

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

横浜市港北区大豆戸町四四〇番地  
有限会社羽黒  
清算人 前川眞由美

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

石川県鳳珠郡能登町字越坂一八字一八番地一  
株式会社こつしやえる  
代表清算人 芳野 鈴之

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

横浜市港北区大豆戸町四四〇番地  
有限会社羽黒  
清算人 前川眞由美

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

東京都江東区森下五丁目五番四号  
有限会社江東木工所  
清算人 青木耕一郎

## 解散公告

当社は令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都千代田区神田和泉町一一六一六八

マトビル四〇五 合同会社マンボ  
代表清算人 韓 希姫 (ハンヒジョン)

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県上田市上田一六九番地一六  
株式会社マイコンランド  
代表清算人 柿崎 規一

## 解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県飯田市川路五五五  
龍崎酪農業協同組合  
清算人 村松 康広

## 解散公告

当組合は、令和七年十二月十九日開催の総会の決議により、同日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県飯田市川路五五五  
龍崎酪農業協同組合  
清算人 村松 康広

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県飯田市川路五五五  
龍崎酪農業協同組合  
清算人 村松 康広

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県飯田市川路五五五  
龍崎酪農業協同組合  
清算人 村松 康広

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県飯田市川路五五五  
龍崎酪農業協同組合  
清算人 村松 康広

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県沼津市柳町六番一〇号  
株式会社高橋吉次郎建築設計事務所  
代表清算人 高橋 吉嗣

## 解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

愛知県名古屋市東区白壁二丁目四番三〇号  
株式会社しづおか設備  
代表清算人 赤堀 正典

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県北佐久郡軽井沢町長倉字横道下二二  
三九一一二五五  
清算人 村井 英介

## 解散公告

当法人は、令和七年九月十六日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

愛知県名古屋市東区泉一丁目二一一七レジ  
デンス泉三〇七号

特定非営利活動法人With Me

清算人 河合 真未

解説公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

名古屋市中村区名駅三一四一〇アルティ  
メイト名駅1st階

Quite e 合同会社

清算人 百瀬 孝紀

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

名古屋市天白区一つ山一丁目六六番地の一  
株式会社誠報

代表清算人 寺倉 吉彦  
解説公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

三重県名張市東町一六八五番地

清算人 柏森 高志

## 解散公告

当社は、令和七年七月三日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

三重県四日市市寺方町二〇二八番地

田中製鋼株式会社

代表清算人 田中 克徳

## 解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

大阪市東成区中道四丁目一六番二一四〇  
七号

百里株式会社

代表清算人 白 嘉 楊

## 解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

大阪市天王寺区餌差町一五番一〇グランピ  
ア真田山四〇八号室

Heptagram合同会社

清算人 香川 士強

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪市天王寺区餌差町一五番一〇グランピ  
ア真田山四〇八号室

Heptagram合同会社

清算人 香川 士強

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪府枚方市香里ヶ丘七丁目四一二

合同会社ツップキヤリヤ

清算人 平山 忍

当社は、令和七年十二月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府大阪狭山市大野台七丁目一一番一〇号

特定非営利活動法人陽だまりの里

清算人 山崎 納

## 解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府枚方市香里ヶ丘七丁目四一二

合同会社ツップキヤリヤ

清算人 平山 忍

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪府枚方市香里ヶ丘七丁目四一二

合同会社ツップキヤリヤ

清算人 平山 忍

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪府枚方市香里ヶ丘七丁目四一二

合同会社ツップキヤリヤ

清算人 平山 忍

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪府枚方市香里ヶ丘七丁目四一二

合同会社ツップキヤリヤ

清算人 平山 忍

## 解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府大東市三箇六丁目一一番二二号

財音株式会社

代表清算人 津島 伸至

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和八年一月十四日

大阪市天王寺区大道二丁目二番六号ホーユ

ウコンフォルト天王寺東三〇二号室

合同会社三合

清算人 孫 嘉偉

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪市天王寺区大道二丁目二番六号ホーユ

ウコンフォルト天王寺東三〇二号室

合同会社三合

清算人 孫 嘉偉

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪府羽曳野市広瀬一九七番地の三

株式会社プロセス南海

代表清算人 村本 耕治

## 解散公告

当会社は、令和七年十二月十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪府羽曳野市広瀬一九七番地の三

株式会社プロセス南海

代表清算人 村本 耕治

## 解散公告

当会社は、令和七年十二月十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

兵庫県たつの市新宮町光都三丁目二九番一

株式会社平福電機製作所

清算人 山本 憲豪

## 解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

兵庫県たつの市新宮町光都三丁目二九番一

株式会社平福電機製作所

清算人 山本 憲豪

## 解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

岡山県岡山市南区福浜町一七番二〇号

有限公司共栄タイヤ  
清算人 山崎 朋子

## 解散公告

当社は、令和七年十二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

広島市南区堀越二丁目一一番一七号

ボーネー株式会社  
代表清算人 中村久美子

## 解散公告

当社は、令和七年十二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

広島県尾道市久保二丁目一番一号

有限公司網干屋  
清算人 小林 恭子

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大分県竹田市荻町恵良原七一六番地一

かわちや薬品産業株式会社  
代表清算人 本田八重子

## 解散公告

当法人は、令和七年十一月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福岡県久留米市荘島町一七番一号

特定非営利活動法人 coco chan  
清算人 吉田 瞳

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

北九州市門司区白野江三丁目五番三〇号

有限公司高木建設工業  
清算人 高木 熱

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

福岡県豊前市大字赤熊一三五三番地二

株式会社アイファーネス  
代表清算人 渡邊 有沙

## 解散公告

当社は、令和七年十一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

愛知県豊橋市羽田野町六二

宗教法人神習教直道大教会  
清算人 佐々木若菜

## 解散公告(第一回)

当社は、令和七年十一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大分県竹田市荻町恵良原七一六番地一

かわちや薬品産業株式会社  
代表清算人 本田八重子

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十一月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府東大阪市御厨栄町二丁目一三番二六号

医療法人秀和会  
清算人 川端 力

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年七月三日開催の社員総会の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野県塩尻市大字広丘原新田二一五番地二二

塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合  
代表清算人 小口 学

## 解散公告(第一回)

当社は、令和七年十一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

兵庫県加古川市尾上町長田五一七番地四八

医療法人社団松浦クリニック  
清算人 松浦 省明

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

愛知県豊橋市羽田野町六二

宗教法人神習教直道大教会  
清算人 佐々木若菜

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月十九日の大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月十九日をもつて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

大阪市鶴見区今津南一丁目五番三七号

医療法人雲勢会  
清算人 竹中 一彰

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十一月十八日をもつて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府東大阪市御厨栄町二丁目一三番二六号

医療法人秀和会  
清算人 川端 力

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十一月十九日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

兵庫県加古川市尾上町長田五一七番地四八

医療法人社団松浦クリニック  
清算人 松浦 省明

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十一月十九日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

兵庫県加古川市尾上町長田五一七番地四八

医療法人社団松浦クリニック  
清算人 松浦 省明

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月十九日の大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月十九日をもつて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

兵庫県加古川市尾上町長田五一七番地四八

医療法人社団松浦クリニック  
清算人 松浦 省明

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月十九日の大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月十九日をもつて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

医療法人雲勢会  
清算人 竹中 一彰

## 解散公告

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目二番五号

株式会社アナベルジャパン  
代表清算人 原田ウルズラ

## 解散公告

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目二番五号

株式会社アナベルジャパン  
代表清算人 原田ウルズラ

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十六日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福岡市中央区警固三丁目一三番三〇一五〇  
一号 医療法人石田内科循環器科医院

清算人 大坪 久恒

## 解散公告(第一回)

当土地改良区は、令和七年十二月十七日に福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福岡県田川市大字伊加利一七三番地一  
清算法人上伊加利土地改良区  
代表清算人 長谷川 義晴

清算人 青野 訓子

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月十二日大分地方裁判所の解散令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大分市大字今津留南町一一〇五の二七の二  
番地 清算人 青野 訓子

## 解散公告(第二回)

当法人は、高知県知事の認可により、令和七年十二月五日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目一二  
番二号 医療法人土佐楠目会  
清算人 楠目 修

## 解散公告(第三回)

当組合は、令和七年十二月十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

札幌市中央区北四条西五丁目一番  
地、最後の住所札幌市中央区円山西町一丁目  
一番一四〇八号  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年一月十四日  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

本籍北海道札幌市中央区南四条西二十一丁目  
の住所札幌市西区山の手五条五丁目一番二号  
札幌太田病院  
被相続人 亡 菅野 修司

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南四条西四十  
二番、最後の住所札幌市中央区南四条四十  
八丁目六番二二号SOMPOLケア ラヴィー

レジデンス旭ヶ丘二〇三号  
被相続人 亡 岡部 雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

第38期決算公告	
2026年1月14日 東京都港区芝一丁目4番7号ユナイテッドエンジニアリング株式会社代表取締役山口裕介貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)	
資産部	金額(千円)
流動資産	15,013,751
固定資産	10,563,225
合計	25,576,976
負債部	金額(千円)
流動負債	8,754,752
固定負債	2,514,611
合計	12,921,222
純資産	450,000
合計	12,471,222
資本	112,500
積立金	12,358,722
合計	(1,024,288)
資本	1,386,389
積立金	25,576,976



令和8年1月14日 水曜日

官

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍東京都世田谷区瀬田二丁目二五番、最後の住所東京都世田谷区瀬田二丁目二五番一五号 被相続人亡山口直輝 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 事務所東京都文京区関口一―四四一五杉山ビル二〇二号室 奥田法律事務所 相続財産清算人弁護士奥田大介 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岡山県岡山市北区建部町和田南四一九二番地、最後の住所東京都杉並区西荻北三丁目二一一番一五五六〇一号ベルフォート西荻 被相続人亡榎本雅孝 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Aみづば総合法律事務所 相続財産清算人弁護士安藤真一 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍東京都中野区沼袋四丁目一五五四番地、最後の住所東京都中野区沼袋四丁目二九番九号 被相続人亡阿部功夫 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 京都交通会館一一階銀座第一法律事務所 相続財産清算人弁護士白土麻子 (戸籍上の氏梅野) 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍神奈川県相模原市南区相武台団地二丁目二番、最後の住所神奈川県相模原市南区新磯野二丁目四〇番一号アップルハウス 被相続人亡 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 相続財産清算人弁護士勝田貴子 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岐阜県不破郡垂井町岩手二四五六番地、最後の住所岐阜県不破郡関ケ原町大字今須七八二番地の一特別養護老人ホーム優・悠・邑 被相続人亡 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 相続財産清算人弁護士佐藤啓介 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍大阪市北区南森町二一一二三藤原ビル六階 相続財産清算人弁護士佐藤啓介 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍愛知県豊橋市岩田町字北郷中一四番地三、最後の住所愛知県豊橋市岩田町字北郷中一四番地三 相続財産清算人弁護士大倉範子 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岐阜県福井市高木町第四号七番地、最後の住所福井県福井市高木町第四号七番地四 ヴィラマルウェユ一一〇一 被相続人亡白崎和広 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 相続財産清算人光照良眞 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍福井県福井市大手三丁目一四番一〇号TMY大名町ビル四階 相続財産清算人弁護士法人福井ひかり総合法律事務所 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍長野県上水内郡飯綱町大字倉井八七五番地、最後の住所長野県上水内郡飯綱町大字倉井八七五番地 被相続人亡閑秀一 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 相続財産清算人光照良眞 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍愛知県瀬戸市陶栄町二二番地、最後の住所愛知県小牧市大字大山二〇八番地二五愛厚ホーム小牧苑 相続財産清算人弁護士岩田晴記 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍愛知県瀬戸市白河町六一番地ターミナルプラザ八〇一号 相続財産清算人弁護士岩田晴記 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍愛知県瀬戸市陶栄町二二番地、最後の住所愛知県小牧市大字大山二〇八番地二五愛厚ホーム小牧苑 被相続人亡川地俊子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 相続財産清算人光照良眞 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号 相続財産清算人弁護士白村大勲 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍大阪府大阪市東成区東小橋二丁目七番地、最後の住所大阪市浪速区浪速西四丁目一五番五〇一六〇一號 被相続人亡小澤妙藏 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和八年一月十四日 相続財産清算人弁護士佐藤啓介 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍大阪市北区南森町二一一二三藤原ビル六階 相続財産清算人弁護士佐藤啓介 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍愛知県豊橋市岩田町字北郷中一四番地三、最後の住所愛知県豊橋市岩田町字北郷中一四番地三 相続財産清算人弁護士大倉範子 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岐阜県福井市高木町第四号七番地、最後の住所福井県福井市高木町第四号七番地四 ヴィラマルウェユ一一〇一 被相続人亡白崎和広 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	

## 令和6年度決算公告

令和8年1月14日 本店所在地：アメリカ合衆国デラウエア州 ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209番地

**Northrop Grumman International Asia Services, Inc.**  
 代表取締役  
 代表取締役  
 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:千U.S.\$)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,841	流動負債	4,617
固定資産	42	負債合計	4,617
		資本	0
		本益余	3,266
		(うち当期純利益)	(267)
		純資産合計	3,266
資産合計	7,883 <th>負債・純資産合計</th> <td>7,883</td>	負債・純資産合計	7,883

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍大阪府富田林市向陽台四丁目一番、最後の住所大阪府富田林市向陽台四丁目一番九一〇六号 被相続人亡藤谷香世 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年一月十四日 和歌山県和歌山市新高町五番二〇号 相続財産清算人弁護士泉谷恭史 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍大阪府大阪市東成区東小橋二丁目七番地、最後の住所大阪市浪速区浪速西四丁目一五番五〇一六〇一號 被相続人亡小澤妙藏 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年一月十四日 和歌山県和歌山市新高町五番二〇号 相続財産清算人弁護士泉谷恭史 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍大阪府大阪市東成区東小橋二丁目七番地、最後の住所大阪市浪速区浪速西四丁目一五番五〇一六〇一號 被相続人亡小澤妙藏 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年一月十四日 和歌山県和歌山市新高町五番二〇号 相続財産清算人弁護士泉谷恭史 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍大阪府大阪市東成区東小橋二丁目七番地、最後の住所大阪市浪速区浪速西四丁目一五番五〇一六〇一號 被相続人亡小澤妙藏 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。







## 決算公告

令和8年1月14日

栃木県宇都宮市下川俣町79-1

株式会社メンズアール

代表取締役 斎藤 利恵

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	5,170,994
	固定資産	995,679
	資産合計	6,166,673
負純資産及 び部	流动負債	2,451,302
	固定負債	746,000
	株主資本	2,969,371
	利益剰余金	2,969,371
	負債・純資産合計	6,166,673

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月14日

栃木県宇都宮市下川俣町79-1

(甲) 株式会社メンズアール  
代表取締役 斎藤 利恵(乙) 合同会社RB  
代表社員 斎藤 利恵第3期決算公告 2026年1月14日  
東京都中央区八丁堀二丁目26番9号  
ワールドインワーカー株式会社  
代表取締役社長 藤井 賢次

貸借対照表の要旨(2025年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	42,031
	固定資産	53,188
	資産合計	95,219
負純資産及 び部	流动負債	18,667
	(うち賞与引当金)	(3,250)
	株主資本	76,551
	本益剰余金	65,000
	資本準備金	60,000
	本益準備金	60,000
	利息剰余金	△ 48,448
	その他利益剰余金	△ 48,448
	(うち当期純利益)	(12,009)
	負債・純資産合計	95,219

## 第65期決算公告

令和8年1月14日

群馬県富岡市宇田200番地17

富岡飯塚電気株式会社

代表取締役 今井 誠

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	102,516,363
	固定資産	219,384,178
	資産合計	321,900,541
負純資産及 び部	流动負債	10,643,916
	固定負債	10,530,367
	株主資本	300,726,258
	資本利益剰余金	40,000,000
	利益剰余金	260,726,258
	準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	250,726,258
	(うち当期純利益)	(1,197,363)
	負債・純資産合計	321,900,541

資本金の額の減少公告  
当会社は、資本金の額を三千万円減少しました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和8年1月14日  
栃木県宇都宮市下川俣町79-1  
(甲) 株式会社メンズアール  
代表取締役 斎藤 利恵令和8年1月14日  
群馬県富岡市宇田200番地17  
(乙) 合同会社RB  
代表取締役 今井 誠

## 第18期決算公告

令和8年1月14日

東京都板橋区坂下一丁目25番16号2F  
株式会社AC-Link

代表取締役 村崎 孝一

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	12,877,228
	固定資産	5,847,908
	合計	18,725,136
負純資産及 び部	流动負債	5,362,073
	固定負債	3,752,000
	株主資本	9,611,063
	資本利益剰余金	10,000,000
	その他利益剰余金	2,611,063
	(うち当期純利益)	2,611,063
	自己株式	(107,272)
	合計	△ 3,000,000
	合計	18,725,136

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

下本社よりお問い合わせ下さい。

令和8年1月14日  
東京都板橋区坂下一丁目25番16号2F  
(甲) 株式会社AC-Link  
代表取締役 村崎 孝一  
(乙) 合同会社RB  
代表取締役 黒川 浩平第17期決算公告 令和8年1月14日  
神奈川県横浜市金沢区町屋町4番地25号  
株式会社イチムフコーポレーション  
代表取締役 市村 行政  
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	10,606
	固定資産	112,866
	合計	123,472
負純資産及 び部	流动負債	24,952
	固定負債	95,000
	株主資本	3,520
	本益剰余金	7,000
	その他利益剰余金	△ 3,480
	(うち当期純損失)	△ 3,480
	合計	123,472

第20期決算公告 令和8年1月14日  
東京都千代田区外神田五丁目1番3号  
ニュー末広ビル302号

KGF株式会社 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	30,949,919
	固定資産	11,506,234
	合計	43,631,035
負純資産及 び部	流动負債	69,684,831
	店舗撤退損引当金	26,950,000
	株主資本	△ 26,053,796
	資本剰余金	60,000,000
	資本準備金	10,000,000
	利益剰余金	△ 96,053,796
	その他利益剰余金	△ 96,053,796
	(うち当期純損失)	(27,459,513)
	合計	43,631,035

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を六千万円、資本準備金の額を二千万円減少し、それぞれ一千万円、一円とするにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和8年1月14日  
東京都千代田区外神田五丁目1番3号  
ニュー末広ビル302号  
KGF株式会社  
代表取締役 黒川 浩平第10期決算公告 令和7年10月29日  
名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号  
住友生命名古屋ビル25階  
株式会社TMソリューション  
代表取締役会長 三浦 次夫  
貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	273,784
	固定資産	4,672
	合計	278,456
負純資産及 び部	流动負債	104,408
	固定負債	47,955
	株主資本	126,093
	本益剰余金	37,600
	その他利益剰余金	88,493
	(うち当期純利益)	(15,525)
	合計	278,456



## 第46期決算公告

令和8年1月14日

山形市花橋二丁目14番60号

山形パック株式会社

代表取締役 細川 博之

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	129,996
	固定資産	123,621
	合計	253,618
負純 資 産 及 び 部	流动負債	34,969
	株主資本	218,649
	利益準備金	10,000
資の 産部	利益準備金	208,649
	その他の利益準備金	2,500
	合計	206,149
資の 産部	(うち当期純利益)	(3,537)
	合計	253,618

## 第11期決算公告

令和8年1月14日

山形市芳野16

東北商事株式会社

代表取締役 細川 博之

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	36,621
	固定資産	405,146
	合計	441,768
負純 資 産 及 び 部	流动負債	78,944
	株主資本	253,498
	利益準備金	109,325
資の 産部	利益準備金	19,000
	その他の利益準備金	16,900
	合計	73,425
資の 産部	(うち当期純利益)	73,425
	合計	(△4,083)
資の 産部	合計	441,768

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 左記のとおりです。  
(乙) 左記のとおりです。  
令和8年1月14日  
山形市芳野一六  
山形市花橋二丁目四番六〇号  
株式会社山形パック株式会社  
代表取締役 細川 博之

## 第1期決算公告

令和8年1月14日

東京都千代田区神田美士代町7番地7

株式会社TKグループホールディングス

代表取締役 高橋 弘

貸借対照表の要旨  
(令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	投資その他の資産	366	流動負債	47	
	固定資産	2,299	固定負債	1,250	
	合計	2,299	負債合計	1,297	
資の 産部	株主資本	1,368	資本	1,368	
	資本	700	資本	700	
	資本	700	資本	700	
	資本	△32	資本	△32	
	利益準備金	△32	利益準備金	△32	
	合計	1,368	純資産合計	1,368	
資産合計	2,665		負債・純資産合計	2,665	

損益計算書の要旨  
(自令和7年8月19日)  
(至令和7年9月30日)

(単位:百万円)

科	目	金額
販売費及び一般管理費	32	
営業損失	32	
営業外費用	0	
経常損失	32	
税引前当期純損失	32	
法人税、住民税及び事業税	0	
当期純損失	32	

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を六億九千九百五十万五千円、資本準備金の額を七億四十九万五千円減少することにいたしました。株主総会の決議は、令和七年十一月二十七日に終了しております。告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

## 乙の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	43,089
	固定資産	253,213
	基本財産	171,060
	その他の固定資産	82,153
合計	296,302	
負純 資 産 及 び 部	流動負債	25,110
	固定負債	0
	基本財産	4,000
	国庫補助金等特別積立金	122,457
	その他の積立金	54,300
	次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減) (差額)	90,435 (9,568)
合計	296,302	

## 甲の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	3,211,884
	固定資産	5,542,751
	基本財産	4,273,067
	その他の固定資産	1,269,684
合計	8,754,635	
負純 資 産 及 び 部	流動負債	424,713
	固定負債	1,006,718
	基本財産	34,000
	国庫補助金等特別積立金	1,142,482
	その他の積立金	492,400
	次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減) (差額)	5,654,322 (241,393)
合計	8,754,635	

合併公告  
左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
照表の要旨は左記のとおりです。  
令和8年1月14日  
新潟県新潟市江南区亀田向陽二丁目六番一号  
(甲) 社会福祉法人中蒲原福祉会  
理事長 鈴木 熊雄  
新潟県新潟市秋葉区中新田五二番地一  
(乙) 社会福祉法人中新田福祉会  
理事長 鈴木 熊雄

## 第3期決算公告 令和8年1月14日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号  
桑野ビル2階

株式会社アンプレフィット

代表取締役 加藤 貴大

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	944
	固定資産	2,549
	繰延資産	201
	合計	3,695
負純 資 産 及 び 部	流動負債	9,995
	固定資本	5,055
	株主資本	△11,355
	利益準備金	1,000
	その他の利益準備金 (うち当期純損失)	△12,355 △12,355 (2,650)
	合計	3,695

## 第5期決算公告 令和8年1月14日

東京都江東区住吉二丁目6番7号網代ビル2F

株式会社D e C o A F i T

代表取締役 岩谷 達磨

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	8,396
	固定資産	4,152
	繰延資産	819
	合計	13,368
負純 資 産 及 び 部	流動負債	3,568
	固定資本	5,418
	株主資本	4,382
	利益準備金	4,500
	その他の利益準備金 (うち当期純利益)	△117 △117 (406)
	合計	13,368

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和8年1月14日  
東京都江東区住吉二丁目三番四号  
(甲) 株式会社D e C o A F i T  
代表取締役 岩谷 達磨  
桑野ビル2階  
(乙) 株式会社アンプレフィット  
代表取締役 加藤 貴大

第17期決算公告 令和8年1月14日  
静岡県沼津市江原町15番1号  
オーガストレコード株式会社  
代表取締役 永嶋 修一

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 109
	合 計 109
負純 資産 及の び部	流動 負債 18,370 定資本 22,500 資本金 △40,761 利益 純益 10,000 繰越利益 50,761 (うち当期純損失) △50,761 合 計 109
	資の 産部
	流動 資産 109
	合 計 109
資の 産部	流動 負債 18,370 定資本 22,500 資本金 △40,761 利益 純益 10,000 繰越利益 50,761 (うち当期純損失) △50,761 合 計 109

第32期決算公告 令和8年1月14日  
静岡県沼津市江原町15番1号  
株式会社セント・リングス  
代表取締役 永嶋 修一

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 383,692
	定資本 582,099
	資本金 1,466
	合 計 967,257
負純 資産 及の び部	流動 負債 237,586 定資本 1,156,068 資本金 △426,396 利益 純益 20,000 繰越利益 10,567 (うち当期純利益) △456,964 合 計 967,257
	資の 産部
	流動 負債 237,586 定資本 1,156,068 資本金 △426,396 利益 純益 20,000 繰越利益 10,567 (うち当期純利益) △456,964 合 計 967,257

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告 令和8年1月14日  
兵庫県宍粟市一宮町横山389番地の1

株式会社長田一宮

代表取締役 長田伊知郎

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 31,691
	合 計 10,209
負純 資産 及の び部	流動 負債 4,711 株主資本 37,189 資本金 12,000 利益 純益 25,189 (うち当期純損失) △432 合 計 41,900
	資の 産部
	流動 資産 31,691
	合 計 10,209
資の 産部	流動 負債 4,711 株主資本 37,189 資本金 12,000 利益 純益 25,189 (うち当期純損失) △432 合 計 41,900

決算公告 令和8年1月14日  
兵庫県宍粟市山崎町千本屋213番地

株式会社長田G H

代表取締役 長田 博

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 305,220
	合 計 4,806,781
負純 資産 及の び部	流動 負債 2,415,314 定資本 2,066,676 退職給付引当金 10,600 株主資本 630,910 利益 純益 25,000 利益 準備金 605,010 その他利益 純益 6,250 その他利益 純益 598,760 (うち当期純利益) △244,794 合 計 5,112,001
	資の 産部
	流動 資産 305,220
	合 計 4,806,781
資の 産部	流動 負債 2,415,314 定資本 2,066,676 退職給付引当金 10,600 株主資本 630,910 利益 純益 25,000 利益 準備金 605,010 その他利益 純益 6,250 その他利益 純益 598,760 (うち当期純利益) △244,794 合 計 5,112,001

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

力発生日は令和八年二月十五日であり、十五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第15期決算公告 令和8年1月14日  
福岡県久留米市日吉町12番地35  
株式会社プランニングB  
代表取締役 池上 功利

貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 35,565
	固定 資産 238
	合 計 35,804
負純 資産 及の び部	流動 負債 24,181 株主資本 11,622 資本金 100 利益 純益 11,522 その他利益 純益 11,522 (うち当期純損失) △124 合 計 35,804
	資の 産部
	流動 資産 35,565
	固定 資産 238
	合 計 35,804
資の 産部	流動 負債 24,181 株主資本 11,622 資本金 100 利益 純益 11,522 その他利益 純益 11,522 (うち当期純損失) △124 合 計 35,804

第35期決算公告 令和8年1月14日

福岡県久留米市日吉町12番地35  
株式会社九州中央観光  
(旧商号 有限会社九州中央観光)

代表取締役 池上 功利

貸借対照表の要旨

(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 13,783
	固定 資産 94,535
	合 計 108,319
負純 資産 及の び部	流動 負債 129,324 株主資本 △21,004 資本金 5,000 利益 純益 △26,004 利益 準備金 △26,004 その他利益 純益 (7,294) 合 計 108,319
	資の 産部
	流動 資産 13,783
	固定 資産 94,535
	合 計 108,319
資の 産部	流動 負債 129,324 株主資本 △21,004 資本金 5,000 利益 純益 △26,004 利益 準備金 △26,004 その他利益 純益 (7,294) 合 計 108,319

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第1期決算公告 令和8年1月14日  
東京都葛飾区東金町一丁目18-6  
齊藤ホワイトビル3階  
株式会社PlaceLab  
代表取締役 木村 学

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 3,495
	合 計 3,495
負純 資産 及の び部	流動 負債 344 定資本 1,291 資本金 1,859 利益 純益 1,500 その他利益 純益 359 (うち当期純利益) (359) 合 計 3,495
	資の 産部
	流動 資産 3,495
	合 計 3,495
資の 産部	流動 負債 344 定資本 1,291 資本金 1,859 利益 純益 1,500 その他利益 純益 359 (うち当期純利益) (359) 合 計 3,495

第13期決算公告 令和8年1月14日

千葉県四街道市和良比251番地3

アルカディア四街道1階

株式会社EARTH WORKS

代表取締役 木村 学

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 7,332
	固定 資産 1,745
	合 計 3,383
負純 資産 及の び部	流動 負債 5,412 定資本 1,647 資本金 5,402 利益 純益 4,000 その他利益 純益 1,402 (うち当期純利益) (3,576) 合 計 12,461
	資の 産部
	流動 資産 7,332
	固定 資産 1,745
	合 計 3,383
資の 産部	流動 負債 5,412 定資本 1,647 資本金 5,402 利益 純益 4,000 その他利益 純益 1,402 (うち当期純利益) (3,576) 合 計 12,461

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**決算公告** 令和8年1月14日  
静岡県浜松市中央区上島二丁目14番11号  
**加藤商事株式会社**  
代表取締役 加藤 之晴

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の産部	
流動資産	78,673,491
固定資産	43,275,083
合 計	121,948,574
負純資産及び部	
流動負債	1,334,523
固定負債	28,733,478
資本	91,880,573
利益	10,000,000
利益	81,880,573
任意積立金	1,000,000
繰越利益	11,500,000
利益(うち当期純損失)	69,380,573
合 計	121,948,574

(甲)左記のとおりです。  
(乙)左記のとおりです。  
この合併に對し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

**第6期決算公告** 令和7年12月15日  
群馬県高崎市上大類町767番地2  
**TAKEUCHI グループ株式会社**  
代表取締役 野村 邦男

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	108,657
固定資産	4,420,808
合 計	4,529,465
負純資産及び部	
流動負債	23,451
固定負債	1,747,690
資本	2,758,324
利益	50,020
利益	2,702,925
任意積立金	2,702,925
繰越利益	5,379
利益(うち当期純利益)	500
任意積立金	4,879
繰越利益	(3,478)
合 計	4,529,465

**第35期決算公告** 令和8年1月14日  
鳥取県米子市河崎1008番地1  
**株式会社カンダ技工**  
代表取締役 中山 哉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:万円)

科 目	金額
資の産部	
流動資産	75,359
固定資産	34,979
合 計	110,338
負純資産及び部	
流動負債	46,338
固定負債	50,412
資本	13,587
利益	500
利益	13,087
その他利益	13,087
利益(うち当期純利益)	(2,818)
合 計	110,338

(甲)左記のとおりです。  
(乙)左記のとおりです。  
この合併に對し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

**第40期決算公告** 令和7年6月25日  
千葉県白井市中305番地1  
**フクダ電子技術サービス株式会社**  
代表取締役 中島 伸介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	839,046
固定資産	4,296
合 計	843,342
負純資産及び部	
流動負債	262,869
貯蓄等引当金	44,891
資本	217,978
利益	580,473
利益	30,000
任意積立金	550,473
繰越利益	7,500
利益(うち当期純利益)	542,973
任意積立金	(16,915)
合 計	843,342

**第40期決算公告**

令和8年1月14日

東京都港区港南二丁目16番3号

**日本マイクロソフト株式会社**

代表取締役社長 津坂 美樹

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)(単位:億円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	8,395	流動負債	9,316
固定資産	5,949	賞与引当金	67
有形固定資産	5,441	その他	9,249
投資その他の資産	508	固定負債	3,249
		退職給付引当金	90
		その他	3,158
		負債合計	12,565
		株主資本	1,780
		資本	5
		資本	4
		資本準備金	4
		利益	1,771
		利益	1
		その他利益	1,770
		純資産合計	1,780
資産合計	14,345	負債・純資産合計	14,345

損益計算書の要旨(自令和6年7月1日)至令和7年6月30日(単位:億円)

科 目	金額	科 目	金額
売上高	15,101	経常利益	705
売上原価	11,652	特別利益	318
売上総利益	3,449	税引前当期純利益	1,023
販売費及び一般管理費	2,725	法人税	332
営業利益	724	住民税及び事業税	△
営業外収益	102	法人税等調整額	30
営業外費用	122	当期純利益	721

**第8期決算公告**

令和8年1月14日

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号道玄坂通6階

**株式会社TORIHADA**

代表取締役 若井 映亮

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科 目	金額		
流動資産	952,032	流動負債	375,296
固定資産	302,186	賞与引当金	200
合 計	1,254,219	資本	838,750
		負債	40,172
		資本準備金	10,000
		その他資本	552,473
		利益	402,473
		利益	150,000
		その他利益	522,301
		任意積立金	522,301
		繰越利益	(522,301)
資産合計	1,254,219	負債・純資産合計	1,254,219

**第15期決算公告**

令和8年1月14日

京都府相楽郡精華町精華台七丁目5番地1

**CONNEXX SYSTEMS株式会社**

代表取締役 塚本 寿

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科 目	金額		
流動資産	414,011	流動負債	643,851
固定資産	50,557	賞与引当金	20,625
合 計	464,569	製品保証引当金	13,718
		固定負資本	72,001
		資本	△251,282
		資本	100,000
		資本	717,630
		資本	717,630
		利益	△1,068,912
		その他利益	△1,068,912
		任意積立金	(313,815)
資産合計	464,569	負債・純資産合計	464,569

**第6期決算公告** 令和8年1月14日  
東京都新宿区西新宿一丁目20番3号  
西新宿高木ビル7F-8F  
**B D アグリカルチャー・ジャパン株式会社**  
代表取締役 ヤン・ホフステード  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	38,945 16
	資産合計	38,962
負純 資 産 及 の び部	流动負債 貯金引当金 の他 株主資本 資本利益 その他の利益 利潤余金 (うち当期純利益)	34,172 1,545 32,627 4,790 5,000 △209 △209 (1,378)
	負債・純資産合計	38,962

**第10期決算公告** 令和8年1月14日  
埼玉県志木市柏町六丁目29番57号  
**株式会社ぶりえ**  
代表取締役 佐藤 康治  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	187,844 30,285
	資産合計	218,129
負純 資 産 及 の び部	流动負債 債券資本 株主資本 資本利益 その他の利益 利潤余金 (うち当期純利益)	27,063 15,701 175,364 42,000 133,364 133,364 (9,473)
	合計	218,129

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を三二〇〇万円減少し  
一〇〇〇万円とすることにいたしました。  
効力発生日は令和八年二月二十一日であ  
り、株主総会の決議は、令和七年十二月十五  
日に終了しております。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
い。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。

**第42期決算公告** 令和8年1月14日  
東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館  
**株式会社日本マネジメント・  
アドバイザリー・カンパニー**  
代表取締役 首藤 秀司  
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,434,914 2,078,372
	資産合計	3,513,287
負純 資 産 及 の び部	流动負債 債券資本 株主資本 資本利益 その他の利益 利潤余金 (うち当期純利益)	551 163 3,512,572 10,000 3,502,572 3,502,572 (506,216)
	合計	3,513,287

**第29期決算公告** 令和8年1月14日  
大阪市都島区都島本通3丁目7番15号  
**株式会社サンマック**  
代表取締役 藤木 久美  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	106,944 9,276
	資産合計	116,220
負純 資 産 及 の び部	流动負債 債券資本 株主資本 資本利益 その他の利益 利潤余金 (うち当期純利益)	30,921 30,170 61,091 55,129 19,000 36,129 5,250 30,879 (1,959)
	合計	116,220
	負債・純資産合計	116,220

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を九百万円減少し一千  
万円とし、減少額全額を資本準備金とするこ  
とにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
い。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。

**第7期決算公告** 令和8年1月14日  
東京都港区南青山六丁目10番12号  
**株式会社フェイス・プロパティー**  
代表取締役 中西 正人  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	392,344 234
	資産合計	392,579
負純 資 産 及 の び部	流动負債 債券資本 株主資本 資本利益 その他の利益 利潤余金 (うち当期純損失)	1,253,715 0 △861,135 10,000 △871,135 △871,135 (3,672)
	合計	392,579

**第45期決算公告** 令和8年1月14日  
熊本県熊本市北区植木町植木133番地の1  
**株式会社ロッキー**  
代表取締役 竹下 健一  
貸借対照表の要旨(令和7年2月20日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	3,019,984 4,618,540 932
	合計	7,639,458
負債の部合計	5,386,793	
株主資本 資本準備金 その他の資本 利益 利潤余金 その他の利益 利潤余金 自己株式	2,252,664 50,000 199,494 20,000 179,494 2,003,169 7,435 1,995,734 (381,968) 2,252,664 △17	
負債及び純資産の部	合計	7,639,458

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を  
承継して存続し、乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。  
(甲) 下記のとおりです。  
(乙) 下記のとおりです。

**第71期決算公告** 令和8年1月14日  
東京都台東区西浅草一丁目4番2号  
**株式会社萬藤**  
代表取締役 藤 浩之  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	999 1,119
	資産合計	2,119
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 利潤余金 その他の利益 利潤余金 自己株式	64 2,054 10 2,061 2 2,059 (22) △17
	合計	2,119

**第30期決算公告** 令和8年1月14日  
熊本県上益城郡益城町福富1107番地  
**株式会社アールリカー**  
代表取締役 竹下 光伸  
貸借対照表の要旨(令和7年2月20日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	234,023 22,932
	合計	256,956
負純 資 産 及 の び部	流动負資 本利 益 利潤 余 金 その他の 利潤 余 金 利潤 余 金 利潤 余 金 合計	181,642 75,314 50,000 25,314 530 24,784 (26,345)
	合計	256,956

**第40期決算公告** 令和8年1月14日  
東京都文京区関口一丁目35番17号  
山水ビル4F  
**株式会社マガジンボックス**  
代表取締役 若狭 衆

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	638,236
	固定資産	495,681
	<b>資産合計</b>	<b>1,133,918</b>
負純 資 産 及 び部	流动負債	31,241
	<b>負債合計</b>	<b>31,241</b>
	株主資本	1,102,676
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,092,676
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	1,090,176 (57,585)
	<b>純資産合計</b>	<b>1,102,676</b>
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,133,918</b>

**合併公告**  
令和8年1月14日  
東京都文京区関口一丁目35番17号  
山水ビル4F  
**(甲) 株式会社マガジンボックス**  
代表取締役(丙) 五役会社五三役会社三  
株主資本 1,102,676  
資本金 10,000  
利益剰余金 1,092,676  
利益準備金 2,500  
その他利益剰余金  
(うち当期純損失) 1,090,176  
(57,585)  
**純資産合計** 1,102,676  
**負債・純資産合計** 1,133,918

おおむねの合併を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公表します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司へお申し出下さい。告白掲載の翌日から一箇月以内にお申しだされると、両社の最終貸借対照表の要旨は次のようにあります。

**第42期決算公告** 令和8年1月14日  
横浜市磯子区洋光台三丁目21番17号  
**菱和工業株式会社**  
代表取締役 大村 裕司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	147,251
	固定資産	273,998
	<b>合計</b>	<b>421,249</b>
負純 資 産 及 び部	流动負債	43,506
	固定負債	300,863
	資本金	76,880
	剩余额	70,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	6,880 (1,131)
	<b>合計</b>	<b>421,249</b>

**第39期決算公告** 令和8年1月14日  
東京都文京区関口一丁目35番17号  
山水ビル4F

**株式会社全商**

代表取締役 若狭 衆

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	14,763
	固定資産	46
	<b>資産合計</b>	<b>14,810</b>
負純 資 産 及 び部	流动負債	2,540
	<b>負債合計</b>	<b>2,540</b>
	株主資本	12,270
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,270
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△229 (3,278)
	<b>純資産合計</b>	<b>12,270</b>
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>14,810</b>

**第46期決算公告** 令和8年1月14日  
東京都文京区関口一丁目35番17号  
山水ビル4F

**株式会社クリーン企画**

代表取締役 若狭 衆

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	15,065
	固定資産	142
	<b>資産合計</b>	<b>15,208</b>
負純 資 産 及 び部	流动負債	15,463
	<b>負債合計</b>	<b>15,463</b>
	株主資本	△254
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,254
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△12,754 (2,419)
	<b>純資産合計</b>	<b>△254</b>
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>15,208</b>

**第62期決算公告** 令和8年1月14日  
新潟県長岡市花園1丁目5番14号  
**株式会社北越書館**  
代表取締役 寛張 良郎

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	192,114
	固定資産	145,755
	<b>合計</b>	<b>337,870</b>
負純 資 産 及 び部	流动負債	159,596
	固定負債	41,020
	資本金	137,253
	剩余额	40,000
	その他資本金	61
	利益剰余金	61
	利益準備金	97,192
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	10,000 (87,192)
	<b>合計</b>	<b>337,870</b>

**第45期決算公告**

令和8年1月14日

富山県高岡市早川70番地

**三協テック株式会社**

代表取締役 中島 征宏

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	11,619,408
	固定資産	1,488,116
	<b>資産合計</b>	<b>13,107,525</b>
負債 及び 純 資 産 の 部	流动負債	9,384,358
	(賞与引当金)	(19,347)
	固定負債	84,680
	(退職給付引当金)	(25,343)
	株主資本	3,583,325
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,181,285
	資本準備金	1,947
	その他資本剰余金	1,179,338
	利益剰余金	2,352,040
	利益準備金	900
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,351,140 (378,750)
	評価・換算差額等	55,162
	その他有価証券評価差額金	55,162
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,107,525</b>

**合併公告**  
令和8年1月14日  
富山県射水市布目沢710番地7  
**(甲) 三協テック株式会社**  
代表取締役(乙) 中島 征宏  
江渕 浩一  
(法人番号) 83300101570  
富山県高岡市早川七〇番地  
富山県射水市布目沢七〇番地  
おりです。この合併に対し異議のある債権者は、本公司へお申し出下さい。告白掲載の翌日から一箇月以内にお申しだされると、両社の最終貸借対照表の要旨は次のようにあります。

**第55期決算公告** 令和8年1月14日  
富山県射水市布目沢710番地7  
**株式会社エスケーシー**  
代表取締役 江渕 浩一

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	235,135
	固定資産	145,234
	<b>合計</b>	<b>380,369</b>
負純 資 産 及 び部	流动負債	197,015
	(賞与引当金)	(13,302)
	固定負債	49,179
	(退職給付引当金)	(17,186)
	株主資本	134,175
	資本剰余金	71,000
	利益剰余金	63,175
	利益準備金	17,750
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	45,425 (11,264)
	<b>合計</b>	<b>380,369</b>

**第40期決算公告** 令和7年12月22日  
兵庫県芦屋市船戸町4番1-502号  
**芦屋都市管理株式会社**  
代表取締役 北川加津美

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	80,314
	固定資産	17,925
	<b>合計</b>	<b>98,239</b>
負純 資 産 及 び部	流动負債	14,089
	固定負債	16,366
	資本金	67,783
	剩余额	80,000
	その他資本金	236,845
	利益剰余金	236,845
	利益準備金	△249,061
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△249,061 (93,890)
	<b>合計</b>	<b>98,239</b>